



環境省関連対策・施策の進捗及び 今後の取組について

令和 7 年 7 月 2 8 日
環境省



- 1. エネルギー需要側対策・再エネ・省エネ関連**
- 2. 地域脱炭素関連**
- 3. フロン関係**
- 4. 廃棄物関連**
- 5. 吸収源対策**
- 6. 国際関係**
- 7. その他環境省関連対策・施策**

1. エネルギー需要側対策・再エネ・省エネ関連

- 3

1. エネルギー需要側の脱炭素化の取組

- ① **くらしの脱炭素化**
- ② 公共部門の脱炭素化
- ③ バリューチェーン全体の脱炭素化
- ④ 再エネ主力電源化等に向けた取組
(上記以外)

くらしの脱炭素化に向けた進捗・課題と施策の方向性



進捗・課題

脱炭素型ライフスタイルへの転換

- 家庭部門の脱炭素化には、日常生活に関するGHGの排出量削減に資する生活様式等の転換が必要であり、2022年10月「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を開始。2024年2月、暮らしの全領域での課題とその解消に向けた仕掛けをまとめた「くらしの10年ロードマップ」を策定。
- 啓発にとどまらない活動にすべく、国、自治体、企業、団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするデコ活応援団(官民連携協議会)を立ち上げ。(会員数2,400超。官民連携プロジェクト数は93。(2025年5月末現在))
- 脱炭素に資する製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するため、2024年3月デコ活補助事業を開始。これまで広域規模事業13件、地域規模事業3件の合計16件を採択。
- 温対法に基づく地域地球温暖化防止活動推進センターが、各県で啓発活動等を実施。
- 国民・消費者に対し、気候変動等の理解や関心を高め、行動変容の意義・メリットを伝え、インセンティブにつながる機会を提供すること等が課題。

住宅・建築物の脱炭素化

- 住宅・建築物について、関係省庁が連携して、規制・制度、予算措置等により、新築・既築ともに省エネ化・脱炭素化を進めてきたところ。
- 新築については、ZEH化率27.6%、ZEB1.3%(2023年度)となっており、建築コストが高くなることなどから、更なる取組が必要。とりわけ、既築については、新築に比べて対策が遅れている。
- 建築物の建設時等を含むライフサイクル全体でのCO2排出量の把握に係る取組は限定的。

施策の方向性

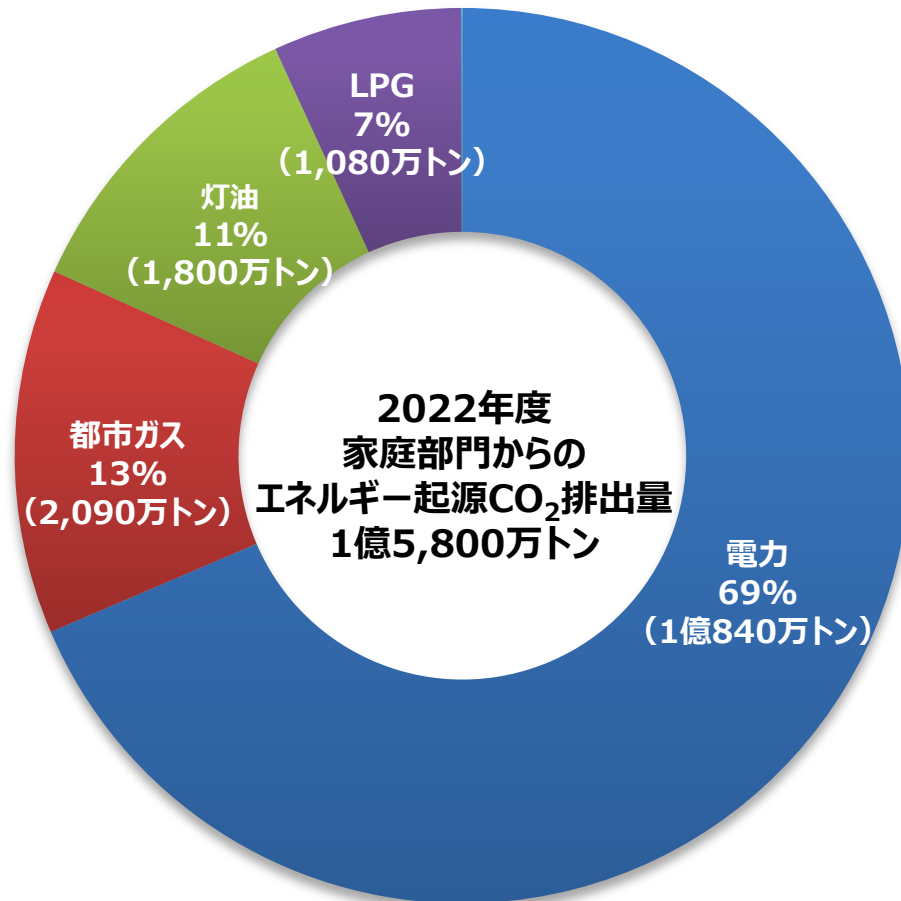
- 「くらしの10年ロードマップ」については、デコ活アクションの導入・実践率を毎年フォローアップ。今後は、排出量の多くを占める暖房・給湯用需要及び照明・家電製品に対して、重点的・効果的な施策を実施する。また、中間地点で進捗評価を行い、必要に応じてロードマップを見直す。
- 2050年ネットゼロの実現に向け、暮らしの全領域(衣食住・職・移動・買物)について、将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を提示する。
- デコ活応援団のさらなる会員数増加や効果的な官民連携プロジェクトの組成、地域センターとの有機的連携を促進。
- これらの取組により、国民・消費者のライフスタイル転換、行動変容をより強力に促進し、家庭部門の排出削減のみならず、地域の脱炭素化やGX製品の購入拡大等、時代のニーズに即した経済・社会全体における削減を推進する。

- 住宅・建築物の省エネ化・脱炭素化に関する進捗状況や規制制度の動向を踏まえ、補助事業等を通じた支援を行うとともに、省エネ化・脱炭素化した住宅・建築物の便益について情報発信を行う。
- 運用時だけでなくライフサイクル全体での建築物のCO2排出量の算定・削減に係る取組を、政府内の制度化の検討とあわせて支援していく。

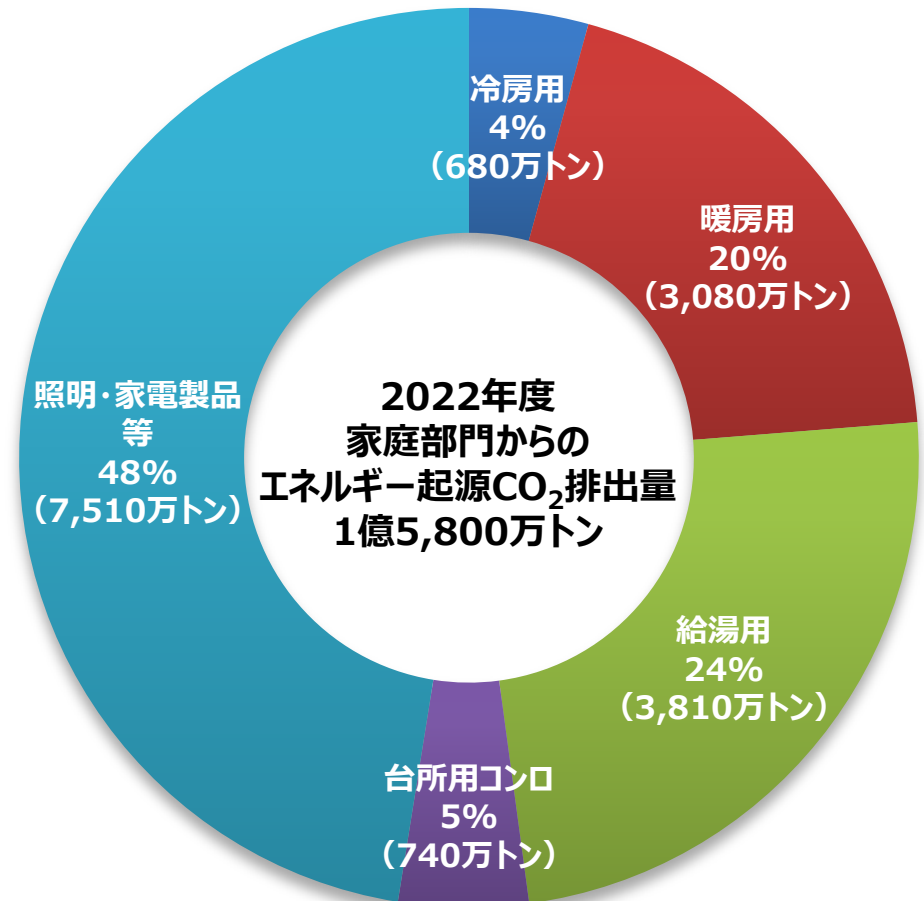
（参考）家庭部門からのエネルギー起源CO₂排出量の内訳

- 2022年度の家庭部門からのエネルギー起源CO₂排出量を燃料種別に見ると、電力消費に由来する排出が最も多く、全体の69%を占めている。次いで、都市ガス、灯油、LPGとなっている。
- 用途別に見ると、照明・家電製品等に由来する排出が48%と最も多く、次いで、給湯用、暖房用となっている。

燃料種別排出量



用途別排出量



※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合がある。

＜出典＞（左図）温室効果ガスインベントリ、総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）を基に作成
（右図）温室効果ガスインベントリ、家庭部門のCO₂排出実態統計調査（環境省）を基に作成

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動。令和4年10月に発足し、令和5年7月に愛称を「**デコ活**」（※）と決定。8月には**ロゴマーク・メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言**などを発信。

（※）二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

- 2030年代にかけて、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康になり、2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしの絵姿を提案。（※1）
- デコ活応援団（官民連携協議会）を通じ、国民・消費者の新しい豊かな暮らし創りを強力に後押し。（※2）
- 令和6年2月、衣食住等あらゆる生活場面で豊かで脱炭素に貢献する暮らしに向けた“**くらしの10年ロードマップ**”を策定。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿（※1）



デコ活応援団(官民連携協議会)（※2）

国、自治体、企業、団体、消費者等による協議会

- ① デジタル活用や製品、サービスを組み合わせた新たな豊かな暮らしのパッケージ提案、機会・場の創出など消費者への効果的な訴求に向けた連携
- ② 各主体の取組で得られた知見・経験・教訓の共有ベストプラクティスの横展開
- ③ 政府施策への提案・要望(環境省普及啓発予算の具体的な使い道・アイデア等)

アクション

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

ロゴ・メッセージ

デコ活
くらしの中のエコろがけ

デコ活宣言

- 宣言①: 製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします!
- 宣言②: 生活・仕事の中で、デコ活を実践します!

くらしの10年ロードマップ（概要）

■ **国民・消費者目線**で、**脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋**（課題と仕掛け）を**全領域**（衣食住・職・移動・買物）で明らかにし、**官民連携**により行動変容・ライフスタイル転換を促進（令和6年2月作成）

国民にとってのボトルネック

意欲

- 導入メリット・意義が不明
- 昔のイメージのまま敬遠
- 手間・難しさの忌避感
- 問題への理解・関心不足

実践

- 初期費用・大規模支出
- 導入に時間がかかる
- 機会・情報が限定・不十分
- 慣習・制度が実践を妨げ

課題解消に向けた仕掛け（主な対策）

	2024~2026	2027~2029	2030~
メリット・意義、最新情報を導入機会と同時に伝達（商業・公共施設等を体験・体感の場に）			
新築/既存住宅リフォーム+太陽光発電設備・高効率給湯器等のパッケージ化			住
商品・ブランド別のエシカル度の見える化			衣
サステナブルツアー（出張・旅行 等）、カーボンオフセット付き旅行保険等			移
科学的情報等を行動とセットで提供（DXを活用したワクワク感、楽しさなどの動機付け）			基盤
サブスクリプション型サービスやPPA・リース、環境配慮型ローン等の提供拡大			
公的支援情報を分かりやすく提供し、複数補助制度の一括申請の受付を拡大			住
通常リフォームに合わせた+aの断熱、家電販売時の省エネ・再エネのパッケージ提案			住
リペア、アップサイクル・染め直し等、衣類の交換会、回収リサイクルの場の拡大			衣
フードシェアリング、フードドライブ・フードバンク活動、エシカル商品サービス等の拡大			買・食
テレワークとマッチするよう必要に応じてルール見直し、必要なサービス・インフラ・情報提供			職
データ活用した行動見える化、デマンドレスポンス、住民・従業員へのインセンティブ拡大			基盤
費用対効果に優れた気付き・ナッジの提供			基盤

行動制約

行動変容・ライフスタイル転換

「くらしの10年ロードマップ」に係る消費者アンケート調査（第2回）について



- 「くらしの10年ロードマップ」の進捗把握のため、消費者の取組実施状況に関するアンケートを実施。
（第2回消費者アンケート結果（調査期間令和7年1月10日～14日）を令和7年3月21日に公表。）
- 衣・食・住・職・移動・買物・基盤の7分野36項目において、導入・実践等を調査。
- 前年調査と比較すると住宅「外」分野における、「新築」に関する項目では、「導入・実践」の割合が上昇しており、進捗傾向が認められた。（調査対象：地域・年代別に人口動態に即して割り付けた全国の成人6,500人）

項番	分野	設問	回答ごとの割合(%) ¹⁾				N数	導入・実践 対前年度比	項番	分野	設問 項目	回答ごとの割合(%) ¹⁾				N数	導入・実践 対前年度比
		項目	不知	認知	意欲	導入・実践					項目	不知	認知	意欲	導入・実践		
1	④住[外]	住宅の省エネ基準への適合（持ち家・新築）	4.7	16.3	12.8	66.3	86	+7.5%	17	③衣	家庭でのクールビズ	22.3	15.1	16.0	46.6	6,500	-4.7%
2		住宅の省エネ基準への適合（持ち家・既存）	9.2	26.3	27.5	37.0	3,612	-2.6%	18		家庭でのウォームビズ	22.2	13.3	16.8	47.8	6,500	-6.0%
3		住宅の省エネ基準への適合（賃貸住宅）	31.2	19.4	39.7	9.7	2,012	-1.9%	19		職場でのクールビズ	21.0	17.9	16.0	45.2	3,847	-4.8%
4		住宅への太陽光発電の導入（持ち家・新築）	2.3	46.5	18.6	32.6	86	+4.7%	20		職場でのウォームビズ	20.2	18.2	17.5	44.1	3,847	-5.6%
5		住宅への太陽光発電の導入（持ち家・既存）	6.7	64.0	17.9	11.4	3,612	-0.4%	21		サステナブルファッション（選択、利用、再資源化）	54.0	21.6	18.8	5.6	6,500	-0.9%
6		住宅への太陽光発電の導入（賃貸住宅）	29.2	43.9	25.8	2.1	2,012	-0.1%	22	④買・食	地産地消・旬産旬消	22.2	13.7	22.1	42.0	6,500	-5.4%
7	④住[内]	LED照明の導入	15.3	13.7	16.6	54.5	6,500	-3.8%	23		食品ロスを減らす取組	18.6	10.9	18.6	52.0	6,500	-6.0%
8		省エネエアコンの導入	20.9	14.6	21.6	43.0	6,500	-3.4%	24		プラスチック製品の需要を抑制する取組	17.0	11.6	10.0	61.4	6,500	-5.7%
9		省エネ冷蔵庫の導入	26.5	16.5	26.0	31.0	6,500	-2.4%	25	プラスチックの分別、リサイクル、リユース等の取組	15.3	8.2	9.0	67.6	6,500	-5.4%	
10		節水型洗濯機の導入	23.6	23.3	21.3	31.9	6,500	+1.2%	26	⑤職	雇用型テレワーク	32.6	32.8	18.0	16.5	3,847	-0.7%
11		高効率給湯器の導入	23.7	30.5	21.1	24.6	6,500	-1.8%	27	⑥移	電動車の購入	11.0	34.0	26.0	29.0	385	-3.7%
12		節水機器の導入	19.4	23.7	28.4	28.6	6,500	-2.2%	28		カーシェアリング	31.3	52.9	11.8	4.0	3,607	+0.1%
13		HEMS等の導入	46.4	30.3	19.3	3.9	6,500	-1.4%	29		エコドライブ（家庭）	15.2	13.2	14.6	57.0	3,353	-6.3%
14		節電行動（例：お出かけの際に消灯、冷蔵庫の扉をすぐ閉める 等）	21.8	11.9	15.2	51.1	6,500	-4.2%	30		エコドライブ（職場）	18.0	33.0	17.0	32.0	92	-6.0%
15		節水行動（例：洗濯時のすすぎ回数を1回に抑える、こまめにシャワーを止める 等）	22.2	24.9	16.4	36.5	6,500	-4.1%	31		移動における公共交通の利用	11.4	40.9	22.8	24.8	4,446	-0.4%
16		ガスの使用量を削減する行動（例：追い焚き回数を1回減らす、浴槽の蓋を活用する 等）	23.8	20.0	19.6	36.5	6,500	-3.8%	32		移動における自転車の利用	14.6	21.8	16.6	47.0	6,500	-2.4%
								33	脱炭素旅行商品（環境負荷のより少ない移動手段等を用いた旅行商品）の購入		48.5	22.3	21.8	7.4	6,500	±0%	
								34	⑦基盤		「脱炭素」「カーボンニュートラル」	22.2	42.2	27.4	8.3	6,500	-0.1%
								35		「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）	75.1	14.0	8.1	2.8	6,500	-0.1%	
								36		「デコ活アクション」	80.5	10.6	6.5	2.4	6,500	+0.2%	

1.「不知」=そもそも聞いたことがない/わからない、「認知」=何のことが知っているが導入/実践したいと思わない、「意欲」=導入/実践したいと考えているが導入/実践には至っていない、「実践」=既に導入/実践している

1.「不知」=そもそも聞いたことがない/わからない、「認知」=何のことが知っているが導入/実践したいと思わない、「意欲」=導入/実践したいと考えているが導入/実践には至っていない、「実践」=既に導入/実践している

「デコ活」における連携・サポートの例

「デコ活応援団」による 連携・マッチング

官民連携で「デコ活」の効果的な実施につなげるため、国・企業・自治体・団体等の連携・実践の場 & 情報共有・意見交換の場として、**企業・自治体・団体等による官民連携協議会「デコ活応援団」**を設立。3か月に1回の**オンライン会合**を開催し、新規取組提案による企業や自治体等の**マッチング機会**として活用。

「デコ活応援団」 (新国民運動官民連携協議会)

2,401主体
(1,403企業、342自治体、374団体、282個人)
令和7年5月末現在

脱炭素型「取組・製品・サービス」 の発信

組織（企業・自治体・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかるとともに、けポータルサイトにおいて、「**脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える取組・製品・サービス**」の登録を受け付け。登録いただいたものは、ポータルサイトやSNS等で発信。

脱炭素に資する取組・製品・サービス

デジタルも駆使して、多様で快適な **働き方、暮らし方** を後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーションなど）



1

脱炭素につながる新たな暮らしを支える **製品・サービス** を提供・提案



2



インセンティブ や効果的な情報発信（気づき、ナッジ）を通じた行動変容の後押し（消費者からの発信も含め）

3



地域 独自の（気候、文化等にに応じた）暮らし方の提案、支援

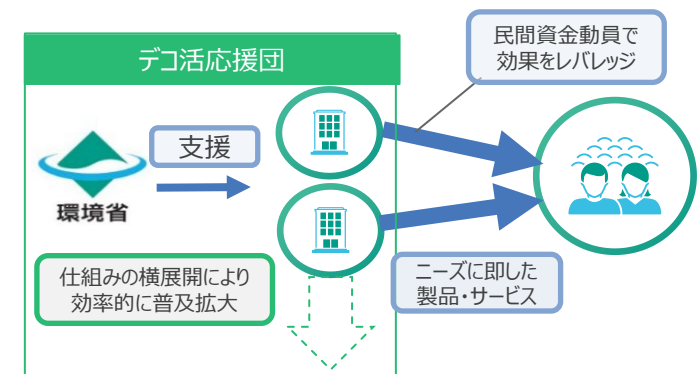
4

補助金事業による 社会実装型取組支援

マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「**新しい豊かな暮らし**」を支える**製品・サービス**を効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施。
※補助率：定額（1/3相当）

社会実装型取組支援

デコ活応援団を通じ、マッチングファンド方式により、民間の資金を動員（**レバレッジ**）、ニーズに即した具体的な選択肢を提示することで波及効果を拡大



エコドライブ・カーシェアリングの取組



- 地域地球温暖化防止活動推進センターや「デコ活応援団」の枠組みを活用して、エコドライブ・カーシェアリングの取組を推進。

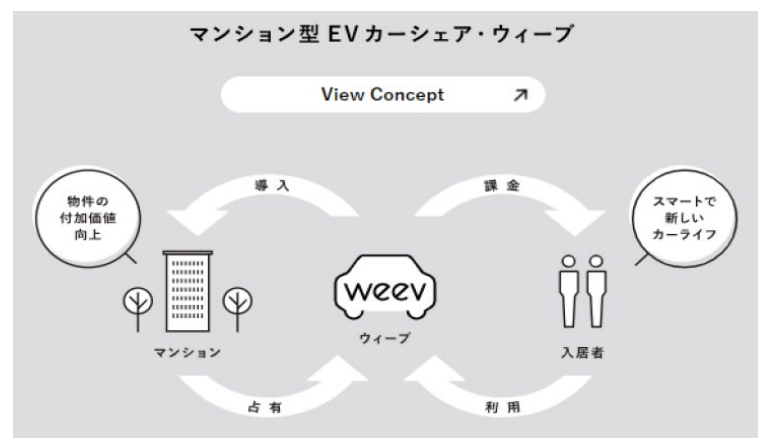
エコドライブ

プロジェクト名	信州スマートムーブ通勤ウィーク2024
実施内容	期間中に1日以上、ノーマイカー通勤かエコドライブ通勤、または両方を実施。 事業所（営業所、支店、出張所等）単位で参加。
実施主体	長野県地球温暖化防止活動推進センター 長野県環境保全協会
対象	長野県内に所在する事業所 （176事業所、41,252人が参加）
実施時期	令和6年9月20日～10月4日



カーシェアリング

プロジェクト名	電気自動車シェアリングサービス
実施内容	マンションの入居者が使いたい時だけ手軽にスマホアプリでEV自動車を予約し使用できるEVシェアリングサービスの提供。
実施主体	九州電力株式会社
対象	マンション居住者
実施期間	通年



デコ活 Positive Action Initiative



- 環境省と有志企業が連携し、消費者の脱炭素につながるアクションの見える化を目指す。
- 2025年2月に、消費者の脱炭素アクションのCO2排出量データベースを発表。

目的

生活の様々な場面で行った脱炭素に繋がるアクションを
見える化し、インセンティブを提供することを目指す

官民連携で取り組む

"Positive Action Initiative"とは

- 消費者の"脱炭素"のための活動をより身近にすることを目指し、多数の企業・団体が参画

“あなたの脱炭素貢献が見えるように”
“あなたの脱炭素貢献を新しい価値に”



デコ活データベース

脱炭素に資するアクションのCO2削減量のデータベースを作成

- ・ 今後は、デコ活データベースを活用したサービスの社会実装を目指す

エアコンの使用時間を減らす



1 時間あたり0.36kgのCO2削減

食べ残しをしない



1 食あたり0.01kgのCO2削減

リユース品の衣類をオンライン (EC、フリマアプリ等)で購入する



1 着あたり9.5kgのCO2削減

在宅勤務を実施する



1 日あたり1.8kgのCO2削減

※デコ活データベース (Ver.1.1) を使用

デコ活データベースを活用した民間での実証

- 参加者の環境行動により削減されたCO2排出量を可視化し、参加者にフィードバック。
- 環境省 デコ活データベースを活用。

概要

参画組織 富士通
ANA X
東芝データ
川崎市

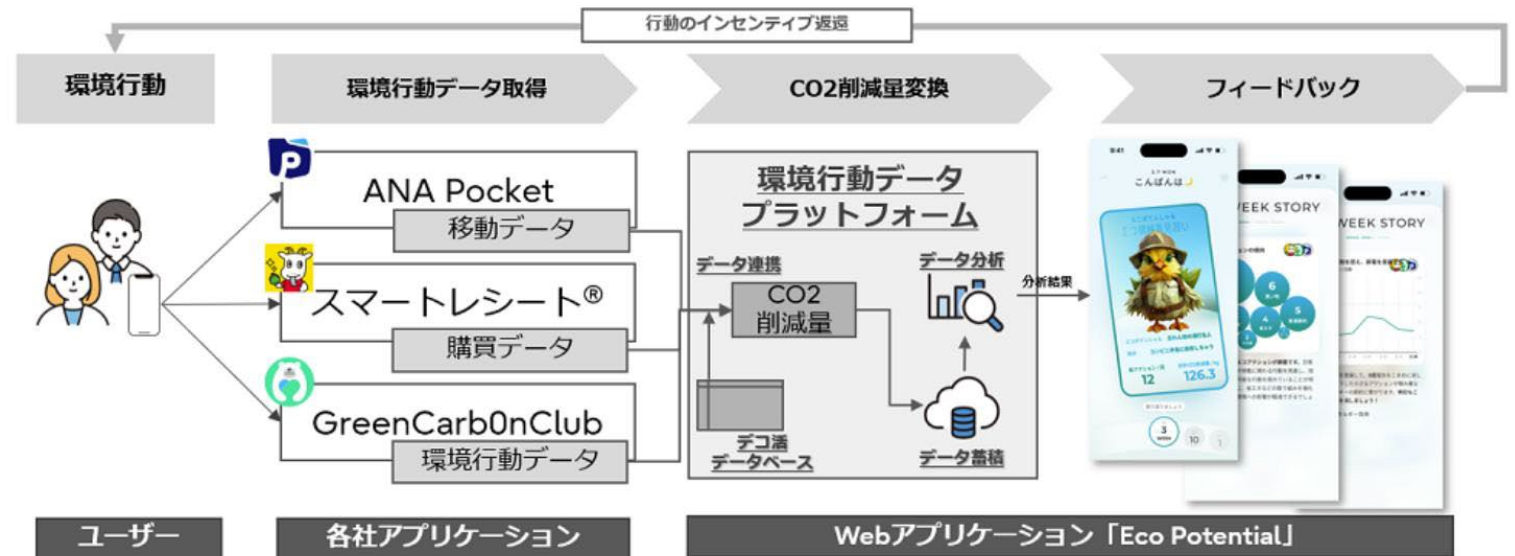
実証期間 2025年2月27日
～2025年3月28日

対象者 川崎市の居住者と
在勤者

内容 参加者がアプリを通じ記
録した移動、購買、環境
行動のデータから、CO2
削減量を可視化

CO2削減量の社会的
価値や本データベースの
社会実装に必要な要素
について検証

取組イメージ



本実証実験のイメージ図

昼の電力需要創出に向けたモデル実証（デコ活）



- 「デコ活」の取組として、令和6年度に、再エネ導入拡大により生じる**昼の余剰電力の有効活用に向けたモデル実証を実施**。機器の自動制御や市場連動型電気料金プランの活用により、上げDRの効果を確認できた一方で、消費者の認知やインセンティブ、機器の設定等に課題があることが分かった。
- 令和7年度も引き続き、昼間の電力需要創出と消費者便益最大化に向け、モデル実証を実施する。

背景

再エネ導入拡大により生じる、昼の余剰電力の有効活用に向けて、行動変容と生活者利益を訴求

- ・近年、再生可能エネルギーの導入量増加により、出力制御の対象地域・量が拡大・増加傾向
- ・解決策として、昼間の電力需要を創出する「デマンド・レスポンス (DR)」が効果的
- ・昼の電力利用への行動変容と、それによる生活者の利益・利便性を訴求



実証事業の概要

「上げDR」を促す取組を実施、昼の電力利用へのシフトに向けた効果や消費者の利益・利便性について検証

事業者

Nature株式会社、
関西電力株式会社

株式会社
L o o o p

実証概要

蓄電池・エコキュート・EV等を所有する家庭を対象に、HEMS機器等を用いた**機器制御型DR**と、手動で制御する**行動変容型DR**を実施

市場連動型電気料金プランを活用した**行動変容型DR**、蓄電池・洗濯乾燥機・食洗器・浴室乾燥機をIoT機器を活用して自動制御する**機器制御型DR**を実施

(参考) 昼の電力需要創出に向けたモデル実証結果 (Nature/関西電力)

- 蓄電池・エコキュート・EV等を所有する家庭を対象に、HEMS機器等を用いた機器制御型DRと、手動で制御する行動変容型DRを実施。

実施内容	実施グループを機器制御グループ (複数機器制御・単独機器制御いずれも含む) と行動変容グループへ区分し、いずれも再エネ出力制御が発生する可能性が高い、ないしは電力市場での電力量価格がほか時間帯と比して低い時間帯において、上げDR実施指令を行う
実証期間	2024年10月21日(月)～ 同年11月30日(土)
実証対象	蓄電池・エコキュート・EV等を所有する家庭
実証参加世帯	HEMS機器等で需要家機器の自動制御を行うグループ (以下、機器制御グループ) と、需要家自身で手動制御するグループ (以下行動変容グループ) に大別
サンプル数	機器制御グループ: 88件 行動変容グループ: 356件
制御対象	蓄電池・エコキュート・EV 等
主な検証内容	- 電力需要を昼にシフトすることによる消費者便益の検証 - 消費者視点での、最適な電力利用を目的とした行動変容型デマンド・レスポンス (DR) や機器制御型DRのあり方の検証

(参考) 昼の電力需要創出に向けたモデル実証結果 (Loop)

- 市場連動型電気料金プランを活用した行動変容型DR、蓄電池・洗濯乾燥機・食洗器・浴室乾燥機をIoT機器を活用して自動制御する機器制御型DRを実施。

	実証① 市場連動型電気料金プランを活用した行動変容型DRの実証	実証② 家庭用蓄電池の市場連動制御による機器制御型DRの実証	実証③ 指ロボットによる家電の市場連動制御による機器制御型DRの実証
実施内容	市場連動型電気料金プランの契約者に対し、実証期間において電気料金を0円で提供する群及び、ネガティブプライスで提供する群を用意し行動変容型DRを促す	家庭用蓄電池の導入者に対し、実証期間において市場連動型の充放電制御を行う	指ロボット(遠隔で家電のボタンを押せるIoT機器)を通じ、実証期間中、家電を市場価格が安い時間帯に稼働させる制御を実施する
実証期間	2024年11月20日(水) 2024年11月24日(日) 2025年 1月 8日(水) 2025年 1月12日(日)	2025年2月3日(月)～2月17日(月)の2週間	2025年1月8日(水)～1月29日(水)の3週間
サンプル数	- 電気料金0円提供の群:約6,000世帯 - ネガティブプライス提供の群:約6,000世帯	40世帯	各機器 5世帯
制御対象	—	蓄電池	洗濯乾燥機、食洗器、浴室乾燥機
主な検証内容	1. 実施時間帯の上げDR量 2. 実施時間帯以外の下げDR量 3. キャンペーン中の上げDRによる電気代削減効果 4. 参加者の行動変容への意識変化(アンケートにより測定)	1. 家庭用蓄電池の市場連動制御による使用電力量(系統買電量)の変化 2. 家庭用蓄電池の市場連動制御による電気代の変化 3. 蓄電池DR普及に係る各種課題の洗い出し - 安定通信状況等 4. 家庭用蓄電池の市場連動制御による意識の変化(アンケート及び、インタビュー等により測定)	1. 指ロボット導入による電気代削減効果 2. 指ロボット導入による使用電力量の変化 3. 指ロボット導入によるお客様の受容度(インタビューにより測定) 4. 指ロボットによる家電制御に関する定性課題

温対法に基づく地球温暖化防止活動推進センターについて



- **地域地球温暖化防止活動推進センター**は、都道府県知事や政令指定都市等が指定。地域センターは、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動、地方公共団体・温暖化防止活動団体等が行う**地域に適した「脱炭素社会実装」の支援**などを実施。

※全国地球温暖化防止活動推進センターは、国民・事業者に向けた情報提供・支援、地域センターへの情報共有、研修、関係組織との連携補助等を実施。

- 令和3年の温対法改正で、**地域センターの事務として事業者向けの啓発・広報活動が追加**。

京都府センター：住宅の脱炭素化加速事業

断熱キャンペーンでは、推進員や団体等と連携して実施し、認知度向上・断熱ニーズ掘り起こしや、工務店等事業者ツールを提供、情報発信等で連携。実務者研修会を実施して、高断熱高気密の施工ができる事業者の底上げ。

群馬県センター：スマートムーブ（公共交通）の推進

県内事業所に対しエコ通勤優良事業所としての認証登録を推奨し、インフラとしての公共交通維持のための機運を盛り上げるため**地域公共交通の再構築をテーマにフォーラム開催**。

また、GunMaaS（※）講習会の実施。

※スマホを活用し、交通手段見える化、割引サービス、マイナカード活用、データの交通計画への反映、等



熊本市センター：地球温暖対策実行計画の策定支援及びオンサイトPPA導入支援

センターが連携している熊本県球磨村、あさぎり町、五木村の地球温暖対策実行計画の策定支援と**オンサイトPPAの導入を行う公共施設及び事業者に対する導入支援**。

オンサイトPPAの導入支援、ZEB化等の補助金申請業務に係る支援、関係業者へのヒアリングによる実現性の高い執行スケジュールや計画変更に関する提案。

鳥取県センター：省エネ診断員・教員の育成と事業者・生徒の脱炭素の推進

質の高い省エネ診断により、事業者の脱炭素経営を加速化させ、質の高い環境教育により、生徒の学びを行動変容につなげる。鳥取県が認定した診断員にセンターが事業者別の傾向と診断注意点などの教育をし、診断員の診断精度を高め、**多様な事業所への省エネ診断を実施**し脱炭素を促進する。さらに小中学校で環境教育を進める教員向けの冊子教材と、eラーニングコンテンツを提供し、鳥取県内の環境教育の質を高める。

住宅の脱炭素化に向けた取組



■ 2050年ネット・ゼロの実現に向け、新築住宅・既存住宅ごとに様々な対策を実施。

■ 新築住宅：ZEH及びZEH-M（ゼッチ・マンション）の支援を実施。なお、2024年度からは、ZEHよりも省エネ性能を大幅に向上させた「GX志向型住宅」に対する支援を開始。

■ 既存住宅：窓や外壁の断熱リフォームを支援。特に国土交通省及び経済産業省と連携の下、住宅省エネキャンペーンを展開し、環境省では断熱性能の高い窓への改修を支援。

（参考）令和6年（2024年）度補正・令和7（2025年）度当初の関連予算事業一覧

**3省連携
キャンペーン**

**子育てグリーン住宅支援事業
（うちGX志向型住宅）＜GX＞**

- 脱炭素志向型住宅の導入支援事業
（経済産業省・国土交通省連携事業）
令和6年度補正：50,000百万円
 - 断熱等性能等級6以上
 - エネルギー消費量削減率（再エネ除く）：35%以上
 - エネルギーの消費量が正味で概ねゼロ以下 など

新築住宅

高断熱住宅
省エネルギー設備
エネルギー貯蔵設備
例：断熱ガラス・樹脂サッシ
脱炭素志向型住宅
（GX志向型住宅）
（イメージ）
高断熱断熱材
例（外断）：断熱遮断グラスウール
高断熱断熱材
例（内断）：断熱遮断グラスウール

ZEH※、ZEH+

- 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
令和7年度当初予算額：5,550百万円

①ZEH補助対象
②ZEH+：3要素のうち2要素以上を採用

支援実績
R5年度：6,754戸

※エネルギーの消費量が正味で概ねゼロ以下である住宅

ZEH-M（ゼッチ・マンション）

- 集合住宅の省CO₂化促進事業
令和7年度当初予算額：2,950百万円

支援実績
R5年度：2,830戸（低層）
100戸（中層）
1,792戸（高層）

V2H設備又はEV充電設備等について補助額を加算。

**3省連携
キャンペーン**

先進的窓リノベ2024事業（窓）＜GX＞

- 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業
（経済産業省・国土交通省連携事業）
（令和6年度補正予算額：135,000百万円）

既存住宅

内窓設置
内窓 → 既存のサッシ

外窓交換
既存の外窓 → 断熱性能の高い外窓

ガラス交換
既存のガラス → 断熱性能の高いガラス

支援実績
R5年度：
203,365戸（戸建）
40,301戸（集合）

断熱リフォーム（窓、外壁等）

- 令和7年度当初予算額：（戸建）5,550百万円の内数
（集合）2,950百万円の内数
- 既存住宅の断熱リフォーム支援事業
令和6年度補正：940百万円

外窓交換
古いサッシを捨て取り外し、新しい断熱窓を取り付け

外壁の断熱改修
既存の外壁の断熱材を撤去し、数値断熱等を施工

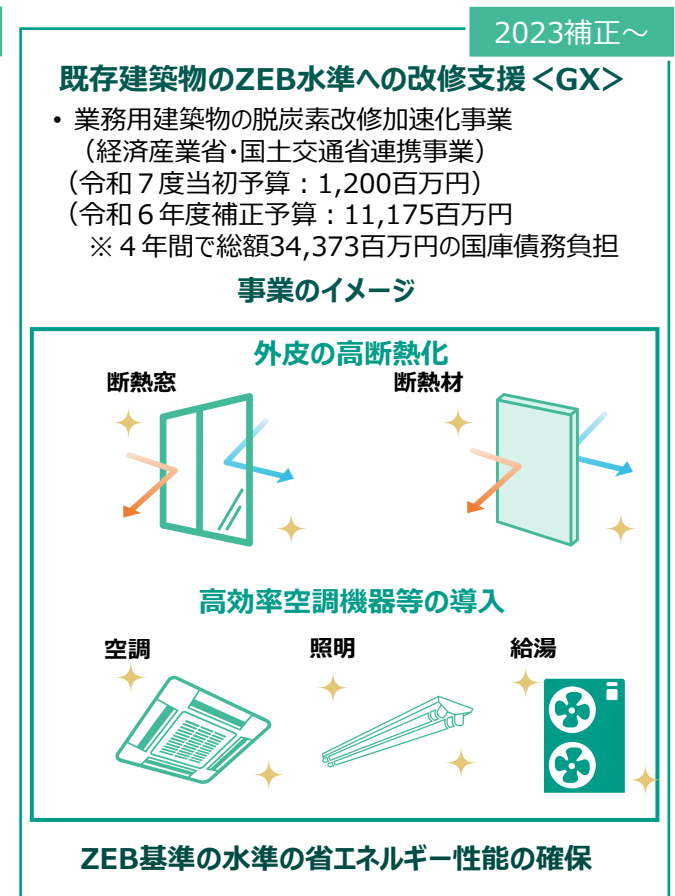
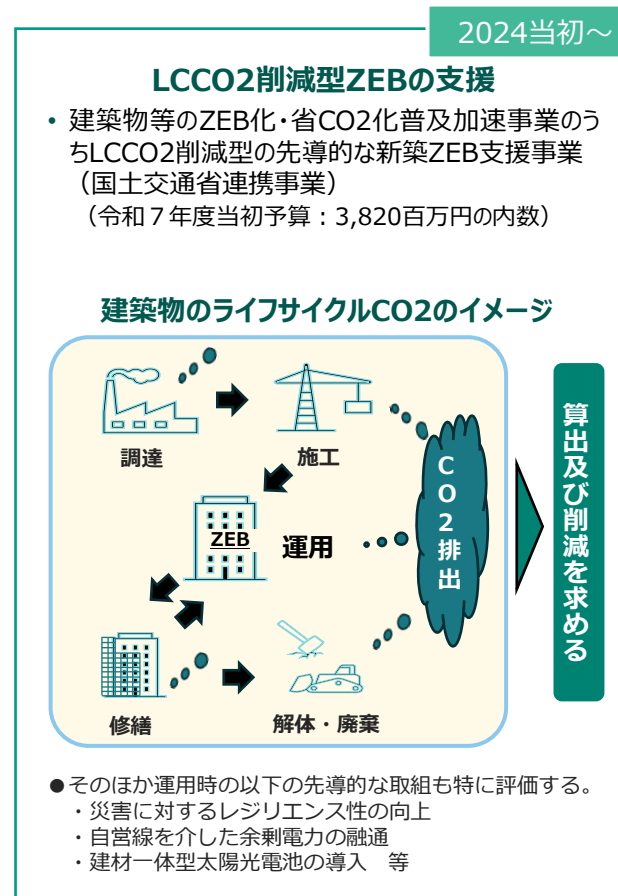
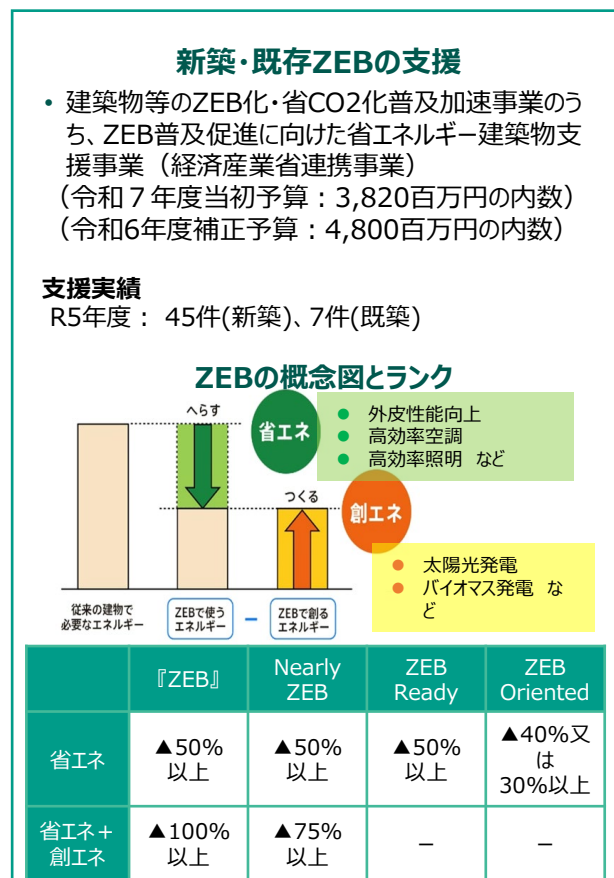
**主要居室の
部分断熱改修が可能**

支援実績
R5年度：
83戸（戸建）
14,169戸（集合）

建築物の脱炭素化に向けた取組

- 2023年度は、2050年ネット・ゼロの実現に向け、新築・既存建築物のZEB化を支援。特に改修に関して、外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入による既存建築物の省CO2改修を支援するための事業を新設。
- 加えて、ライフサイクルCO2を算定・削減し、かつ先導的な取組を行う新築ZEBへの支援について検討を実施（2024年度当初予算にて予算化）。

（参考）令和6年（2024年）度補正・令和7（2025年）度当初の関連予算事業一覧



デコ活補助事業による住宅分野の断熱・省エネ推進施策事例 連携協同型省エネリフォーム推進タスクフォース（仮称）の取組み（R7年度採択事業）



- デコ活補助事業を通じて、省エネ住宅に関連する事業者、業界団体を中心とした多様な主体からなる**コンソーシアム**を設立し、①**需要サイド**②**供給サイド**双方の**ボトルネック**を解消する取組を実施。
- 需要の喚起とあわせて、喚起した需要を着実に取り込む体制の充実を図ると共に、住宅省エネキャンペーンと連携することで、**消費者の行動変容を強力に後押し**する。

取組概要

省エネリフォーム普及における3つのボトルネックに対し、それぞれを解消する仕掛けを展開

- ①消費者の認知不足
 - メリット・効果を知らない、知る機会が少ない
- ②営業力不足
 - メリット・効果を消費者に説明できる事業者が少ない
- ③技術力不足
 - 施工ができる事業者が限られる

事業実施者

【代表事業者】

住友不動産株式会社

【共同事業者名】

一般社団法人住宅開口部グリーン化推進協議会
一般社団法人JBN・全国工務店協会
三協立山株式会社
株式会社LIXIL
YKK AP株式会社
住友不動産ハウジング株式会社

その他、住団連、日本サッシ協会、建築開口部協会、日本リフォーム産業協会、リノベーション協議会等 リフォームに関係する様々な業界団体とも連携

ボトルネックを解消する仕掛け

認知

興味・関心

比較検討

契約・施工

①

「省エネ住宅」の認知・拡大（戦略PR活動）

- 省エネ住宅の裾野拡大に向け、官民連携で年間を通して情報を発信し、メディア露出の機会を増やす

「省エネ住宅関連商品」の認知・拡大（広報・広告）

- 商品情報の発信
 - 事業者・業界団体による宣伝活動(広告・ツール)
 - 自社メディアの情報強化 (HP, SNS)
- 体験機会の提供

②

営業力強化

- 営業の商談ツールの充実
 - 商談見本動画
 - マニュアル等

③

技術力強化

- 研修会、マニュアル、計算支援等

※ 2年目以降は、事業者・業界団体によるPRで継続的に認知・拡大

- XX 本事業活動
- XX 各社自社活動
- 消費者の流れ
- 成果の活用

住宅脱炭素NAVIによる情報提供



- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEH-M（ゼッチ・マンション）の普及促進、既存住宅の断熱改修などの有効性を幅広く解説するポータルサイト（**住宅脱炭素NAVI**）を公開。（2025.3.21～）
- 高断熱住宅、断熱リフォームのメリットやZEHを普及する際の課題等を説明するとともに、お住まいの都道府県・市区町村で活用可能な支援策を検索できる検索ページも用意。
- 住宅の入手・リフォームを検討する一般消費者や一般工務店、自治体の皆様にご活用いただける**ZEH情報集約サイト**を目指す。



住宅脱炭素NAVI



TOP

消費者向け情報

事業者向け情報

自治体向け情報

全国省エネ住宅
支援検索ページ

住宅脱炭素NAVI

<https://policies.env.go.jp/earth/zeh/>

1. エネルギー需要側の脱炭素化の取組

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹 㿺 㿻 㿼 㿽 㿾 㿿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅

公共部門の脱炭素化に向けた進捗・課題と施策の方向性



進捗・課題

公共部門の脱炭素化

- 2025年2月、政府実行計画を閣議決定し、従来の2030年度に50%削減する目標に加えて、2035年度に65%削減、2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）する新たな削減目標を設定。
- 削減目標の実現に向けて、太陽光発電の最大限の導入・建築物の省エネの徹底・再エネ調達等の具体的な措置を規定。
- また、政府の率直的な取組として、ペロブスカイト太陽電池の率先導入、GX製品の率先調達等を位置付け。
- 2023年度の政府全体の排出量は、2013年度比で21.0%減少、2022年度比では3.0%増加。再エネ調達率の減少に伴い、施設の電気使用に伴う排出量が増加しており、ここ2年増加傾向。
- まずは2030年度削減目標の実現に向け、政府実行計画で規定する措置について、ボトルネックを解消しながら、更に進めていく必要。
- GX製品や先端技術等※については、製造コストが高い等の課題があるが、その価値を高く評価する市場環境を整備し、普及を進める必要がある。
※ペロブスカイト太陽電池、グリーンスチール、CO2吸収型コンクリートなど
- 2025年1月、グリーン購入法基本方針を閣議決定し、2段階の判断の基準の見直し、グリーンスチールをより高い環境性能に基づく基準として設定。

施策の方向性

- 新たな政府実行計画に基づいて各府省庁が自ら実行する措置を定めた実施計画を策定し、取組を着実に進めていく。
- 取組の実施状況について、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」の枠組みを活用して着実にフォローアップを実施するとともに、省庁間の連携を強化し、効果的・効率的な取組、優良事例の横展開等を図る。
- 太陽光発電の導入加速化に向けて、構造計算書等の保有状況等を調査し、導入候補となる施設を明確化、導入計画を作成する。また、予算面の課題を踏まえ、PPA方式の活用について検討を進める。
- 再エネ調達について、各府省庁の課題を踏まえ、環境配慮契約法に基づく運用を適切に見直していく。（再エネ電力メニューリストの充実、総合評価方式の検討等）
- ペロブスカイト太陽電池について、施工方法の確立状況等を踏まえた条件設定を行った上で、政府部門におけるポテンシャルの精査を進め、GW級の量産体制構築に貢献できるタイミングで導入目標を設定し、率先導入による需要創出を進める。
- GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスや技術の市場・需要創出に向け、グリーン購入法を活用し、公共調達の分野から需要拡大に貢献。

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- | | |
|--------|--|
| 太陽光発電 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。 ✓ ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。 |
| 建築物の建築 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。 |

※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- | | |
|-------------|---|
| 公用車/
LED | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く |
| 電力調達 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。 |
| GX製品 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、率先調達する。 |

※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化
- ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。
- ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

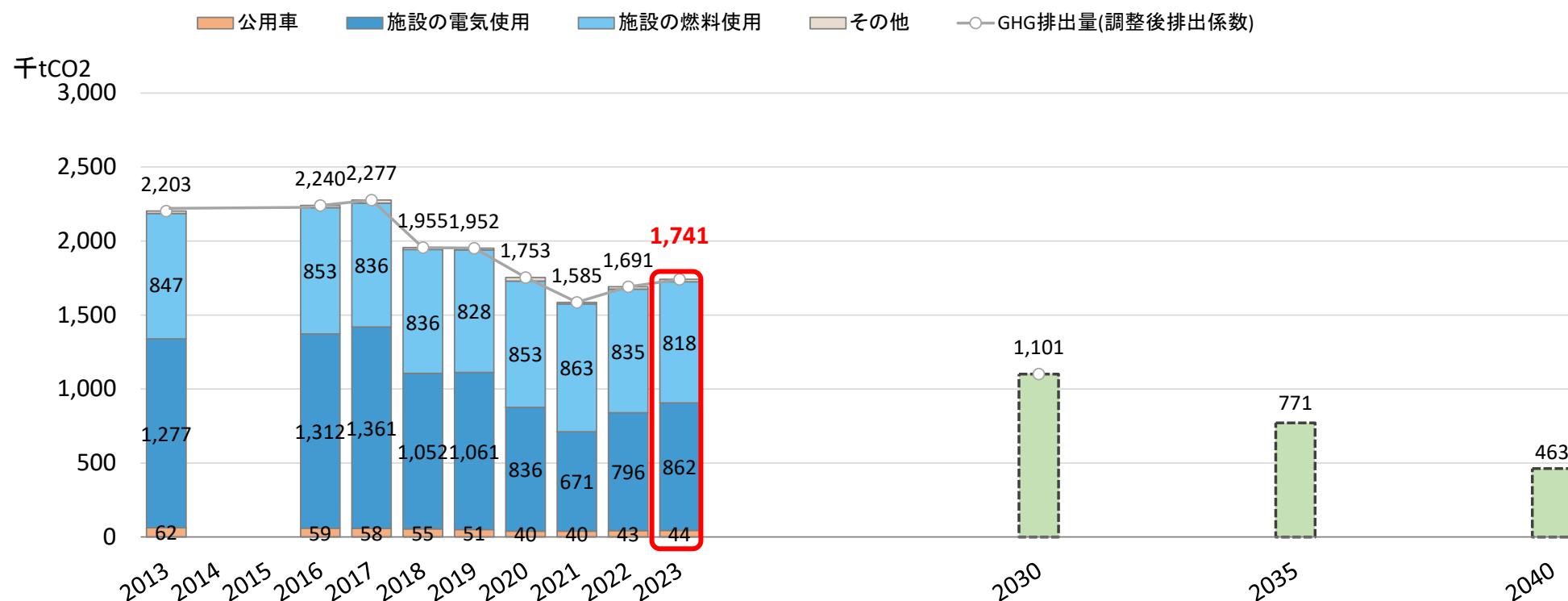
※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

政府部門における温室効果ガス総排出量の推移【調整後排出係数】



- 2023年度の政府全体における温室効果ガス総排出量は1,741千tCO₂であり、2013年度比で21%減少。
- 施設の燃料使用による排出量が減少したものの、施設の電気使用に伴う排出量が増加したことで前年度比では3%増加。
- 再エネ調達率の減少※に伴い施設の電気使用に係るCO₂排出係数が増加したことによる影響と考えられる。

※2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とすることを目標としているが、2023年度の再エネ調達率は19.1%（前年度比1.6pt減）。



※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

進捗状況（2023年度実績）



対象	目標値	2023年度の進捗 (前年度からの進捗)
温室効果ガス排出量 (調整後排出係数)	✓ 2030年度までに50%削減 ✓ 2035年度までに65%削減 ✓ 2040年度までに79%削減 (いずれも2013年度比)	21.0%減 (注) (2.2pt増加) 注：調整後排出係数
太陽光発電	✓ 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 ✓ 2040年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の100%に設置を目指す	設置可能な建築物（敷地含む）への 導入割合：21.6% (1pt増加)
建築物の建築	✓ 新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指す ✓ 2030年度以降には、更に高い省エネ性能を目指す	2022年度以降の新築建築物の状況： 『ZEB』相当 2件 Nearly ZEB相当 0件 ZEB Ready相当 4件 ZEB Oriented相当 7件
公用車の電動化	✓ 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車 ✓ 2030年度までにストック100%を目指す ※ 電動車：EV、FCV、PHV、HV ※ 電動車に代替不可能なものを除く	2023年度の新規導入・更新における 電動車の割合：73.4% ストックでの導入率：39.2% (5.7pt増加)
LED照明	✓ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする	導入率：39.4% (7.5pt増加)
電力調達	✓ 2030年度までに調達電力の60%以上を再エネ電力とする ✓ 2030年度以降、再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする	再エネ電力調達割合：19.1% (1.6pt減少)

取組推進、実施状況の点検

○公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議

- ・構成員：全府省庁の担当課室長
- ・事務局：環境省地球温暖化対策課
- ・概 要：太陽光発電の最大限の導入をはじめとする、政府実行計画に定める目標の達成に向け、関係府省庁間の緊密な連携を確保するため、令和5年9月に設置。毎年度実施している政府全体の実施状況調査の結果を共有し、必要な検討や取組の円滑な実施を図る。年2回程度（春・秋頃）開催。

○中央環境審議会カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会

- ・委員長：大塚 直（早稲田大学）
- ・概 要：関係府省庁参加の下、実施状況の調査結果に基づき、政府実行計画の進捗状況の点検を行う。直近では令和7年6月18日に開催し、2023年度実績及び今後の取組について意見を聴取した。

○地球温暖化対策推進本部幹事会

- ・議 長：内閣官房副長官補（内政担当、外政担当）
- ・構成員：各府省庁局長・審議官級
- ・概 要：中央環境審議会の意見とあわせて、政府実行計画の進捗状況の点検結果を報告する。

【参考：政府実行計画の実施状況の点検方法】 政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）より抜粋

各府省庁は、毎年度、政府実行計画及び各府省庁の実施計画の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。環境省は、点検結果を取りまとめ、各府省庁の参加の下で中央環境審議会の意見を聞いて、その意見と併せて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。

2023年度実施状況のまとめと今後の取組



【2023年度実施状況】

- 2023年度の温室効果ガス総排出量は、**2013年度比で21.0%の減少**となった。2022年度比では3.0%増加であり、**2年連続で増加している状況**。
- 温室効果ガス総排出量が増加した原因としては、2022年度と同様に、**再エネ調達率の減少に伴いCO2排出係数が増加したことにより、施設の電気使用に伴うCO2排出量が増加したことによる影響が大きい**と考えられる。政府実行計画に基づく削減目標の実現に向けては、**再エネ調達に関する課題を整理し、取組を強化する必要がある**。
- また、太陽光発電の導入等、その他の数量目標を伴う措置についても、**各目標に対して十分とはいえない状況**であり、一層の**取組強化が必要**。

【今後の取組】

- 今後は、**政府実行計画で定めた目標の達成に向けて、特に以下の点に重点的に取り組む必要がある**。その際、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議も活用して**関係府省庁間で緊密に連携して進めていく**。
 - ・電力供給における再エネ調達について、環境配慮契約法に基づく取組（再エネ調達実践ガイド等の共有、仕様書における最低限の再エネ調達比率の設定等）を適切に推進していく。また、**各府省庁における課題を整理するとともに、課題を踏まえ、環境配慮契約法に基づく運用を適切に見直す（総合評価方式の導入等）**。また、**再エネ電力メニューリストの充実を図る**。
 - ・太陽光発電について、各府省庁の太陽光発電整備計画の具体化を図るとともに、**予算や人材面等の課題を踏まえ、PPA方式を活用した民間参画等により、導入拡大につなげていく**。
 - ・建築物における省エネルギー対策について、**新築建築物のZEB化に向けては**、FU調査等を通じてより詳細な状況を把握しながら、**優良事例の共有等により取組を促進していく**。また、**既存建築物については**、省エネ診断やBEMSを踏まえた**運用改善を実施**するとともに、建築物の**維持管理に係る契約において、チェックリストやベンチマーク指標を活用し**、排出削減の工夫の余地やエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の確認を促す。さらに、建築物の設計や改修に係る契約についても、チェックリストの検討を進める。加えて、改修時には中長期的・段階的なZEB実現に向けた計画を検討する。
 - ・電動車やLED照明については、**更新時や施設改修・移転時等の導入を徹底**するとともに、計画的な整備を実現するため、**導入予定を各府省庁ごとに定めていく**。

政府施設への太陽光発電の導入に向けた取組



- 政府実行計画に基づき、太陽光発電の最大限の導入等に取り組むこととしていること等を踏まえ、関係府省庁間の緊密な連携を確保し、必要な検討、情報共有等を図るため、環境省が事務局となり、全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を設置。（令和5年9月）
- 令和6年3月に開催した第2回連絡会議において、**府省庁ごとに導入目標※を設定（合計0.06GW）し、導入目標の達成に向けて各府省庁において太陽光発電整備計画を策定。**
※「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日）において、公共部門を率先して実行することで6.0GW分の導入を見込むとされたことを踏まえ、政府保有施設（各府省庁）、地方公共団体保有施設（施設種別）に関する導入目標（容量ベース）を設定。
- 環境省では、**構造計算書等の保有状況等を調査し、導入候補となる施設の明確化、整備計画への反映に着手。**また、予算面の課題を踏まえ、初期費用がかからない**PPAモデルの導入促進を図るための手引き**を作成・周知する等の取組を実施。

導入候補箇所の調査・検討結果

（対象：環境省の太陽光発電整備計画に位置付けられているA判定（設置可能性が高い）又はB判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）の建築物）

	分類指標	件数
グループ①	構造計算書、電力需要量データ（30分値）、単線結線図を全て保有している建築物	8件
グループ②	構造計算書は保有しているが、電力需要量データ（30分値）、単線結線図のいずれか又は両方を保有していない建築物	26件
グループ③	構造計算書を施設で保有していない建築物	48件
グループ④	施設の事情等により、引き続き調査を継続する建築物	83件

※ 構造計算書、年間電力需要量データ（30分値）、単線結線図は、太陽光発電導入検討・施工時に必要と考えられる書類。

※ 事業性検討等に必要となる、構造計算書・電力需要量データ（30分値）、単線結線図に着目して分類。電力需要量データ（30分値）、単線結線図は、保有していない場合でも、電力会社等から入手することが可能。他方、構造計算書は、多くの場合で再作成が必要となることから優先順位を落とした。なお、構造計算書がない場合の対応は、①地方整備局に保存されていれば依頼、②建築事務所等へ再作成を依頼、③建築基準法の範囲内で設置の3パターンによる導入が想定される。

ペロブスカイト太陽電池の政府施設への率先導入

- 令和7年2月に閣議決定した政府実行計画において、政府部門における温室効果ガスの排出削減目標を達成するため、**政府が保有する建築物等への率先導入や、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえた導入目標等の検討**が位置付けられた。
- 政府実行計画に基づく取組は、令和5年9月に設置した「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を活用し、各府省庁間で緊密な連携を確保しながら取組を進めている。
- 今年3月に開催した第4回連絡会議において、**政府保有施設における設置に適した屋根や壁面の面積について、各府省庁への調査結果を踏まえ、一定の条件の下で試算した結果を公表した。**
- 今後、施工方法の確立状況等を踏まえた条件設定を行った上で、**政府部門におけるポテンシャルの精査を進め、GW級の量産体制構築に貢献できるタイミングで導入目標を設定する。**

政府実行計画（令和7年2月18日） 抜粋

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

政府が保有する建築物及び土地について、**太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。**また、地方公共団体等が保有する施設についても取組が進むよう、各府省庁において必要な支援や助言に努める。

(1) 略

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、**政府が保有する建築物等への導入を率先して進める。**また、**具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。**

(参考) 一定の条件下における設置に適した屋根や壁面の面積

○ ペロブスカイト太陽電池の設置可能性がある屋根・外壁（政府全体）

第4回公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁
連絡会議（R7.3.25）資料4-1を時点修正
https://www.env.go.jp/page_01780.html

	屋根	外壁	(参考) 政府保有建築物数（件）
建築物(件)	176件	4,664件	22,843件
面積(m ²)	5,728m ²	3,254,020m ²	—

○ 外壁の種類別（政府全体）（m²）

コンクリート系 (湿式)	コンクリート系 (乾式)	タイル系	ガラス系	木質系	金属系	その他	合計
894,599m ²	475,766m ²	1,441,997m ²	82,698m ²	14,358m ²	141,974m ²	202,628m ²	3,254,020m ²

※設置可能性判定は、以下に示す設問への回答から簡易的に評価したものであり、現時点において、ペロブスカイト太陽電池の導入が可能であることを意味するものではない。

【屋根】

- ・令和6年度調査では、従来型の太陽光発電設備を念頭に作成した簡易判定基準において判定レベルCとしている屋根（大波スレート屋根、テント式屋根）に対象を限定。
- ・以下の設問への回答を元に、設置可能性を簡易的に判定。

「建築物の耐震対策の有無」、「平均積雪量」、「建替え・改修計画の有無」、「建替え・改修計画の実施予定時期」、「建築物の屋根や屋上における空きスペースの面積」、「建築物における電力使用状況」「空きスペース全体が年間を通じて日影になるか」

【外壁】

- ・以下の設問への回答を元に、設置可能性を簡易的に判定。
- 「建築物の耐震対策の有無」「平均積雪量」「建替え・改修計画の有無」、「建替え・改修計画の実施予定時期」「建築物における電力使用状況」「方角」「年間を通じて日影になるか」「ベランダや外階段等、他の用途で使用している、または使用する予定がある」「ペロブスカイト太陽電池を設置できない他の要因の有無」
- ・設置可能性がある外壁の面積は、各施設の延床面積から以下の式により換算したうえで、北面に相当する面積を除外したもの。

設置可能性がある外壁面積（m²）＝総外壁面積－外部建具＝（延床面積（m²）×1.0（m²/m²））－（延床面積（m²）×0.1（m²/m²））

※防衛省は、全国の駐屯地・基地等を対象に、自衛隊施設の集約・建替え等、既存施設の更新に係る計画（マスタープラン）を作成しているところであり、計画ができたものから順次検討予定。このため、設置可能性がある屋根・外壁の件数及び面積は防衛省を除いた値。

GX製品等の市場創造に向けたグリーン購入法基本方針の見直し



■GX製品等の環境価値が市場で適正に評価される仕組み・環境づくりを推進するため、**グリーン購入法基本方針を変更閣議決定**（令和7（2025）年1月28日）し、**公共調達の分野から需要拡大に貢献**。

グリーン購入法基本方針の見直し内容

2段階の判断の基準の定義を見直し

- GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる**先端的な製品・サービスを、より高い環境性能に基づく基準に位置付けられるよう**に2段階の判断の**基準の定義を明確化**。

※調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達



参考：グリーン購入法における2段階の判断の基準の考え方

共通の判断の基準を新たに設定

- 従来の個別品目毎の基準に加え、新たに分野横断となる共通の判断の基準を設け、令和6年度は「**グリーンスチール**」をより高い環境性能に基づく基準として設定。

対象	より高い環境性能に基づく基準の要件等
原材料に鉄鋼が使用された物品 ^{注1注2}	○ 原材料に鉄鋼が使用された物品の要件(AND要件) ✓ 削減実績量^{注3}が付された鉄鋼であること ✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること

注1:原材料に鉄鋼が使用された物品には役務分野及び公共工事分野の品目は対象に含まれない

注2:グリーン購入法では上記を満たす鉄鋼を「グリーンスチール」として取り扱う。

注3:今回、一般社団法人日本鉄鋼連盟のガイドラインに従うものを採用しているが、日本LCA学会における議論を踏まえ、削減実績量に関するガイドラインが新たに策定された際は、再度検討することとしている

参考：グリーン購入法基本方針(令和7年1月28日閣議決定)における共通の判断の基準

(参考) グリーンスチールが使用されたオフィス家具の調達 (東海市)



- 東海市がオフィス家具を調達するにあたり、グリーンスチールを使用した製品※（ロッカー、オフィスシステム収納をそれぞれ3台ずつ）を採用。

※ 日本製鉄が提供したNSCarbolex® Neutralを使用したオカムラ社の製品を購入し、市長室・副市長室に設置。

- 東海市は、グリーン購入法の調達方針が変更され「グリーンスチール」が使用される製品を積極的に調達する方針が示されたことを踏まえ、地方自治体として環境物品等への需要の転換を促進するとともに、同市の基幹産業である鉄鋼業のGX推進を通じた温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、同製品を購入したとしている。
- グリーンスチールを採用したオフィス家具製品を自治体が採用・発表した事例は、国内で初めてと見られ、需要家におけるグリーンスチール購入の取組が今後も進んでいくことが期待される。

(国内橋梁工事へのグリーンスチールの採用は、「福岡201号新朝倉橋（上り線）外上部工工事」（国土交通省九州地方整備局発注、2024年2月22日に横河ブリッジが発表）、「下庄跨線橋橋梁上部工その4」（岡山県備中県民局発注、2024年11月28日にJFEスチールが発表）などの事例がある。)

出所) 経済産業省 GX推進のためのグリーン鉄研究会フォローアップ会合より引用



東海市
Tokai City



ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい

令和7年(2025年)4月21日
東海市記者発表資料

グリーンスチールが使用されたオフィス家具を購入します ～全国の地方自治体で初事例～

本市では、令和4年(2022年)3月1日にゼロカーボンシティ宣言を表明し、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民・事業者・行政が一体となって市内の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

令和7年(2025年)1月にグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が閣議決定され、材料に、製造時の温室効果ガス排出量を従来の鉄鋼より大幅に削減した、いわゆる「グリーンスチール」が使用された製品を積極的に調達することが示されました。

そこで、本市においても地方自治体として環境物品等への需要の転換を促進するとともに、本市の基幹産業である鉄鋼業のGX推進を通じた温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、「グリーンスチール」が使用された製品を購入します。

今後も、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組内容を踏まえ、「グリーンスチール」が使用された製品の調達に努めてまいります。

■発注日

令和7年(2025年)4月21日(月)

■発注金額

768,900円(税込)

■購入する製品

- (1) 1人用ロッカー (W450mm×D515mm×H1,790mm)
- (2) オフィスシステム収納 (W900mm×D400mm×H775mm)

※3台ずつ購入し市長室、両副市長室に設置します。

■その他

6月中の納品を予定していますので、納品日が確定しましたら改めて発表します。

■本市の地球温暖化対策に関する主な取組 [参考]

令和3年(2021年)9月	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定
令和4年(2022年)3月	ゼロカーボンシティ宣言を表明(3月1日)
令和5年(2023年)3月	地球温暖化対策推進基金を設置
令和5年(2023年)9月	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定
令和6年(2024年)3月	ゼロカーボンの日(3月1日)を制定
令和7年(2025年)2月～3月	ゼロカーボンキャンペーンを実施

1. エネルギー需要側の脱炭素化の取組

- ① 暮らしの脱炭素化
- ② 公共部門の脱炭素化
- ③ **バリューチェーン全体の脱炭素化**
- ④ 再エネ主力電源化等に向けた取組
(上記以外)

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けた進捗・課題と施策の方向性



進捗・課題

バリューチェーン全体の取組強化

- CNに向けてはバリューチェーン全体での削減が必要であり、その前提としてScope3排出量の開示要請が高まっている。
- 一方で、中小企業の多くには脱炭素経営の意義・必要性が十分浸透しておらず、算定・削減のためのノウハウや人材も不足。その結果、削減取組につながるScope3排出量を得ることも難しい状況。
- このため、バリューチェーン内での連携により構成企業の算定・削減を進めるため、連携手法やデータ収集方法（エンゲージメント）に関するモデル事業を、企業群に加え、業界単位でも実施。
- また、地域単位で、中小企業の脱炭素経営支援体制を構築するためのモデル事業を全国26地域で実施。
- 脱炭素経営を担う人材を育成するため、「脱炭素経営アドバイザー制度」を創設。
- さらに、製品単位での排出削減や、削減に寄与する製品の消費者への浸透を図るため、CFPモデル事業を実施。製品種ごとの算定・表示ルールの共通化を目指し、業界支援も開始。
- グリーンファイナンス市場は年々拡大傾向。一方で、「質」の担保や裾野の拡大に課題。

施策の方向性

- エンゲージメントの優良事例を集約するとともに、業種単位でのエンゲージメントの共通化を進め、バリューチェーン全体での排出量算定や削減取組を推進する。
- 全国各地で、継続的な中小企業支援体制を構築するとともに、優良・先進事例を集約し、取組の他地域展開を図る。
- 地域金融機関や商工会議所等の支援機関において、プッシュ型で地域企業の脱炭素経営を支援できる人材育成を進める。
- 業界、製品種毎のCFP算定・表示ルールの共通化等により、CFP表示を一般化させるとともに、表示の改善等により消費者の関心・理解度を深め、脱炭素化につながる商品選択を進める。
- グリーンファイナンス市場の意義や課題を改めて整理し、グリーンボンド等ガイドラインやグリーンリストの改訂及び市場参加者の取組支援を通じて、さらなる市場の拡大と質の向上を図る。

中小企業を中心とした工場・事業場の脱炭素化

- 大企業においてScope3排出量の削減を求める動きが増加しているが、積極的に取り組んでいる企業はまだ少ない。
- これまでの省CO2対策は設備更新の機会を捉えて行う事例が多いが、更なる削減に向けては前倒しでの設備導入が必要。
- 中小企業にとって、長期与信を必要とするPPA方式の活用は課題。

- 大企業等がサプライヤー等の取引先の省CO2化を牽引し、Scope3排出量の削減を図る取組を支援。
- 電化・燃料転換・熱回収等の積極的な省CO2投資や、設備運用の徹底的な改善を支援。
- 与信等の事業上のリスクを、バリューチェーン上の大企業含め、幅広く負担することで、中小企業の再エネ導入を推進。

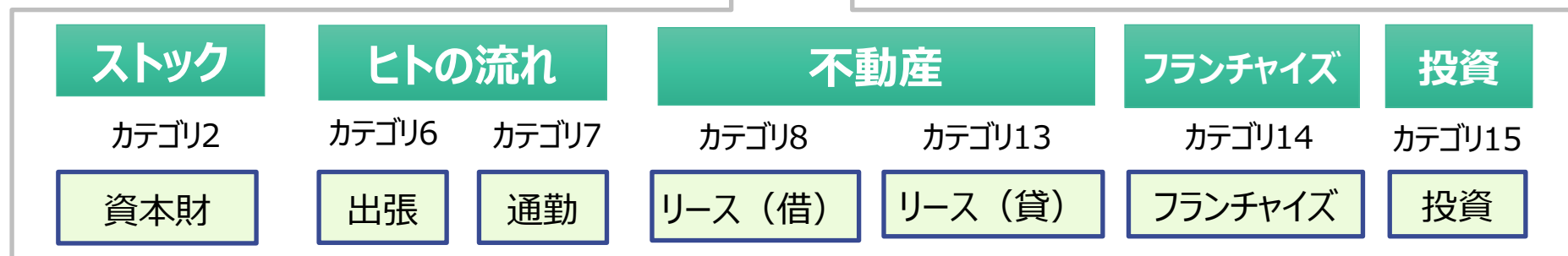
Scope3の排出削減に取り組むことの重要性①

- バリューチェーンの各段階には多くの企業が存在しており、取引関係で繋がっている。
- 「製品のライフサイクルの段階ごとに見た、バリューチェーン排出量」、「その他事業を支える活動ごとに見た、バリューチェーン排出量」が存在し、**ある者のScope1,2の削減は、他者のScope3の削減**となる。

製品のライフサイクルの段階における排出量



その他、事業を支える活動における排出量 これもScope3



Scope3の排出削減に取り組むことの重要性②

- 自社排出量に加えScope3排出量の削減に取り組むことで、他事業者と連携した削減やバリューチェーン上の他者の排出削減が促進され、自社だけではできなかったCO2削減ができる。
- この取組は、**サプライヤーのビジネスチャンスの拡大**にもつながる。

取組例：素材の製造工程で革新的技術を導入

素材製造事業者は、自社の排出削減に成功！
→ 製品製造事業者は、Scop3排出量の削減に成功！

素材製造事業者は、脱炭素化につながる素材を他社にも売り込める

取組例：省エネ性能が高い製品を製造

製品の購入・調達者は、自らの排出削減に成功！
→ 製品製造事業者は、Scop3排出量の削減に成功！

製品製造事業者は、脱炭素化につながる製品を売り込める



取組例：輸送事業者が梱包を簡素化

排出事業者は、自社の排出削減に成功！
→ 輸送事業者は、Scope3排出量の削減に成功！

輸送事業者は、脱炭素化につながる梱包を他社にも売り込める

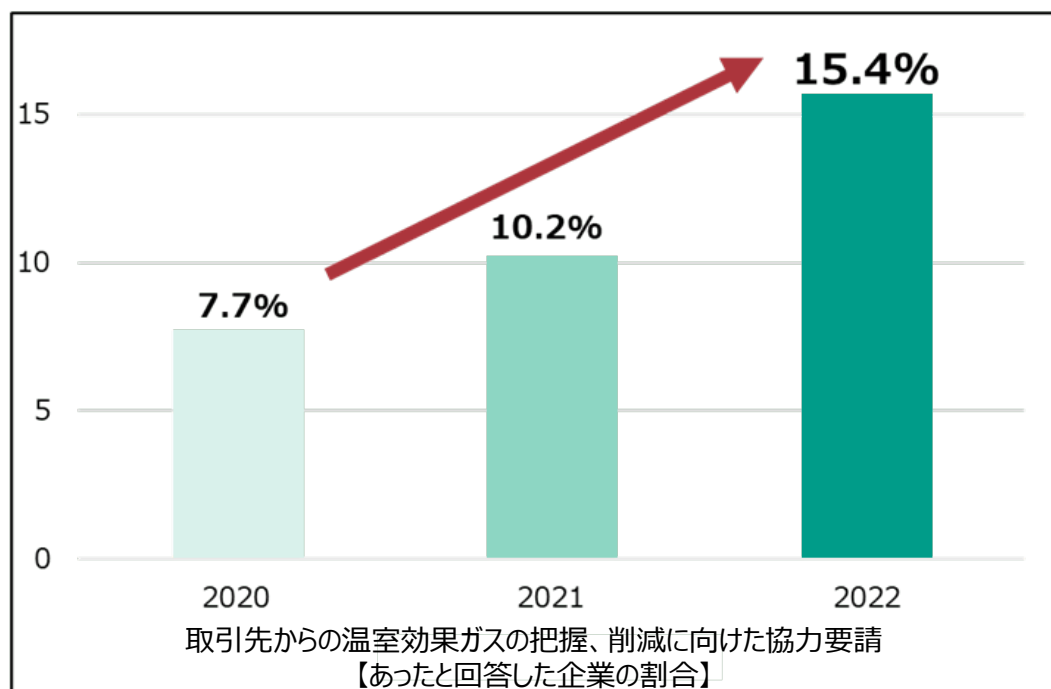
バリューチェーンからの要請状況



- 大企業中心にバリューチェーン全体の脱炭素化が求められることを背景に、取引先へCO2排出量の可視化・削減を求める潮流が着実に高まっている状況。
- 今後もその流れが拡大した際に、脱炭素経営対応が遅れていると、取引上のリスクとなる恐れがあり、中堅・中小企業にも早期の対応が求められている。

取引先からの協力要請状況

日商・東商の調査結果¹では、で取引先等から脱炭素に関する何らかの要請を受けた中小企業は4社に1社となっており、着実に増加傾向



1. 2024年3-4月の調査結果

出所: 中小企業庁「2023年版『中小』企業白書」

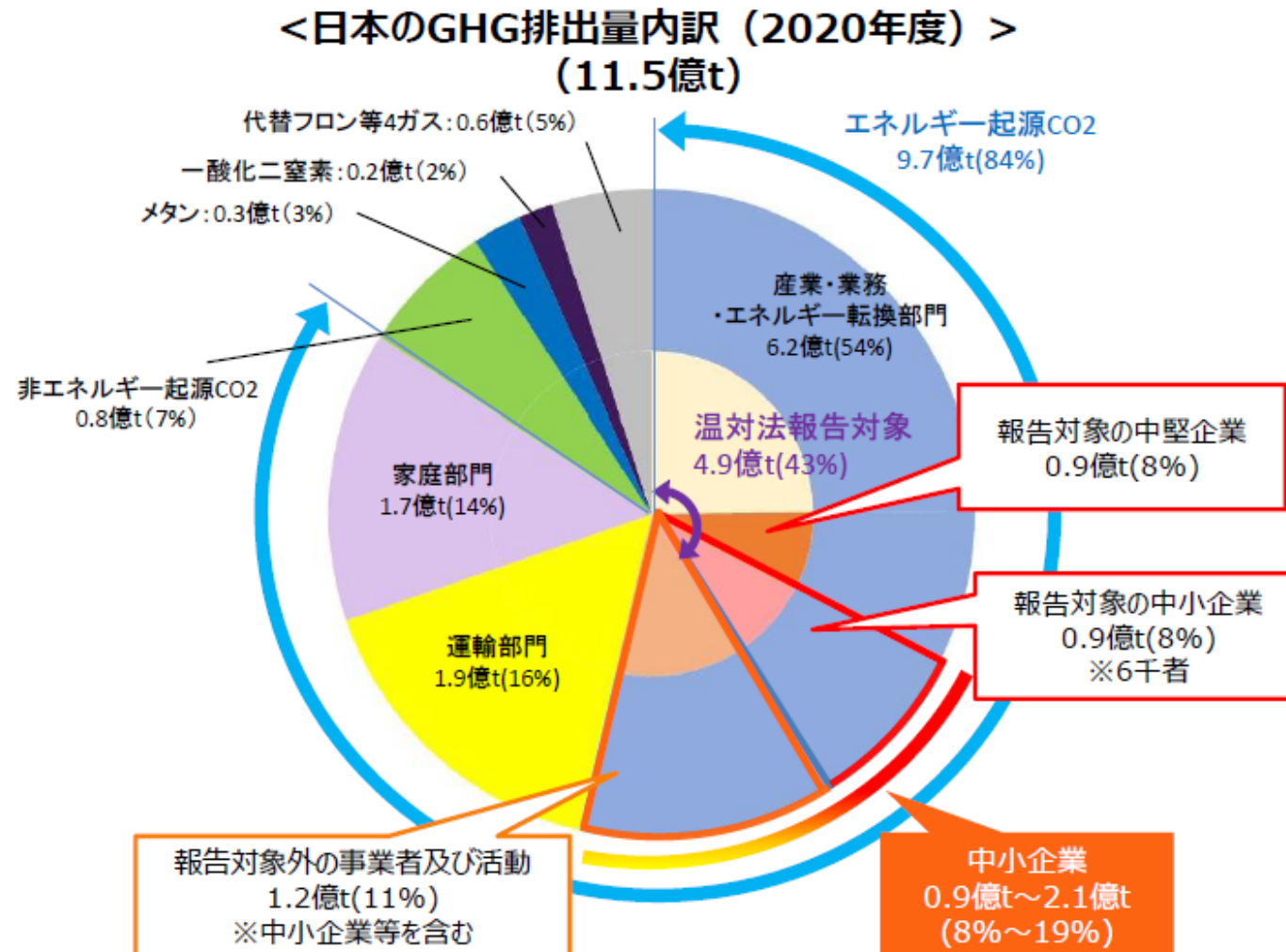
大企業による要請（例）

- 例1  建築業
サプライヤーに対して、脱炭素の取組に取り組んでいるかに関するアンケートを実施します。
- 例2  食品業
自社製品の製造にかかるCO2排出量を正確に知るため、サプライヤーにもCO2排出量を算定していただきます。
- 例3  電子部品業
脱炭素に関する研修動画を作成したので、サプライヤーにも視聴していただきます。また、算定ツールも作成したので、今後サプライヤーにも提供します。

ネット・ゼロに向け中小企業の脱炭素経営の推進は不可欠



- 産業・業務部門・エネルギー転換部門に限っても、日本全体の温室効果ガス（GHG）排出量（11.5億t）のうち中小企業が**1割～2割弱（0.9億t～2.1億t）**を占めており、ネット・ゼロ実現には**中小企業の取組も不可欠**。



バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業

- 中小企業を含めたバリューチェーン全体での脱炭素化を進めるため、**サプライヤーエンゲージメントに代表される、取引先企業** **に対しての働きかけの取組**をモデル事業を通じて支援。また**業界単位でのScope 3 算定・1次データ取得の共通ルールや、エンゲージメント方針に関する共通ガイダンス等の策定**に向けた取組も支援。
- 令和5年度は**個社5件**、令和6年度は**個社3件・業界企業群3件**を選定。
- 今後も**業界共通ルール整備や、バリューチェーン上で連携した削減計画の具体化および実行**に向けた支援を実施予定。

企業個社の取組支援

(令和6年度 例) 株式会社カナエ



本社：大阪府 事業：軟包装資材の販売・受託包装加工

取組
内容

原材料 (Scope3のカテゴリ1) の1次データ
入手を進めるため、サプライヤーの意識醸成、
算定研修、算定ツール提供等を実施した。
モデル事業の成果を踏まえ、社内体制構築
も含めその他の上下流企業の算定・削減支
援について検討していく。

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けた エンゲージメント実践ガイド

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けたエンゲージメント実践ガイド
令和6年度改訂版



2025年3月
環境省

モデル事業結果を踏まえ、
取引先企業への働きかけ
方法について取りまとめ。

Scope3のカテゴリ1※の
削減のためのサプライヤと
の連携に向けて、下請法
に抵触しない意識醸成や
算定の働きかけなどを紹介

※購入した製品・サービス

業界単位の取組支援

(令和6年度 例) 一般社団法人プレハブ建築協会



- 代表：大和ハウス工業
- 構成メンバー：
プレハブ建築協会、旭化成ホームズ、積水化学工業、積水ハウス、トヨタホーム、パナソニックホームズ、ミサワホーム

取組
内容

1次データを活用したScope3カテゴリ1算定ガイドラ
イン作成を検討し、試行版として整理した。
業界特性に応じた2種類の算定方法や、
各種論点への対応方法、今後の課題等について記
載。今後、実証等を経てガイド化を予定。

令和6年度 モデル事業の成果

【**個社 (3件)**】サプライヤへの
Scope1,2,3/CFPの依頼方法、サプライヤの削
減施策検討事例の積上げ⇒ガイド反映

【**業界・企業群 (3件)**】
業界共通の削減効果試算方法の整備、
Scope3カテゴリ1算定や、1次データ取得方法
検討手順や論点等の積上げ⇒ガイド反映

中小企業における脱炭素化促進に向けた環境省の取組

- 脱炭素経営の方向性に関わらず、ベーシックなアプローチを「知る」「測る」「減らす」の3ステップを取組共通項として用意
- サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向け、環境省では中小企業に対して、多様性のある事業者ニーズを踏まえて、**地域ぐるみでの支援体制の構築を行い、算定ツールや見える化の提供、削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資**に取り組んでいく

取組のステップ

取組が評価され企業価値が向上、投融资や事業機会が拡大

取組の動機付け (知る)

【動機付けを促す資料の例】



排出量の算定 (測る)

算定ツールや見える化の提供

- ・ 支援人材が、中小企業を回る際に使う対話ツールの提供
- ・ これまで一定以上の排出事業者のみ利用できたGHG排出量の電子報告システム（EEGS）を中小・中堅事業者にも算定ツール（見える化）として提供開始。

※R6年6月より利用開始



カーボンフットプリント（CFP）を活用した官民におけるグリーン製品の調達の推進と、その基盤となるガイドラインの整備

削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資 (減らす)

事業者に対して、削減計画策定支援（モデル事業やガイドブック等）

- ・ CO2削減目標・計画策定支援（モデル事業・補助）
- ・ 削減目標・計画に係るセミナー開催、ガイドブック策定



事業者に対して、脱炭素化に向けた設備更新への補助、ESG金融の拡大等

- ・ 省CO₂型設備更新支援（1/3, 1/2 or CO₂削減比に応じた補助）
- ・ サプライチェーン企業が連携した設備更新（1/2 or 1/3補助）
- ・ ESGリース促進
- ・ 環境金融の拡大（金融のグリーン化）
- ・ グリーンTRANSフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金（環境・エネルギー対策貸付）



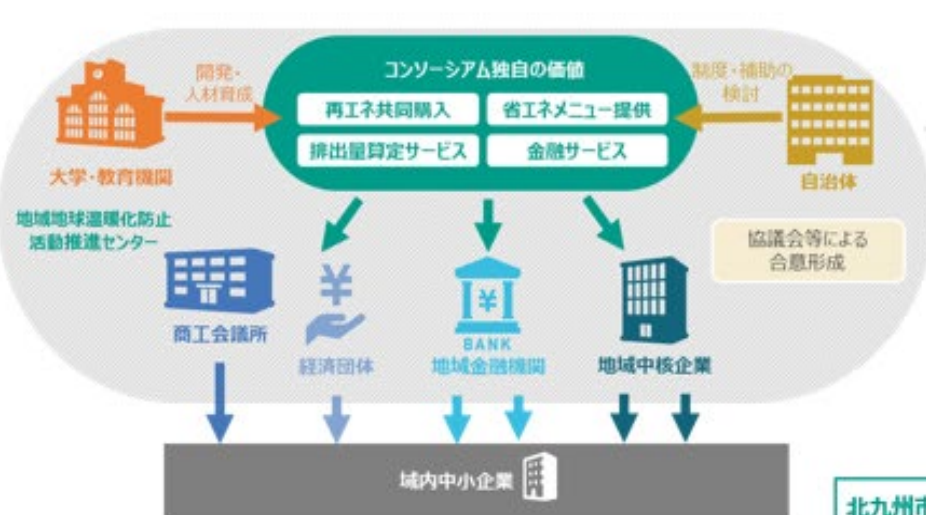
地域ぐるみでの支援体制の構築

※R5年度は16地域、R6年度は10地域で各地域特性を活かした支援体制構築を推進

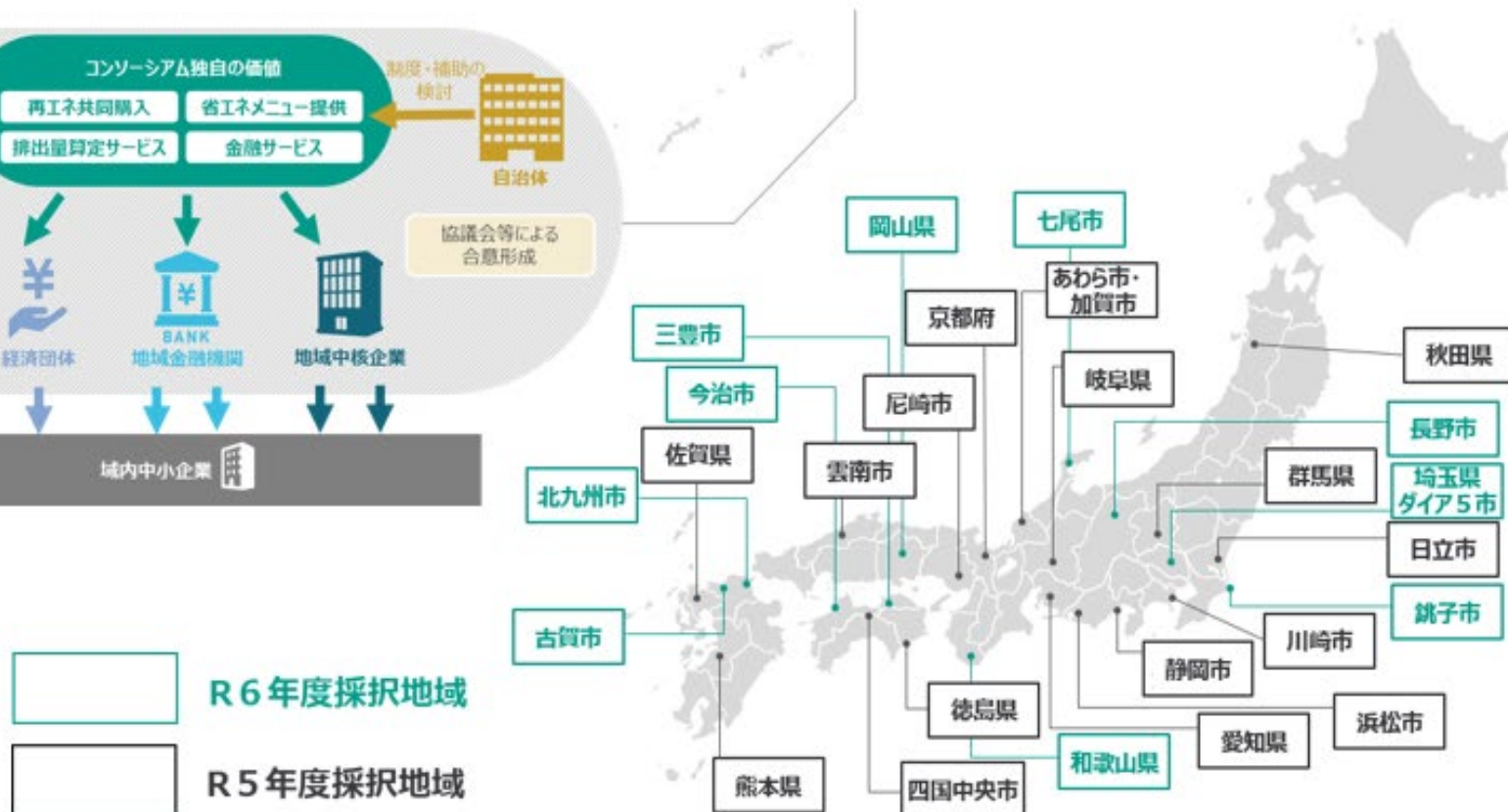
地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業

- 普段から中小企業との接点を持つ**地域金融機関・商工会議所等の経済団体等**と**地方公共団体等**の支援機関が連携し、脱炭素経営普及を目指す、地域ぐるみでの支援体制構築に向けたモデル事業を実施
- R5年度は全国で**16件**、R6年度は全国で**10件**のモデル地域を採択し、**各地域特性を活かして支援体制構築に向けた取組を推進**
- 引き続きモデル事業を推進するとともに、**今後こうした取組を全国に広げるべく、本年度は、同様の取組を周辺地域に波及させるモデル事業等も実施予定。**

地域ぐるみでの支援体制構築（イメージ）



採択されたモデル地域（R5・R6）

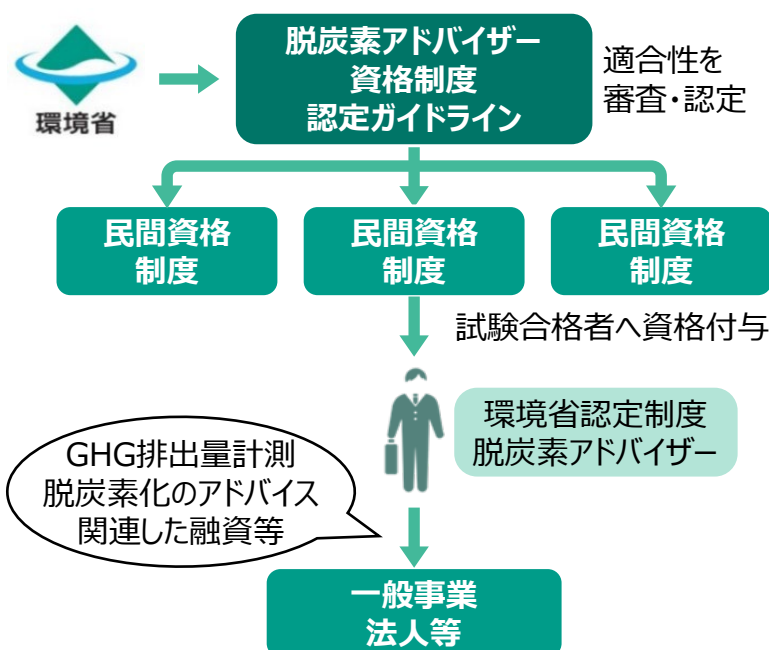


脱炭素アドバイザー資格制度の認定事業



- 中小企業が自社の温室効果ガス排出量を計測し、それに基づく削減対策を進めるためには、**中小企業と日常的な接点を持つ人材が相応の知識を持った上で、アドバイザーとして機能することが必要。**
- 上記の課題に対応するため、**脱炭素アドバイザー資格制度の認定の枠組みを創設**し、環境省が策定するガイドラインに適合した資格制度を認定する。
- 中小企業と接点多い地域の主体（金融機関の営業職員、商工会議所の経営指導員、自治体職員等）の資格取得を促すことによって、**脱炭素化のアドバイスや実践支援を行う人材育成を国として後押し**する。
- 上記に限らず、大企業を含む事業法人の担当者や経営コンサルタントなど、幅広い主体の資格取得を促し、地域社会全体を脱炭素化に向けて変革していくための**人的基盤を強化**する。

脱炭素アドバイザー資格制度の認定（イメージ）



認定資格（2025年4月時点）

	資格制度の名称（五十音順）	運営事業者
ベーシック	銀行業務検定試験サステナブル経営サポート	株式会社 経済法令研究会（銀行業務検定協会）
	サステナビリティ検定「サステナビリティ・オフィサー」	一般社団法人 金融財政事情研究会
	炭素会計アドバイザー資格3級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX検定 ベーシック	株式会社 スキルアップNeXt
	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・ベーシック	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	SDGs・ESG金融	株式会社 銀行研修社（一般社団法人金融検定協会）
アドバンスト	サステナビリティ脱炭素アナリスト	一般社団法人 金融財政事情研究会
	脱炭素経営アドバイザー	株式会社 経済法令研究会（銀行業務検定協会）
	炭素会計アドバイザー資格2級	一般社団法人 炭素会計アドバイザー協会
	GX 検定 アドバンスト	株式会社 スキルアップNeXt
	JCNA カーボンニュートラル・アドバイザー・アドバンスト	一般社団法人 日本カーボンニュートラル協会
	カーボンニュートラルアドバイザー	株式会社 銀行研修社（一般社団法人金融検定協会）

出所：脱炭素アドバイザー資格の認定制度の特設ページ（https://policies.env.go.jp/policy/decarbonization_advisor/）

温室効果ガス排出量算定・報告・公表（SHK）制度の活用



- 地球温暖化対策推進法に基づき、全国約13,000の対象事業者が、毎年度の温室効果ガス排出量等を報告。排出量以外にも、**サプライチェーン排出量、削減貢献量、目標・計画・情報開示なども任意で報告可能**だが、利用者は**極めて少ない**ことから、率先取組のPRとして活用を促していく。
- 2024年度から、**報告義務対象者以外の事業者も任意で算定・公表を行うことを可能**にしたが、利用者は **極めて少ない**ことから、算定ツールとしての活用を推進していく。

SHK制度における任意報告事項（様式2）

- ・様式2の運用は、制度開始時から行っており、順次記載事項を追加してきたところ。
- ・集計が終わっている直近2022年度は、27事業者が様式2を用いて報告があった。
- ・報告内容の公表サイトでは、様式2の項目で検索することができない。

1. 排出量の増減の状況
2. 排出原単位の増減の状況
3. 排出量の削減に関し実施した措置
(①省エネ、②再エネ、③エネルギー転換、④その他の実施した措置)
4. 排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法
5. 排出量及び調整後排出量以外の排出量並びに吸収量等
 - (1) 排出量及び調整後排出量以外の排出量
(①**サプライチェーン排出量算定・削減の取組**、
②企業グループ全体の排出量)
 - (2) **他の者の排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量**
(①CCUSで他の者の排出量の削減に寄与した量、②その他)
 - (3) 調整後排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用
 - (4) 自らの吸収等の取組及び吸収量等
6. 排出量等の信頼性向上
(①排出量等に対する自らの確認、②第三者による検証又は保証)
7. **気候変動関連の目標、計画及び情報開示**

非対象事業者の自主的な登録

- ・非対象事業者の自主登録は、2024年6月から運用開始。
- ・エネルギー使用量等を入力すると、係数を用いた算定の手間が省けるために、特にマンパワー・ノウハウのない中小企業向けに工夫をしたもの。
- ・2024年度は、3事業者から自主登録があった。

環境省
Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 フロン法 自主的公表

事業者別排出量等の公表【自主的な公表値】

本内容は事業者が自主的に登録したものであり、環境省では内容を確認していません。

事業者検索

報告年度: 2024
事業者名:
特定排出者コード:
主たる事業: 大分類を選択してください 中分類を選択してください 小分類を選択してください 細分類を選択してください
所在地: 全国

検索する

検索結果

3件中の1～3件を表示しています

全ての検索結果をダウンロードする

特定排出者コード	事業者名	業種	所在地	ページ
777015609	エイブリック株式会社高塚事業所	電子部品・デバイス・電子回路製造業	長野県	閲覧する
985213301	佐藤工業株式会社	総合工事業	東京都	閲覧する
989260532	株式会社ウフル	情報サービス業	東京都	閲覧する

温室効果ガス排出削減等指針①

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では、①事業者に対して事業活動に伴う排出削減等（第23条）、②日常生活における排出削減への寄与（第24条）を求めており、事業者が講ずべき措置について、温室効果ガス排出削減等指針として、主務大臣が取りまとめ、公表することとしている。
- 指針では、BtoC事業者が講ずべき措置として、消費者による脱炭素型の製品等の積極的な選択に資するよう、正確かつ適切な情報の把握及び提供に努めることを明記している。

温室効果ガス排出削減等指針（指針）

1. 事業活動に伴う排出削減等に関する事項

- ① 排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組
- ② 設備に関する排出削減等に係る措置

- 資材及び原材料等の調達に関して、CFPが算定、削減及び開示されているものや、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガスの排出削減量が多いものを選択すること、並びに製品の設計及び製造に関して、自ら製造する製品が、事業の下流の取扱いにおいて温室効果ガスの排出の量の削減に貢献することが望ましいことを明記。
- 「建設業」における削減対策として建設機械の脱炭素化や建設段階における製品単位の排出削減量が多い建材等の活用について追記。

2. 日常生活における排出削減への寄与に係る措置に関する事項

- ① BtoC事業者が講ずべき一般的取組
- ② BtoC事業者が講ずべき具体的な措置

- 事業者が日常生活用製品等のGHGの排出に関する情報を提供するに当たって、カーボンフットプリント（CFP）等の算定・表示を行う際には、国内外のガイドライン・業界ルール等や取組動向に留意しつつ、**消費者による脱炭素型の製品等の積極的な選択に資するよう、正確かつ適切な情報の把握及び提供に努めることを明記。**
- 事業者が、国や地方公共団体が促進する日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式の転換等を図るための活動（デコ活等）と連携することが望ましいことを追記。

指針に沿った事業者による以下の取組の実践を誘導

設備を導入・使用する事業者（≒全事業者）

脱炭素経営の実践、脱炭素技術の前倒し導入

BtoC製品・サービスを製造/輸入/販売/提供する事業者

脱炭素型のビジネスモデルへの積極的転換

指針が幅広い事業者参照されるようにアウトリーチ＋指針に沿って上記取組を行う事業者を支援・後押し

環境省

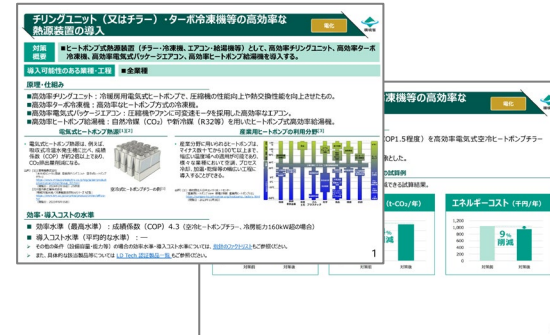
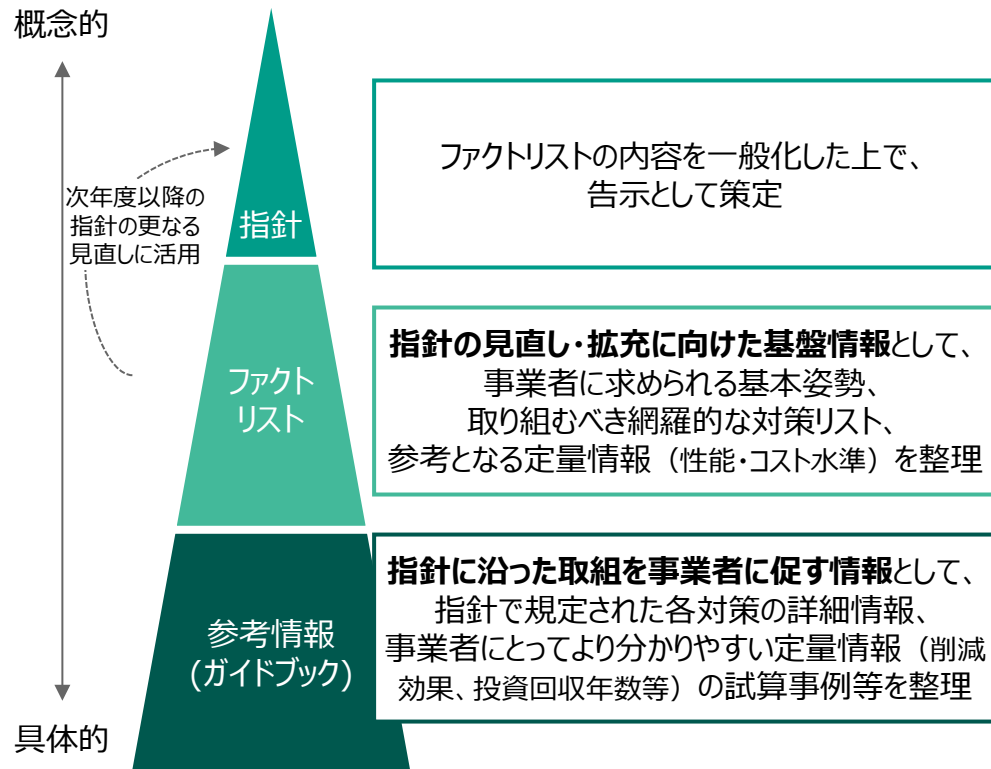
■ 環境省では、指針に沿った取組を事業者に促すため、事業者が取り組むべき対策の網羅的なリスト、指針で規定されている対策に係る詳細な個票、ガイドブック等を策定し、随時更新するとともに、専用のウェブサイトを設け、関係する情報の普及に努めている。

指針に位置づけられた削減対策の詳細や、各主体向けのガイドなど、脱炭素化に向けたお役立ち情報を掲載

中小事業者向けガイドブック

- 削減対策の詳細や導入効果（エネルギー消費量、CO2排出量、エネルギーコストの削減量）等について紹介
- 設備別・業種別に検索できるようになっている

- 中小事業者が、指針の内容に沿って具体的な取り組みを進めるにあたって、対策の紹介に留まらず、取組の意義・メリットや、取組のステップとステップ毎のポイントなどを整理
- 中小事業者版のほか、地方公共団体版、ばい煙発生施設版、BtoC事業者版、金融機関版の5つの主体向けのガイドブックも策定



出所: <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/> -

工場・事業場の省CO2投資への支援



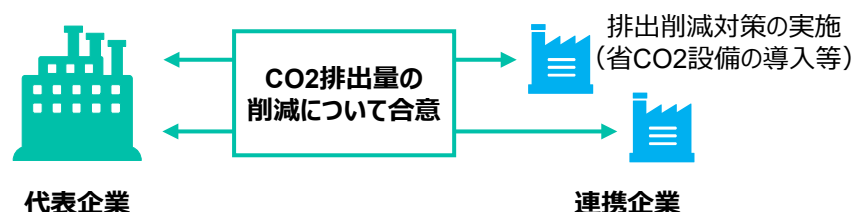
- 企業間で連携した省CO2設備投資の促進により、バリューチェーン全体でのCO2排出削減を推進。
- 加えて、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修等を行う事業者を支援し、積極的な省CO2設備投資を後押しするとともに、支援した知見を普及展開し、省CO2化の浸透を図る。

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業 【令和7年度予算額2,000百万円】

事業概要（補助率：1/2、1/3、補助上限：15億円）

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する（3カ年以内）。

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進



バリューチェーン全体の
省CO2設備投資の促進

事業効果



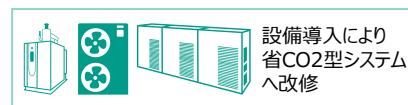
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業) 【令和7年度予算額2,786百万円/令和6年度補正予算額3,000百万円】

①省CO₂型システムへの改修支援事業

（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）

中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

補助事業の実施



設備導入により
省CO2型システム
へ改修

補助事業の効果

- ・ 省CO2効果の高い機器の導入促進、長期間にわたるCO2削減効果を発現
- ・ CO2排出量を毎年度モニタリングすることでCO2削減量を見える化
- ・ 支援実績から優良事例を広く発信



②DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）

DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。



データにより設備稼働の
現状・課題を見える化

工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

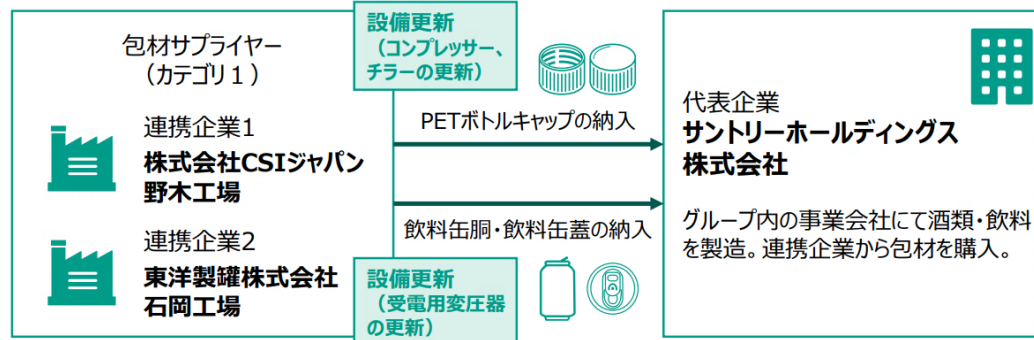
データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定、設備更新が図られることでCO2削減

(参考) Scope3排出量削減事例

＜工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業・企業間連携先進モデル支援での採択事例＞

サントリーホールディングス株式会社

- **サントリーグループ**の包材調達によるCO2排出量は、サントリーの国内バリューチェーン全体排出量の3分の1を占めている。
- **取引先2社のCO2排出削減を支援**し、バリューチェーン全体のCO2排出量削減を推進。
- 株式会社CSIジャパンでは、PETボトルキャップ製造設備のコンプレッサーとチラー更新で187 t -CO2／年を削減。
- 東洋製罐株式会社では、飲料缶製造ライン等で使用する受電用変圧器更新で14 t -CO2／年を削減。

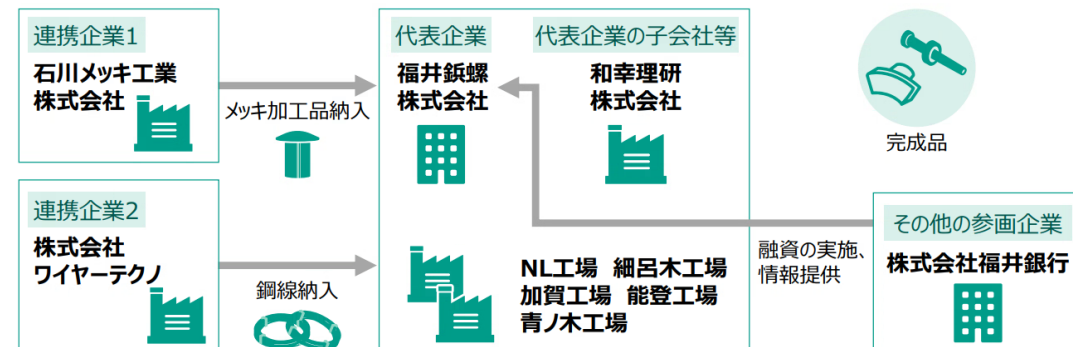


＜事業効果＞

- ✓ 更新設備のCO2削減率（2社計）：約29%
- ✓ 工場の生産能力向上、取引先とのコミュニケーション増

福井鋳螺株式会社

- 自動車部品メーカーに金属材料を供給する**福井鋳螺株式会社**が主導し、Scope3排出量の削減を実現。
- 外注先の石川メッキ工業株式会社、原材料仕入れ先の株式会社ワイヤーテクノ、グループ会社の和幸理研株式会社、自社内5工場の設備の使用状況を調査し、使用頻度が高い設備の高効率化、太陽光発電の導入を実施。
- CO2排出量の削減、エネルギーコストの削減だけでなく、仕入れ先との“寄り添い活動”を通じて信頼関係を深める。



＜事業効果＞

- ✓ CO2削減率（4社計）：約36%
- ✓ エネルギーコスト削減額（4社計）：12,755千円／年
- ✓ 連携企業含めた省エネ意識、CO2削減に関する技術レベルの向上

SHIFT事業による燃料転換等の支援

- 環境省では「脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業（SHIFT事業）」により、企業の設備更新・電化・燃料転換を支援。
- 重油等の排出係数が高い燃料から、都市ガス等への燃料転換を図ることで、工場・事業場におけるCO₂排出量の削減を推進。

SHIFT事業の工場・事業場毎の導入設備¹

	全体	ボイラ	空調	HP	冷凍・冷蔵	工業炉・バーナー・CGS
工場	252	123	40	6	5	33
事業場	249	32	166	63	50	0
総計	501	155	206	69	55	33

SHIFT事業の設備導入事業における採択実績及びCO₂削減量

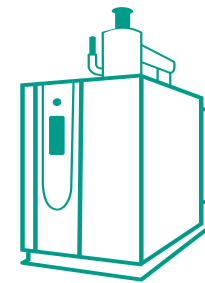
	予算額 (補正含む)	採択実績	CO ₂ 削減量×耐用年数 (t-CO ₂)
R3	40億円	136	1,514,066
R4	37億円	50	1,063,436
R5	76.9億円	137	1,028,800
R6	73.6億円	178	567,014
総計	227.5億円	501	4,173,316

1. 設備毎の数字は、複数の設備を導入している場合の重複計上を含む

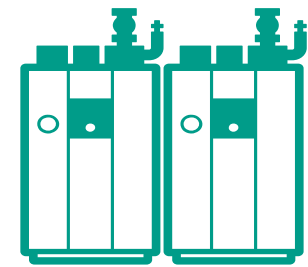
食料品製造工場での事例

C重油焚き蒸気ボイラタービン発電設備を都市ガス焚き蒸気ボイラタービン発電設備に燃料転換することで、工場全体のCO₂排出量を**約23%（約40,000 t-CO₂/年）削減**。加えて、オペレーション、メンテナンス性の向上も図られる。

<日本食品化工株式会社（富士工場）>



<C重油焚き
蒸気ボイラタービン等>

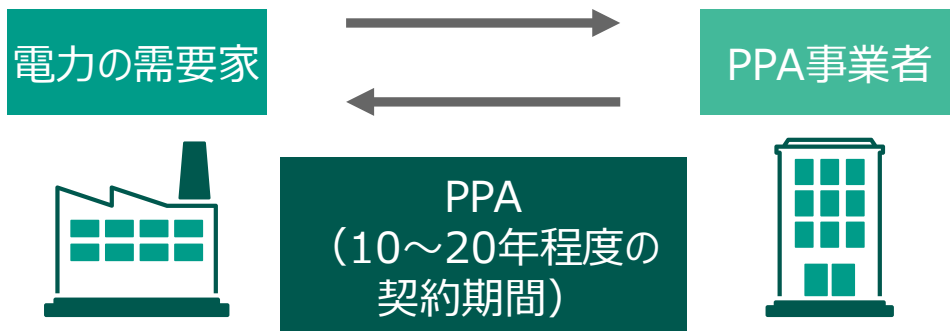


<都市ガス焚き
蒸気ボイラタービン等>

中小企業の再エネ導入に向けた課題

- バリューチェーン上の企業からの要請、電気料金の高騰への対策等の観点から、**自身の保有する施設への太陽光発電の導入を考える中小企業が増えてきており、特に初期投資不要なPPA方式に対する期待値が高い。**
- 一方、10～20年程度の長期契約となるPPA方式の活用にあたっては、**長期の与信を必要とすることが多く、中小企業において自社の温室効果ガス削減対策として再エネを導入するにあたり課題**となっている。
- 与信等の事業上のリスクを**バリューチェーン上の企業も含め、関係者で幅広く負担**することで、中小企業の再エネ導入に向けた課題を解消することが求められる。

PPAは与信等の観点から、
事業が成立しないことも多い



与信等の事業上のリスクを幅広い関係者で
負担することで乗り越えられないか



サステナブルファイナンスの推進

2023年度に実施した施策の概要と今後の取組

ESG金融ハイレベル・パネル、ESGファイナンス・アワード

- 金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場である「**ESG金融ハイレベル・パネル**」の第7回会合を開催。
- ESG金融または環境・社会事業に積極的に取り組み、インパクトを与えた機関投資家、金融機関、企業等を表彰する「**ESGファイナンス・アワード・ジャパン**」を実施。

トランジション・ファイナンス

- 気候変動対策の着実な移行やイノベーションに向けた取組に対して資金供給を促進すべく、「**トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス**」や、「**ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方**」についてとりまとめた。
- 世界初の政府によるトランジション・ボンドとして「**クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク**」に基づく「**クライメート・トランジション・ボンド**」を発行した。

グリーンファイナンス

- グリーンファイナンスサポーターズ制度**を設置し、市場拡大に向けた普及促進活動やノウハウ提供を実施。
- グリーンファイナンス発行支援事業**によりグリーンファイナンスでの資金調達に係る追加的費用を補助。
- グリーンファイナンスに関する検討会においてグリーンボンド等ガイドラインや、グリーンリストに関するワーキンググループにてグリーンリストの改定作業を実施。

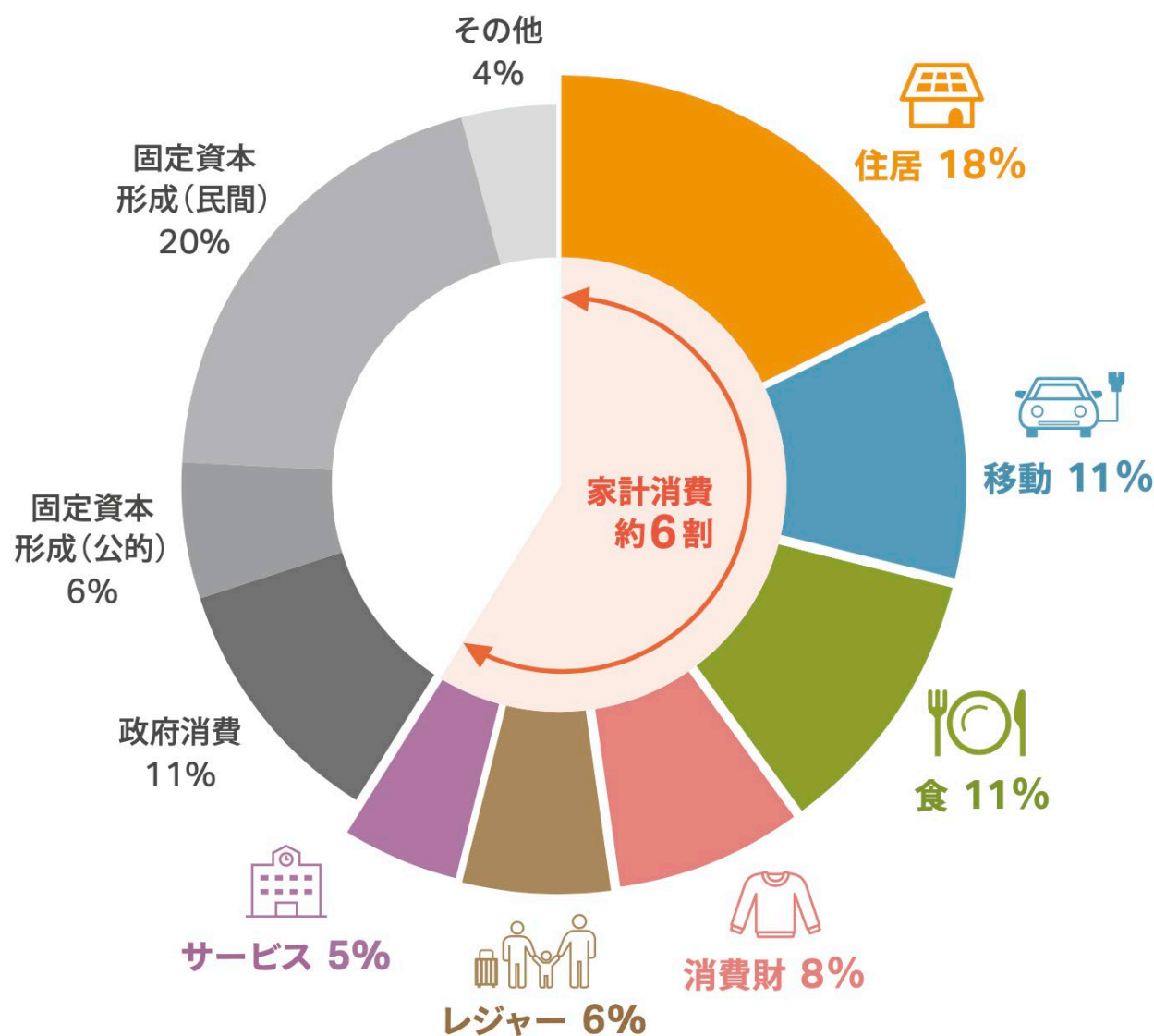
TCFD提言に沿った情報開示の推進

- 「令和5年度地域金融機関向けTCFD開示に基づくエンゲージメント実践プログラム」を実施し、エンゲージメントに取り組む地域金融機関に有益と考えられる事項を提示した「**金融機関におけるTCFD開示に基づくエンゲージメント実践ガイダンス**」を公表。
- 金融機関がポートフォリオ・カーボン分析及び移行戦略を検討するに当たり必要となる取組と課題を明確化し、投融資先企業の脱炭素化に向けた取組を促進すべく、金融機関4社に対してパイロットプログラム支援を行い、「**ポートフォリオ・カーボン分析を起点とした金融機関向け移行戦略策定ガイダンス**」を取りまとめた。

脱炭素分野への投資の促進

- 「**株式会社脱炭素化支援機構**」を設立し、脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を実施。
- 環境金融の拡大に向けた**利子補給事業**により、地域金融機関の融資行動の変革と地球温暖化対策のための設備投資を促進。
- 脱炭素社会の構築に向けた**ESGリース促進事業**により、リース手法を活用した先端的な設備への投資を促進。

消費選択・調達行動が排出量・排出削減に与えるインパクト



- 我が国の温室効果ガス排出量を消費・固定資本形成毎に見ると、**全体の約7割が消費・調達**によるものという報告がある。
- **暮らしにおける消費選択、官民の調達行動が、我が国の排出量・排出削減に大きなインパクトを持つ。**

資料：南齊規介（2019）産業連関表による環境負荷原単位データブック（3EID）（国立環境研究所）、Nansai et al. (2020) Resources, Conservation & Recycling 152 104525、総務省（2015）平成27年産業連関表に基づき国立環境研究所及び地球環境戦略研究機関（IGES）にて推計
 ※各項目は、我が国で消費・固定資本形成される製品・サービス毎のライフサイクル（資源の採取、素材の加工、製品の製造、流通、小売、使用、廃棄）において生じる温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）を算定し、合算したもの（国内の生産ベースの直接排出量と一致しない）。

（出典）令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書を基に環境省で作成

カーボンフットプリント（CFP）に係るモデル事業



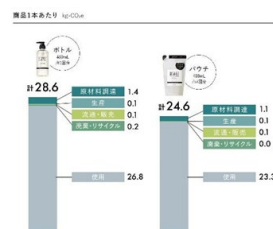
- CFPモデル事業では、令和4年度個社4件、令和5年度個社5件、令和6年度個社4件・業界企業群2件を選定。
- 本事業の効果として、過年度の参加企業は、従来品との比較優位を定量的に消費者に訴求できるようになったことに加えて、**算定手法をノウハウとして社内に蓄積**できたこと、どのプロセスでどれくらい排出されたのかが**可視化**できたこと、施策による削減インパクトの大小が定量的に分かるようになり、**削減戦略に活用**できることなどを挙げている。

令和6年度 個社モデル事業の対象製品・サービスと実績例

株式会社I-ne、山田製薬株式会社



BOTANIST
ボタニカルシャンプー モイスト



シャンプーのCFPの9割以上が使用段階であること、ボトルに比べた場合のパウチのCFPの削減率を確認

株式会社ゴールドウィン

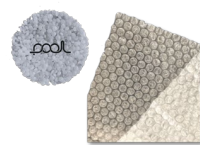


THE NORTH FACE
バルトロライトジャケット

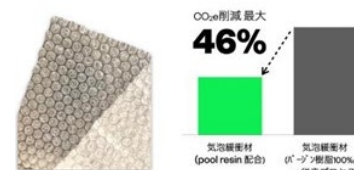


原材料調達段階での排出量が全体の約8割を占めることを確認

レコテック株式会社



pool resin製 緩衝材

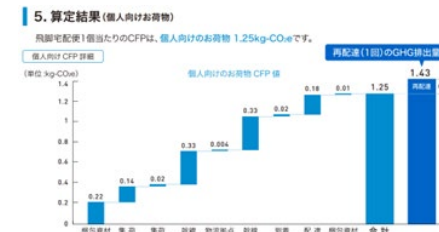


バージン材を使用した場合よりも、レジン、緩衝材ともにCFPが削減されることを確認

佐川急便株式会社



飛脚宅配便



宅配便1個当たりのCFPと再配達によるGHG排出量を算出

令和6年度 業界支援モデル事業の対象業界・企業群と成果

文具・事務用品

- 一般社団法人全日本文具協会
- プラス株式会社
- ココロ株式会社
- シャチハタ株式会社
- ニチバン株式会社
- 株式会社リトラブ
- ゼブラ株式会社



文具・事務用品
カーボンフットプリント
製品別表示ルール

CFP値 1本あたり
000.0kg-CO₂e



履物全般

- チヨダ物産株式会社
- 東邦レマック株式会社
- TOSMAX株式会社
- 株式会社ダイマツ
- 山三商事株式会社

カーボンフットプリント（CFP）算定・表示ルール
対象製品：履物（Footwear）
Ver. 1.0



カーボンフットプリント表示ガイド

- 「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」における議論を踏まえ、**実務の現実性と表示の妥当性のバランス**を取ったCFP表示や背景情報の提供を推進し、**企業の取組促進と消費者の行動変容**につなげることを目的に、環境省・経済産業省は、令和7年2月「**カーボンフットプリント表示ガイド**」を公表。
- 本ガイドは、事業者のGHG削減取組に関するコミュニケーションツールとしてのCFPの、**消費者における認知度・理解度を高めるため、CFPの表示を促進することを目的**とし、その**表示方法と算定に関わる情報の提供に関する考え方を示すもの**。
- CFPを表示しなければならないという義務、又はCFPの表示をする際の義務的記載事項について規定するものではない。



OKの例 -背景情報を表示

XX kg-CO₂e
牛乳1Lあたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

◀算定報告書はこちら

Tシャツ1枚あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

◀算定報告書はこちら

XX kg-CO₂e

製品名 XX kg-CO₂e
1足あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

CFPの
説明文

▶算定報告書

商品名
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

製品名
製品情報

XX kg-CO₂e
ペン（黒）1本あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

▶算定報告書

NGの例 -背景情報の表示なし

商品名
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

製品名
製品情報

XX kg-CO₂e
ペン（黒）1本あたり
算定対象は
原材料調達～廃棄・リサイクル

▶算定報告書

背景情報

機能単位
宣言単位

✓ CFPと一緒に
表示

✓ CFPと少し離れた
場所に表示

✗ Webサイト等※1
に表示

✗ Webサイト等
に表示

✗ Webサイト等
に表示

ライフサイクル
ステージ

✓ CFPと一緒に
表示

✓ CFPと少し離れた
場所に表示

✗ Webサイト等
に表示

✗ Webサイト等
に表示

表示なし

算定報告書
へのアクセス

✓ CFPと一緒に
表示

✓ CFPと少し離れた
場所に表示

✓ CFPと一緒に
表示

✗ Webサイト等
に表示

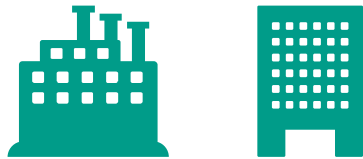
目指すべきグリーン製品・サービス市場の姿

- デマンドサイドにおける**消費者・官民が脱炭素に資するグリーン製品・サービス※の価値を理解して購買・消費することが予見**でき、サプライサイドにおける**各企業の積極的・継続的な脱炭素投資が行われる**ような市場を形成することが必要ではないか。
※排出削減努力により、CFPの低減や削減実績量・削減貢献量の創出等が図られたものを想定。
- サプライサイドとデマンドサイドの取組が好循環した市場の定着に向けて、どのような施策が必要か。

目指すべきグリーン製品・サービス市場が形成された社会のイメージ

環境価値を有し、高品質なグリーン製品・サービスが従来品と競争力を持つ形で提供される

サプライヤー・最終製品メーカー



- ◆ 積極的・継続的にバリューチェーンの脱炭素化を推進
- ◆ 自社の製品・サービスの脱炭素化が企業価値・競争力・売上げの上昇に直結

グリーン製品・サービス

消費者・官民



- ◆ グリーン製品・サービスが競争力を持ち、広く流通・販売されている
- ◆ グリーン製品・サービスの価値を理解して、購買・消費を判断

グリーン製品・サービスの価値を評価した購買・消費を行う

サプライサイドでの脱炭素投資とデマンドサイドでの購買・消費が
かみ合う好循環が形成され、社会に定着（バリューチェーンのグリーン化）

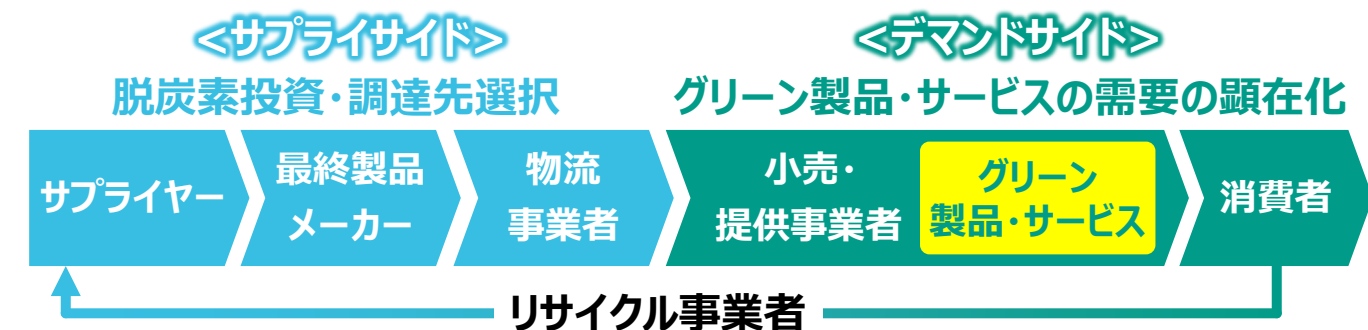
サプライサイドとデマンドサイドの取組の好循環に向けて



- 2050年ネット・ゼロ及びGXの実現には、あらゆる分野、あらゆる主体における排出削減が必要であり、そのためには、国内での脱炭素分野への投資と、その結果生み出される脱炭素に資するグリーン製品・サービスが市場で積極的に評価されることによる需要創出の両輪が必要。
- バリューチェーンにおける**サプライサイドでの脱炭素投資とデマンドサイドでの消費・調達の好循環**に向けて必要な施策を検討するため、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」を開催。（本年5月～）
- 今後、大手企業がサプライヤー等と連携した取組を後押しすること等により、**Scope3を含めた企業単位及びCFP等の製品単位の排出削減、与信等の課題から再エネの活用が十分に進んでいない中小企業における自家消費型太陽光発電の導入等を進めていく。**

グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会

検討事項



- 1 サプライサイドの企業・製品の排出量の算定
 - ・ 中小企業含めたサプライサイド企業のCO2排出量や製品カーボンフットプリント等の算定を進めるために、どのような施策が必要か。

- 2 バリューチェーン全体の排出削減
 - ・ バリューチェーン全体の排出削減に向けて、省エネ・再エネ、調達先選択等の行動を促すために、どのような施策が必要か。

- 3 グリーン製品・サービスの見える化
 - ・ どのような製品・サービスの需要を創出していくか。
 - ・ どのようにグリーン製品・サービスを消費者に対して分かりやすく訴求するか。

- 4 消費者の需要喚起
 - ・ グリーン製品・サービスに対する消費者の需要を喚起するために、どのような施策が必要か。

委員（敬称略）

高村ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授（座長）
伊坪徳宏	早稲田大学理工学術院創造理工学部環境資源工学科教授
稲垣孝一	Green×Digitalコンソーシアム 見える化WG 主査
北村暢康	The Consumer Goods Forum 日本サステナビリティローカルグループ共同議長
末吉里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
渡慶次道隆	株式会社ゼロボード 代表取締役
藤崎隆志	公益財団法人日本環境協会エコマーク事業部長
森原誠	ポストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター & パートナー

※オブザーバーとして、計16の関係省庁・団体が参画

- Downloaded from <https://www.cambridge.org/core>. University of Cambridge, on 01 Jun 2018 at 11:01:00, subject to the Cambridge Core terms of use, available at <https://www.cambridge.org/core/terms>. <https://doi.org/10.1017/9781315326477.007>

再エネ最大限導入を地域共生型で進めるために



- NDCや2050年ネットゼロの実現に向け、**地域や自然と共生しながら、再エネを最大限導入**。地域資源である再エネを活用し、地域からのGX、経済活性化、災害に強い地域づくりに貢献。
- 太陽光については、**次世代型太陽光や初期費用ゼロ型等の先進技術・方式**の需要創出に取り組みつつ、**公共施設、ビル、工場、倉庫等の屋根や壁面等**において集中的・重点的に導入拡大。
- 再エネ設備の**廃棄・リサイクル**について、**制度的な議論やリサイクル技術の高度化等**を進め、計画的に対応。

①地域脱炭素を通じた地域共生型再エネ導入

脱炭素先行地域での取組や温対法に基づく促進区域等の活用を推進。



バイオガスプラント(北海道土佐幌町)

促進事業計画の認定事例
(富山県氷見市)
出所：
氷見ふるさとエネルギー
株式会社、氷見市



②公共施設への率先導入と需要創出

政府や自治体の施設、独立行政法人等での導入を推進。
ペロブスカイト太陽電池については、2025年から早期に国内市場を立ち上げ、2025年がペロブスカイト元年となるよう、需要創出に取り組む。



新宿御苑ミュージアム



神奈川県厚木市

③民間・住宅における自家消費の更なる推進

民間・住宅における自家消費の更なる推進に向け、初期費用ゼロ型太陽光やソーラーカーポート、建材一体型太陽光等への支援に取り組む。



ソーラーカーポート



建材一体型太陽光

資料提供：大成建設株式会社・株式会社カネカ

④効果的・効率的な環境配慮

生物多様性・自然との共生が確保された再エネ導入に向け、風力に係る環境アセスの最適化や自然を生かした再エネ技術実証等を推進。

⑤計画的かつ適正な廃棄・リサイクルの実施

今後の廃棄のピークを見据え、適正な廃棄・リサイクル実施に向け、計画的に対応。

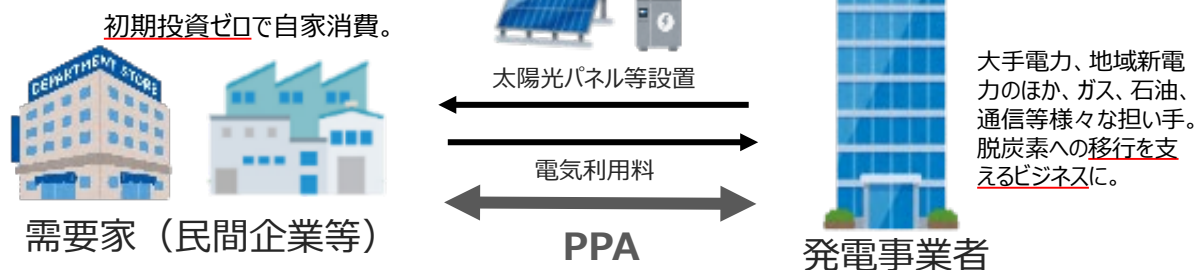
民間企業等による自家消費型太陽光発電の促進 (令和3年度～令和6年度補助事業の実施結果)



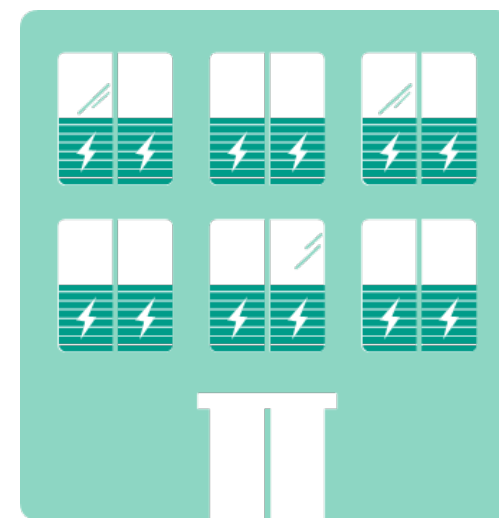
- 民間企業における自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入を加速するため、補助事業を実施。令和3～6年度にかけて、**屋根太陽光、ソーラーカーポート、営農地、ため池等への太陽光発電652MWを支援。**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
屋根太陽光	184MW	175MW	120MW	88MW	567MW
ソーラーカーポート	8MW	16MW	23MW	14MW	61MW
営農型・ため池等	2MW	9MW	11MW	3MW	25MW
合計	194MW	200MW	154MW	105MW	653MW

■ PPAモデル



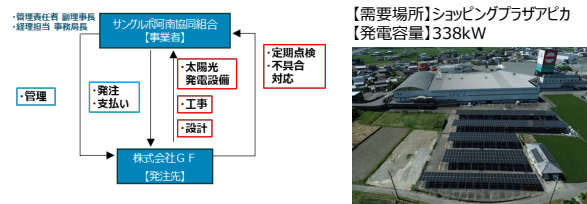
建材一体型太陽光発電



再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上での新たな手法。

■ ソーラーカーポート

【自己所有】 サングルポ阿南協同組合



片山工業株式会社の本社工場の駐車場に自家消費型の太陽光発電設備を搭載したカーポートや蓄電池システム、EV充電設備を導入した事業である。

【オンサイトPPA】 みずほリース株式会社



太陽光発電及び蓄電システムの導入により、宮崎大学内の2つのキャンパスで施設全体の約2割程度の電力消費量を再エネ電力で賄うことを目的とした事業である。

ペロブスカイト太陽電池の初期需要の創出

- ペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装に加え、事業者の一定の投資予見性を確保し、生産体制構築を促す観点から、**初期需要の創出を行う。**
- GI基金による実証事業等により得られている知見を踏まえつつ、**将来の普及も見据えて拡張性が高い設置場所への導入を支援することで、社会実装モデルの創出を目指す。**

項目	概要
補助対象者	➤ 地方公共団体・民間企業等
補助対象費用	➤ 性能基準等を満たすフィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュール・付帯設備及びその設置費用
主な要件	➤ 従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であること ➤ 一定以上の導入規模が見込めること ➤ 需要地と近接し、一定上の自家消費率があること ➤ 施工・導入後の運用・実績に関するデータを提出できること 等
補助率	➤ 2/3、3/4※ ※防災力の強化やサプライチェーンの脱炭素化に資する等の一定の要件を満たすもの
公募時期	➤ 令和7年秋頃を予定
補助期間	➤ 2カ年

※上記の項目はいずれも検討中のものであり、実際の要件等については公募開始時の情報を参照。



【令和7年度予算 5,020百万円（新規）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します

1. 事業目的

軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指す。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コストの低減のため、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所、需要地と近接した場所や自家消費率が高い場所、緊急時の発電機能等が評価される場所等）への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。

<対象>

- ・従来型の太陽電池では設置が難しい場所に導入する事業であり、一定の要件を満たすもの

<主な要件>

- ・導入するフィルム型ペロブスカイト太陽電池が性能基準を満たすこと
- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

等

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：2／3、3／4）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

4. 補助事業対象の例



フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

<地球温暖化対策計画（令和7年2月）>

- 洋上風力発電事業について、**国が海洋環境等の保全の観点から調査を行った上で促進区域等を指定**するとともに、これに相当する事業者の**環境影響評価手続の一部を適用除外**とする仕組みについて検討し、適正な環境配慮を確保しつつ円滑な事業の実施を促進する。
- 陸上風力発電事業についても、**事業特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価の実施を図る**ため、必要な措置を講ずる。

○洋上風力について

- ・令和6年3月、洋上風力発電事業について、適正な環境配慮を確保するための新たな環境影響評価制度の在り方に関する答申がとりまとめられた。
- ・答申を踏まえて、第217回国会において、**国が海洋環境等の保全の観点から調査を行った上で促進区域等を指定し、これに相当する事業者の環境影響評価手続の一部を適用除外とする仕組みを盛り込んだ再エネ海域利用法改正法案を提出**した。（令和7年6月3日成立）

○陸上風力について

- ・令和7年3月、風力発電事業に係る環境影響評価の在り方に関する答申が取りまとめられた。
- ・答申では、**立地誘導による導入促進、現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保、建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施**が求められている。
- ・答申を踏まえて、第217回国会において、**陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しを盛り込んだ環境影響評価法改正法案を提出**した。（令和7年6月13日成立）

（参考）海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案



（令和7年6月3日成立）

背景・必要性

- 我が国における2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。
- 2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げており、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）における案件形成に取り組んでいく必要がある。
- こうした中、現在の再エネ海域利用法では、適用対象を「領海及び内水」としており、EEZについての定めはないことから、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。
- また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する。

【目標・効果】

EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を通じて、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

（KPI）

2030年までに1,000万kW、
2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成

法案の概要

○EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設。

【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】

- ①経済産業大臣は、自然的条件等が適当である区域について、公告縦覧や関係行政機関との協議を行い、募集区域として指定することができる。
- ②募集区域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案や事業計画の案を提出し、経済産業大臣及び国土交通大臣による仮の地位の付与を受けることができる。
- ③経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とし、発電事業の実施に必要な協議を行う協議会を組織するものとする。
- ④経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、設置を許可することができる。

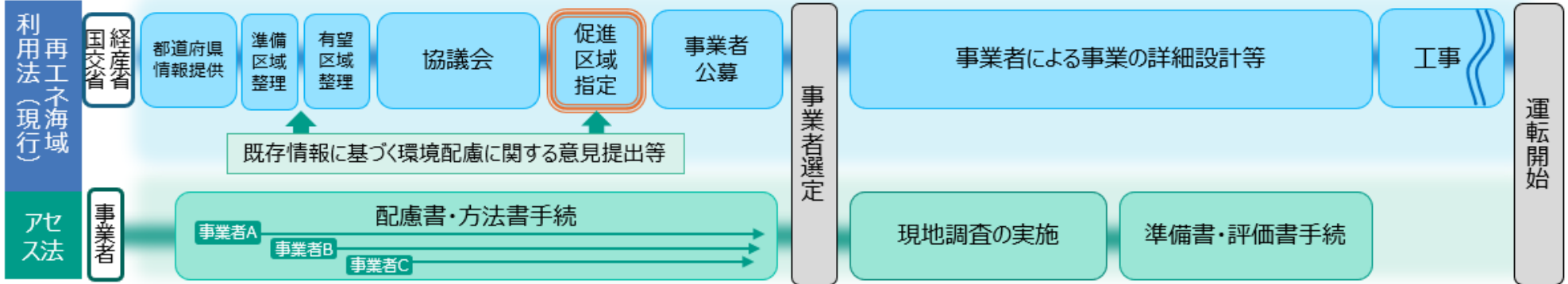
※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止し、募集区域以外の海域においては設置許可は行わない。

○促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする。

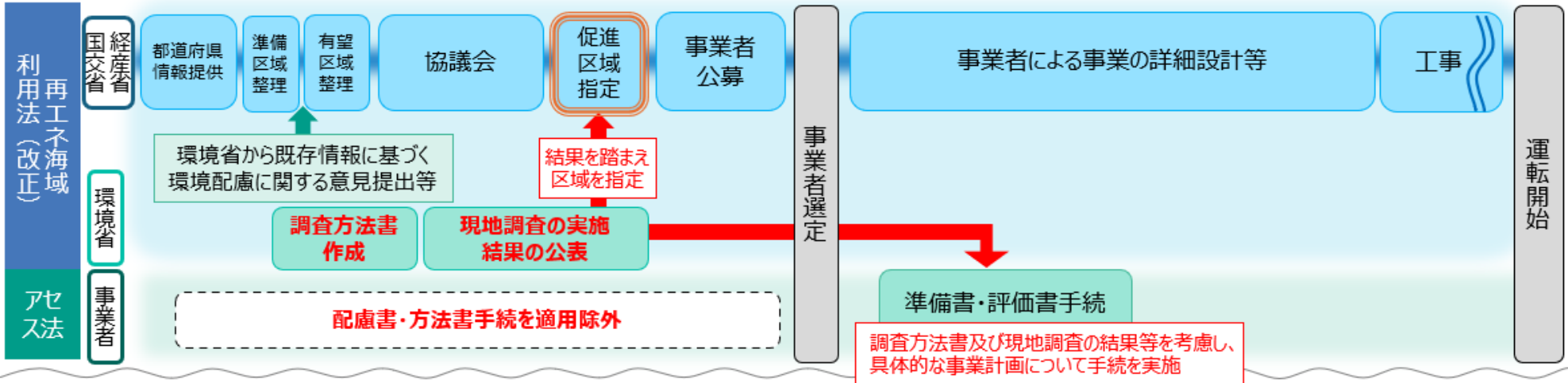
(参考) 洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージ

領海及び内水（促進区域）の場合

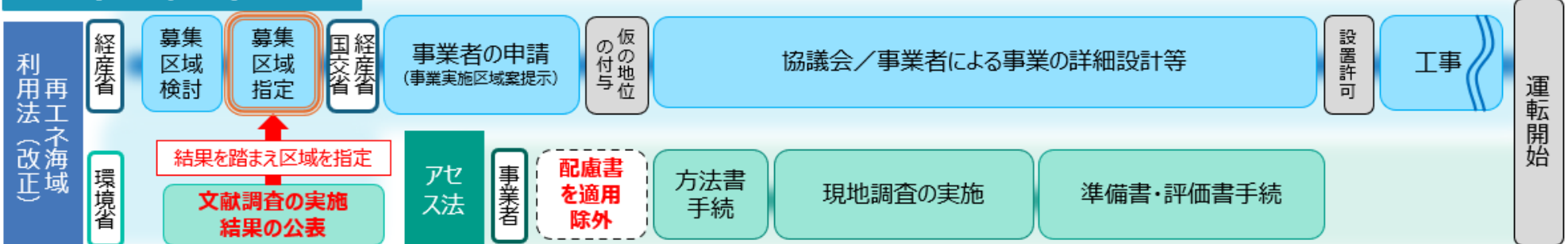
＜現行制度イメージ＞



＜新制度イメージ＞



EEZ（募集区域）の場合



(参考)「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」及び 「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について(二次答申)」



(令和7年3月6日、中央環境審議会)

①前回法改正事項の点検

(配慮書手続の在り方)

- 配慮書手続は制度として維持していくことが適当。今後は、当該手続をより効果的に機能させるために、複数案の考え方等について検討を進め、関係法令等の見直しや、ガイドラインの整備を進めていくことが必要。

(報告書手続の在り方)

- 報告書手続は制度として維持していくことが適当。今後は、環境省が発電所事業の報告書を取得することができる仕組みを早急に構築し、事後調査等の実施結果を一元的に管理・分析することによって、後続事業全体に係るより効果的かつ効率的な環境影響評価の実施につなげていくことが期待される。

②陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保

(立地誘導による導入促進)

- 陸上風力発電事業による環境影響(鳥類、景観、騒音等)の程度は、一般に、風車の立地場所や配置によるところが大きいため、環境影響を回避・低減し、環境配慮が確保された陸上風力発電事業を最大限導入するためには、環境影響の懸念が小さい適地へ、事業を誘導する仕組みの検討が必要。

(現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保)

- 風力発電事業では、現行の法対象規模未満(3.75万kW未満)の事業であっても、立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるため、例えば、第二種事業の規模要件を引き下げ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法の対象とする等の措置が求められる。

(建替事業に係る効果的かつ効率的な環境影響評価手続の実施)

- 区域や規模等に大きな変更がない建替事業については、現行の配慮書に代わり、事業の概要や、事後調査等の実施結果等を踏まえた発電所の設置に係る環境配慮の方針等を記載した簡潔な書類を作成・公表し、必要に応じ国が意見を述べる等の仕組みを設けることが適当。なお、建替事業に係る配慮書手続の見直しは、それぞれの事業特性を考慮し、風力発電事業以外の他の事業種も対象となり得る制度とすることが適当。

③現行制度の課題等への対応

(環境省による環境影響評価図書の継続的な公開)

- 様々な公益に資するよう、環境省が環境影響評価図書を継続的に公開することが可能となるような制度上の仕組みを早急に確立するべき。

(戦略的環境影響評価の実現)

- 戦略的環境影響評価の実現に向けて、持続可能性アセスメントも視野に入れ、検討を進めていくことが求められる。

(累積的な環境影響への対応)

- 諸外国の事例等を整理の上、累積的な環境影響評価に係る技術的な考え方等について検討を行い、ガイドライン等を策定していくことが必要。

(環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化)

- 生物多様性保全等の観点から、技術的なガイドライン等の整備を進めていくことが求められる。また、アセスに係る人材育成、環境情報基盤の充実化に取り組むことが必要。

(環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討)

- 海洋等において将来的に実施が見込まれる大規模な新規事業について、あらかじめ事業の動向を注視し、科学的知見の収集を図っていくことが必要。

(参考) 環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。
(令和7年6月13日成立)

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、アセス手続の対象となる工作物も建替えの時期を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない建替えに対する規定がなく、新規事業と同様に事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能。
- 現行法に基づく事業者によるアセス図書の公表期間は概ね1か月程度に限定されている。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、既存のアセス図書の情報を十分に活用できない。

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

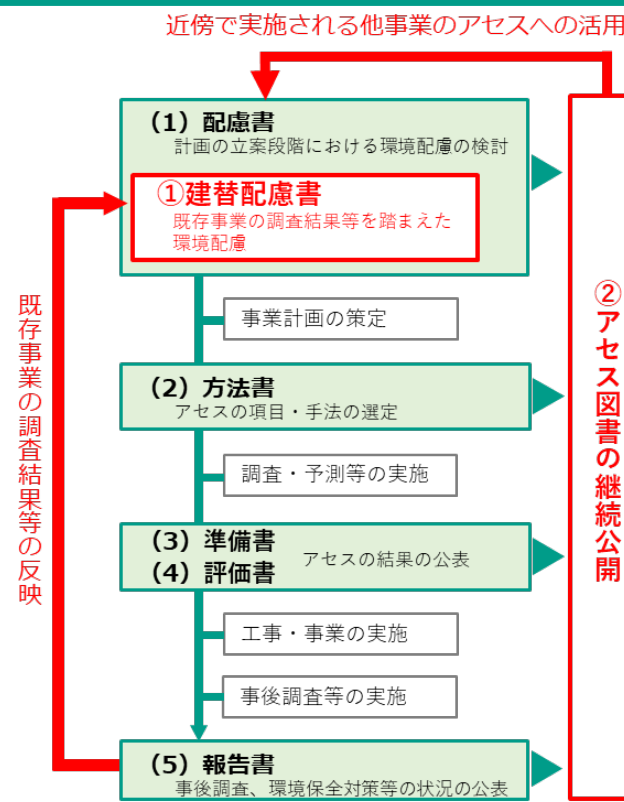
- **建替事業**（※）に係る配慮書（**建替配慮書**）については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする。
※ 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業。
- **環境大臣等**は、既存事業に伴う懸念事項を含め、**建替配慮書に対する意見を述べる**ことを可能とする。

② アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧等の期間後においても、**環境大臣がアセス図書を入手した上で、インターネットにより継続公開**することを可能とする。
※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

<施行期日>

公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日。
ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日



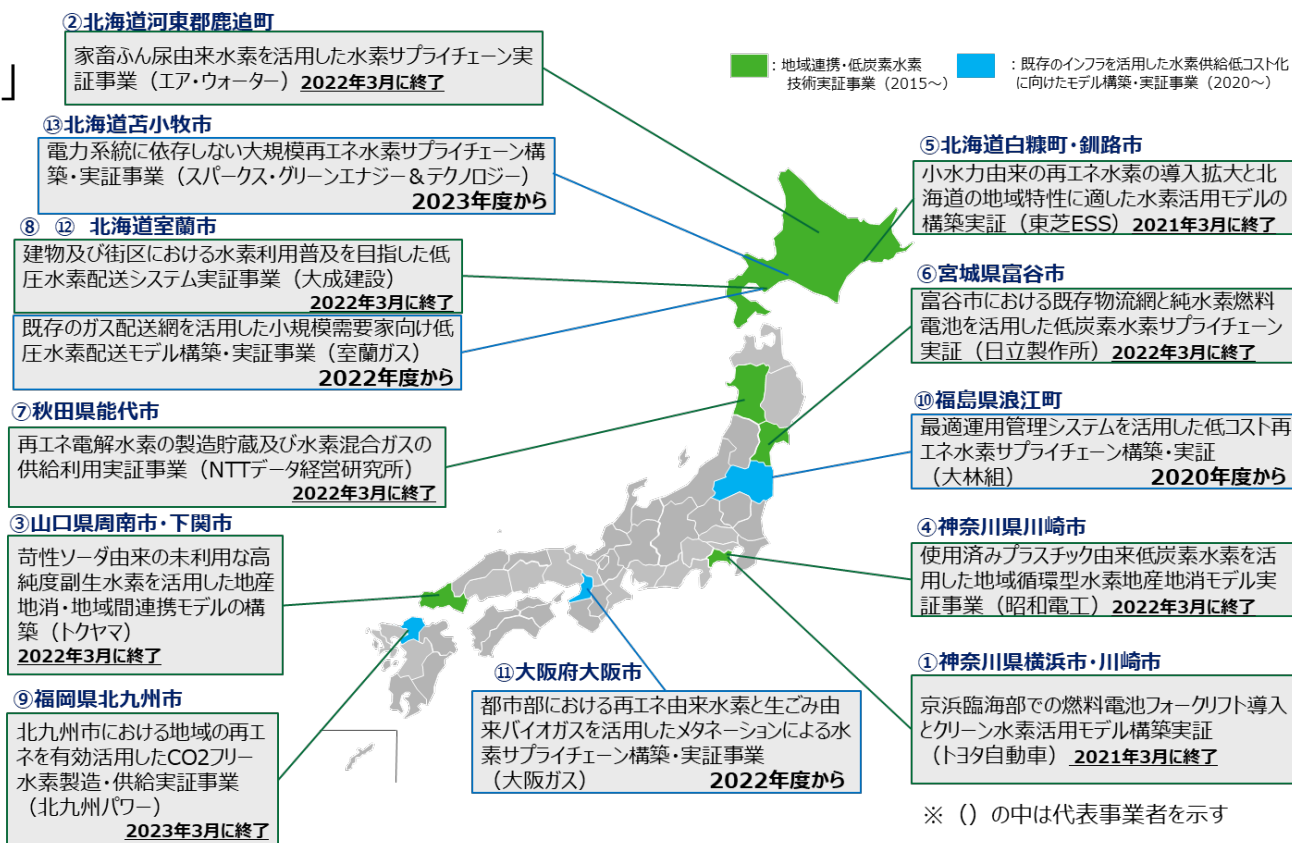
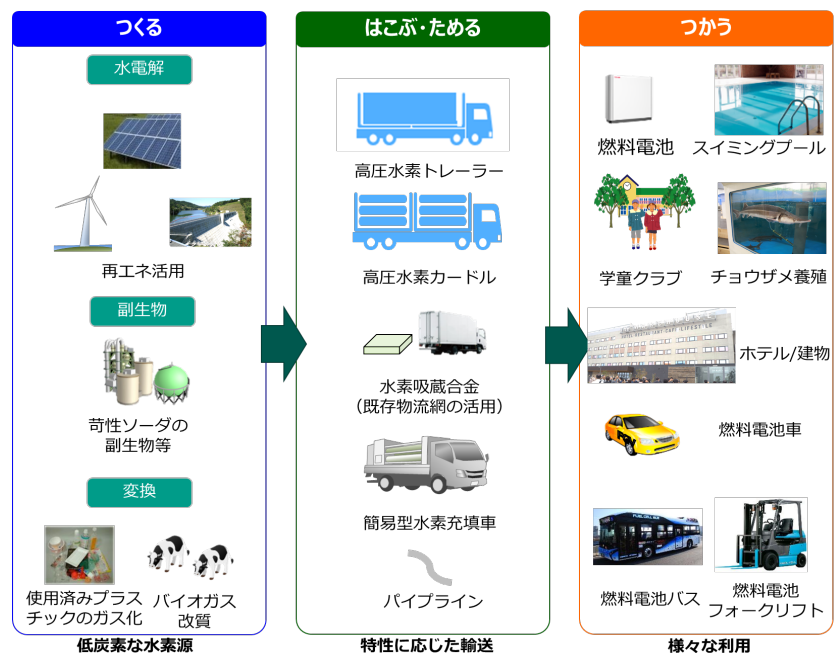
水素社会の実現に向けた取組



- 水素社会実現に向けて、地方創生にもつなげる再エネ等の地域資源を活用した実証事業や水素活用機器等への補助事業を推進。
- 2023年度は、例えば、水素と生ごみより製造したバイオガスを用いてメタネーションを行う実証事業、既存LPガス配送トラックに水素吸蔵合金を混載し大学宿舍等で利用するサプライチェーン構築実証などを実施。

●再エネ等を活用した水素社会推進事業

地域特性に応じて「つくる」「はこぶ・ためる」「つかう」の一気通貫した水素サプライチェーン実証事業を、これまで13地域で実施



●交通分野における水素関連の技術開発・実証事業や導入支援事業

水素内燃機関を活用した重量車両の開発・実証を支援するとともにFCバス、FCフォークリフトの導入補助を実施

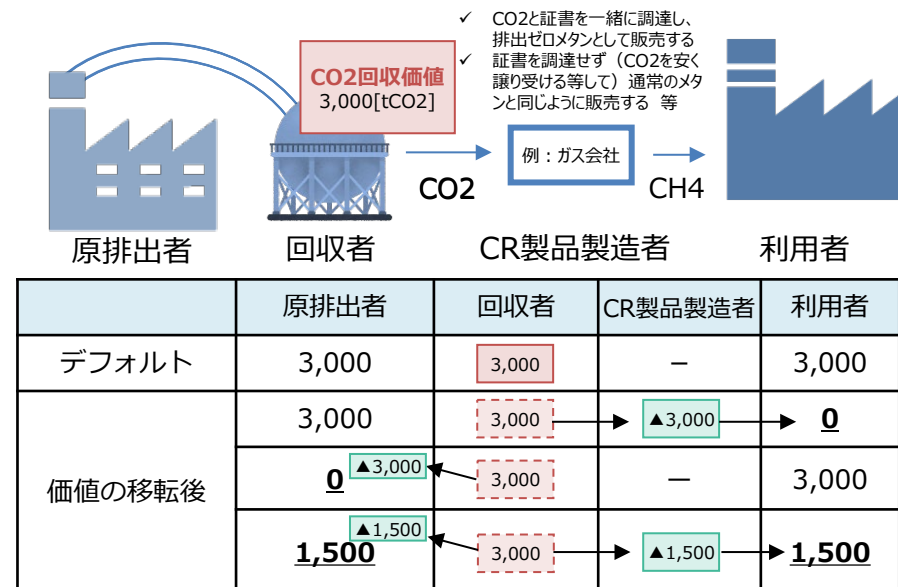
●地域における自立分散型エネルギーシステム構築事業や水素利活用機器の導入支援事業

地域での自立分散型水素利活用につながる支援や水素への移行期における混焼機器等の導入支援

SHK制度におけるカーボンリサイクル燃料の扱いについて

- 温室効果ガス・排出量算定・報告公表制度（SHK制度）は、温対法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、排出量の算定と国への報告を義務付ける制度。
- R6年度報告（R5年度実績）までは、自らが排出する温室効果ガスを回収した場合は、その回収分は報告すべき排出量にカウントしないとしている一方、合成メタンを含むカーボンリサイクル製品の利用者が排出計上するルールとなっていた。
- カーボンリサイクルの促進の観点から、昨年度ルールの詳細について検討を進め、回収価値とそこから生じる排出削減価値の移転が原排出者・利用者間で合意されていることを前提とし、排出削減価値の移転の結果を排出削減価値分を基礎排出量に反映することとした。これに必要な法令等の改正を行い、R7年度報告（R6年度実績）から適用開始。

＜具体的なイメージ＞



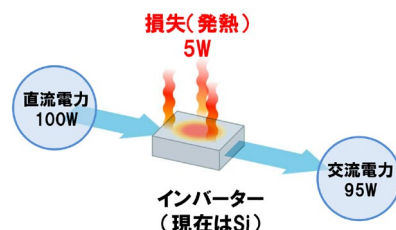
地球温暖化対策技術開発と社会実装



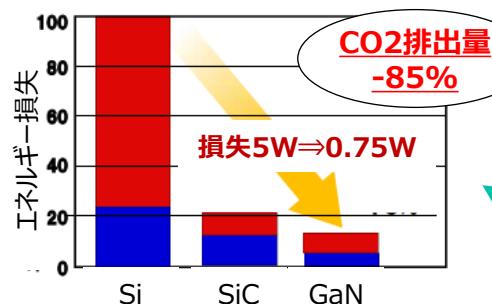
- 将来にわたる大きな温室効果ガスの削減が期待できる地球温暖化対策技術の開発・実証を強力に推進。
主なプロジェクトの概要は以下のとおり。

GaNデバイスによる省エネ

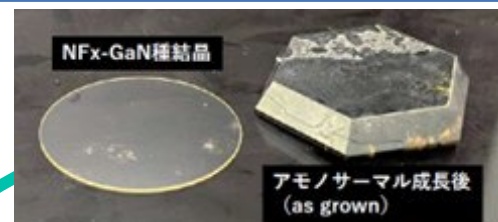
- 窒化ガリウム (GaN) 等を活用し、電気自動車・データセンター等パワーエレクトロニクスシステムを搭載する分野でのエネルギー効率の最大化を目指して、GaNウエハ、デバイス、モジュール・最終製品 (EV車両) の開発・実証を一気通貫で実施。



インバータのイメージ図



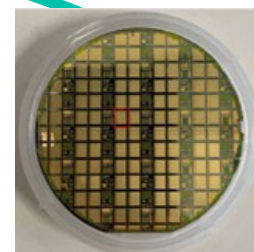
GaNインバータ活用による省エネ効果



高品質GaN種結晶



超低抵抗な
OVPEウエハ



大電力に適した
縦型デバイス



EV用インバータ



超急速充電器・車載用高性能充電
システム (オンボードチャージャー)

CCU技術の活用

- CO2を資源として有効利用するCCU (Carbon Capture and Utilization) 技術の社会実装に向け、人工光合成技術を活用してCO2からCOを電気分解する技術の開発・実証を推進。

CO₂電解装置
実証機



革新的触媒技術の開発・実証

- 農業系バイオマス等の地域資源の活用・循環、グリーン水素製造のための触媒技術の開発・実証を推進。



2. 地域脱炭素関連

地域脱炭素ロードマップ[°] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) の概要



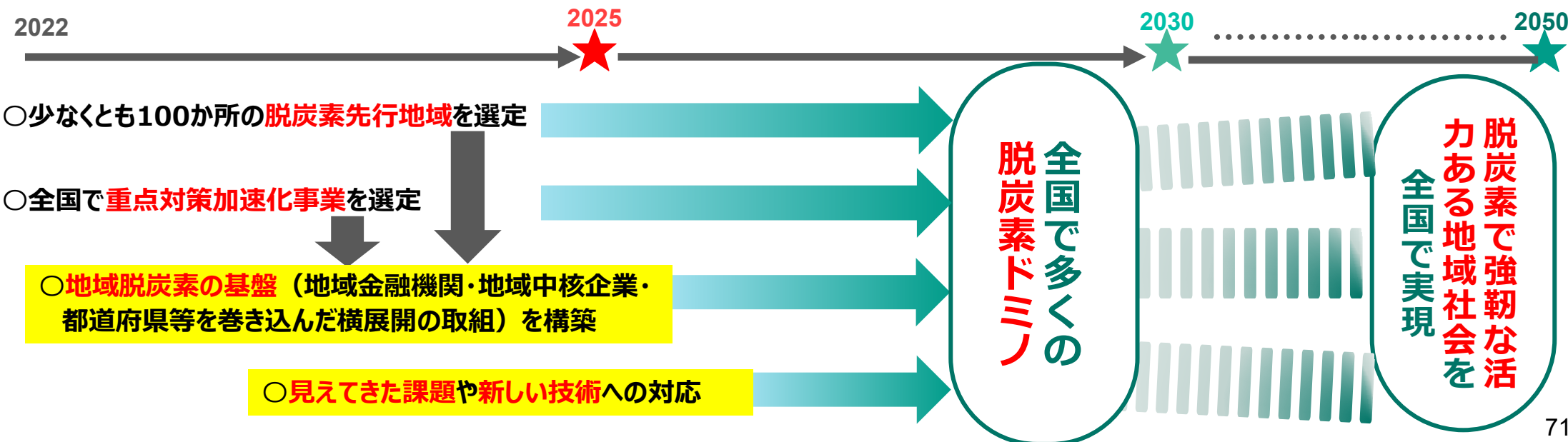
地域脱炭素ロードマップの主要施策

地域脱炭素ロードマップ[°] (令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議[※]決定・同年10月22日閣議決定地球温暖化対策計画) に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する**地域脱炭素推進交付金** (令和4年度創設、令和7年度予算額: 385.2億円、令和6年度予算: 425.2億円) により、

- ①**脱炭素先行地域**: 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる**脱炭素先行地域**を2025年度までに少なくとも**100か所選定**し、2030年度までに実施
- ②**重点対策加速化事業**: **全国**で重点的に導入促進を図る**屋根置き太陽光**発電、**ZEB** (ゼロエネルギービルディング)、**ZEH** (ゼロエネルギーハウス)、**EV** (電動車) 等の**重点対策加速化事業**を実施

※国・地方脱炭素実現会議構成メンバー

- <政府> 内閣官房長官 (議長)、環境大臣 (副議長)、総務大臣 (同)、
内閣府特命担当大臣 (地方創生)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- <地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長



地域脱炭素ロードマップの進捗状況



※主な取組を記載

(1)脱炭素先行地域づくり

- 脱炭素先行地域(2030年度までに民生部門の電力消費と中心にCO2排出の実質ゼロを実現する地域)について、**88地域を選定し、地域脱炭素推進交付金**により支援。
- 脱炭素先行地域の範囲を超えて活躍する地域エネルギー会社等との連携により、**脱炭素先行地域外への展開に向けた地域脱炭素の基盤構築を推進**。(脱炭素先行地域の取組を波及させる仕組)
- 選定された脱炭素先行地域の**先進性・モデル性の類型**について、「地域課題解決」、「地域脱炭素の基盤創出」等の4つの観点から整理し、2024年3月以降公表。
- 毎年度のフォローアップを通じて、**特筆すべき取組事例や課題克服事例**を発信。
- 事業開始後3年程度を目途に**中間評価**を実施し進捗を確認。

(2)脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施

- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置き等の**自家消費型太陽光発電、ZEB・ZEH、地域共生型再エネ、ゼロカーボン・ドライブ**等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**については、**171地方公共団体を選定し、地域脱炭素推進交付金**(令和6年度予算425億円、令和5年度補正予算135億円)により支援。
- 地方公共団体・事業者等の利便性向上の観点から、**地域脱炭素の取組に対する関係府省の主な支援ツール・枠組み(1府6省174事業)**を2022年度以降、毎年度取りまとめ公表。
- 地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業に対して、**脱炭素推進事業債**を2023年度に創設(事業費1000億円。2023年度同意等予定額は約604億円。)

(3)地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

- 地方環境事務所が中心となった**地方支分部局間の連携**や地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業等により**地域の支援体制を確保**。
- 区域の排出量算定ツール(自治体排出量カルテ)や地域経済循環分析ツール等の**政策立案等に資するツール**を提供。
- 脱炭素まちづくりアドバイザー制度**を創設しこれまで96件の専門家を地方公共団体に派遣。また、地方公共団体職員等に対する**研修を実施**。
- 脱炭素アドバイザー資格制度認定事業**により、脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材がその機能を発揮できるように取組を推進
- 株式会社脱炭素化支援機構による投融資**(2025年現時点37件)や**ふるさと融資**の特例により金融面から支援。

(4)ライフスタイルイノベーション

- カーボンフットプリント(CFP)算定指針公表**や企業の**CFP算定支援**により脱炭素化の**見える化**を促進。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容を起こすための国民運動として、**デコ活**を推進。

(5)制度改革等(ルールイノベーション)

- 地域共生型再エネの促進に向け、地球温暖化対策推進法に基づく**再エネ促進区域制度**を創設。56の再エネ促進区域が設定済。
- 洋上風力**について、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする制度の創設を盛り込んだ**再エネ海域利用法**の改正法案を検討。
- 地熱発電**について、**地熱開発のリードタイムを二年短縮**するとともに、**自然公園法・温泉法の運用見直し**やIoT活用によるモニタリングを実施。
- 住宅・建築物**について、建築物省エネ法を改正し、**原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け**。

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンシティとは

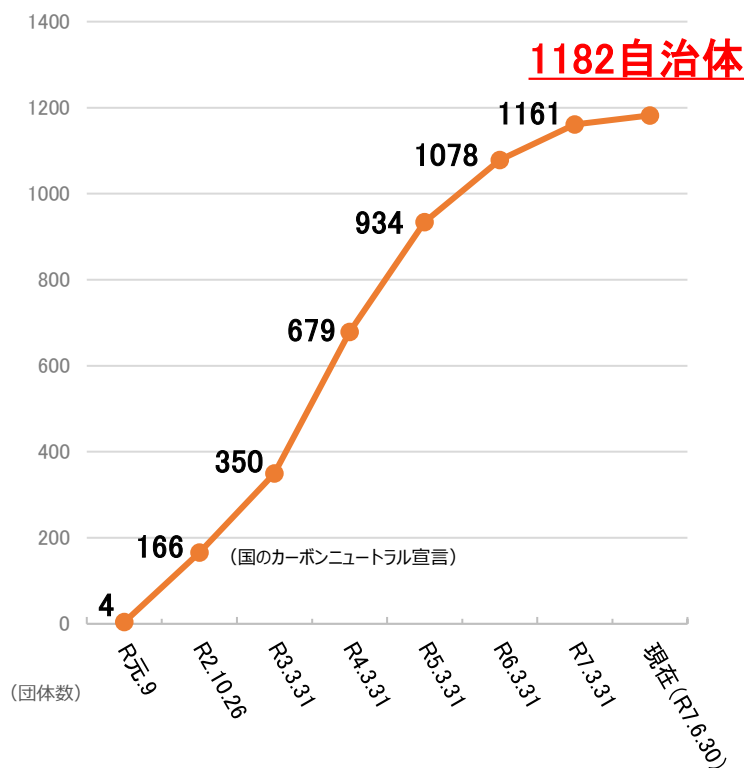
■ 環境省では、「2050 年に CO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した地方自治体」を **ゼロカーボンシティ**として集計・公表しております。

■ 2025年6月30日時点で**1182自治体**（46都道府県、655市、22特別区、398町、61村）がゼロカーボンシティを表明。前回(2025年3月31日)より**21**自治体増加。

新規表明自治体

新潟県 南魚沼市	山口県 美祢市
鳥取県 岩美町	山口県 岩国市
群馬県 伊勢崎市	北海道 蘭越町
群馬県 桐生市	千葉県 旭市
兵庫県 三木市	石川県 中能登町
福岡県 八女市	北海道 寿都町
香川県 綾川町	東京都 東大和市
鹿児島県 伊仙町	北海道 仁木町
北海道 神恵内村	東京都 立川市
神奈川県 愛川町	大分県 豊後大野市
北海道 新冠町	

宣言自治体数の推移



都道府県別表明割合

都道府県名	表明済合計	表明割合	都道府県名	表明済合計	表明割合
北海道	170	94%	滋賀県	10	50%
青森県	20	49%	京都府	20	74%
岩手県	26	76%	大阪府	33	75%
宮城県	21	58%	兵庫県	27	64%
秋田県	12	46%	奈良県	8	20%
山形県	26	72%	和歌山県	6	19%
福島県	25	42%	鳥取県	11	55%
茨城県	38	84%	島根県	14	70%
栃木県	26	100%	岡山県	20	71%
群馬県	22	61%	広島県	13	54%
埼玉県	53	83%	山口県	9	45%
千葉県	37	67%	徳島県	7	28%
東京都	52	83%	香川県	11	61%
神奈川県	29	85%	愛媛県	11	52%
新潟県	21	68%	高知県	20	57%
富山県	14	88%	福岡県	39	64%
石川県	15	75%	佐賀県	11	52%
福井県	12	67%	長崎県	15	68%
山梨県	28	100%	熊本県	29	63%
長野県	45	58%	大分県	12	63%
岐阜県	24	56%	宮崎県	18	67%
静岡県	25	69%	鹿児島県	32	73%
愛知県	33	60%	沖縄県	7	17%
三重県	25	83%			

※表明数は都道府県自体及び市区町村の合計

地方公共団体実行計画の策定状況



- 地方公共団体実行計画の策定状況については以下の通り。**小規模な団体における策定・実行が課題。**

地方公共団体実行計画策定状況（2024年10月時点調査）

全ての地方公共団体へ
策定義務付け

団体区分	回答団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	176	176	100.0%	156	88.6%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	482	99.8%	317	65.6%
人口1万人以上3万人未満の市町村	452	434	96.0%	165	36.5%
人口1万人未満の市町村	525	446	85.0%	151	28.8%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,538	94.0%	789	48.2%
計（都道府県＋市区町村）	1,788	1,690	94.5%	941	52.6%
地方公共団体の組合	1,509	654	43.3%		
計	3,297	2,344	71.1%		

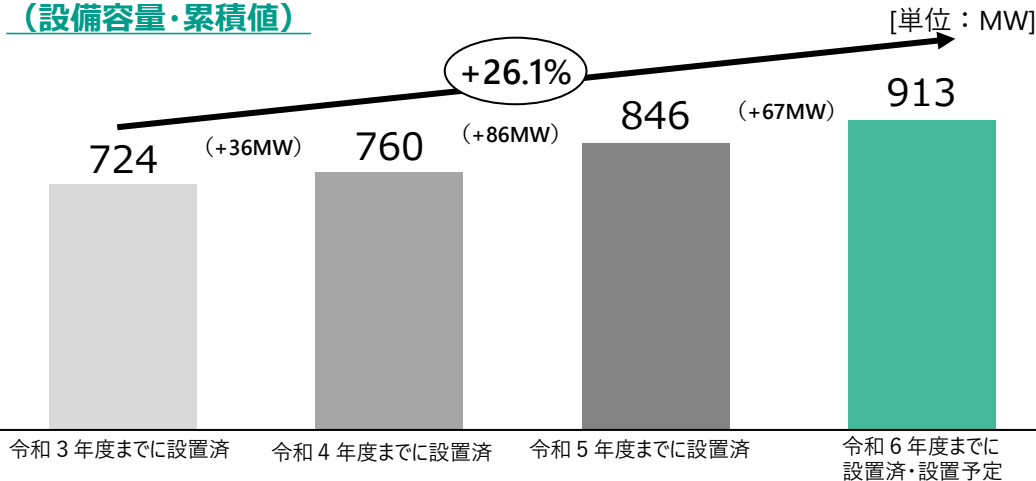
都道府県、政令指定都市、
中核市、施行時特例市に
策定義務付け

地方公共団体実行計画事務事業編の取組状況①（公共施設等の太陽光・ZEB）



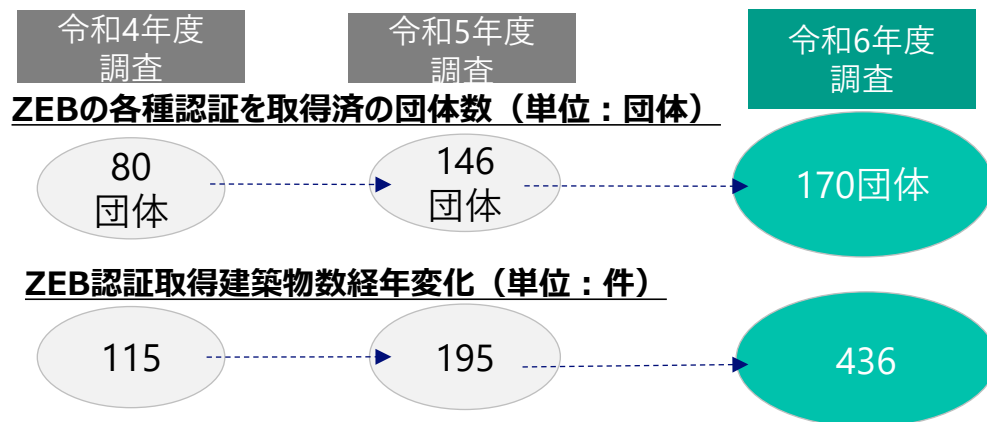
- **公共施設（建築物及び建築物に付属する敷地）における太陽光発電設備容量は**継続して増加しており、令和6年度までに設置された設備容量（予定含む）は**令和3年度までに設置済の設備容量比で189MW、26.1%の増加**となった。
- **公共施設等のZEBの各種認証を取得済の団体数は**令和5年度調査の146団体から**170団体へと増加**。
- **公共施設等のZEB認証取得建築物数は**令和6年度に**436件**であり、前年度から**241件増加**。認証種別に見ると、**ZEB Readyが222と最も多い**。

■ 地方公共団体の公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量・累積値）



*「令和3年度までに設置済」、「令和4年度までに設置済」は令和5年度調査結果を掲載

■ ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数



出所) 環境省 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査

■ ZEBの各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合（令和6年度）

団体区分	団体数	%
都道府県	14	29.8%
政令指定都市	12	60.0%
中核市	12	19.4%
施行時特例市	6	26.1%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	14.4%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	11.3%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	30	6.8%
人口1万人未満の市区町村	12	2.4%
地方公共団体の組合	5	0.3%

■ ZEBの各種認証別建築物数(R6年度まで累積(R6年度中設計予定含む))

認証区分	建築物数
ZEB	60
Nearly ZEB	64
ZEB Ready	284
ZEB Oriented	28
合計	436

地方公共団体実行計画事務事業編の取組状況②（公用車・再エネ電力メニュー調達）



- **一般公用車※における電動車**導入割合は11.3%**で、令和5年度調査の9.7%から**1.6ポイント増加**。台数ベースでは**26,999台**で、同22,901台から**17.9%増加**。種類別内訳をみると、**ハイブリッド自動車（HV）が8.4%、電気自動車（EV）が2.3%**となっている。
- 公共施設における調達電力量割合について、**再エネ由来電力メニューによる調達を「40%以上」と回答している都道府県・市区町村は、令和5年度調査と比較して令和6年度調査において25団体増加**。一部事務組合においては、**令和5年度調査から6団体増加**。
- 公共施設における調達電力量割合について、「0~40%」と回答している団体が最も多いが、**再エネ由来電力メニューによる調達を「100%」と回答した団体（都道府県・市区町村、一部事務組合）も18団体確認される**。

■ 一般公用車における電動車導入割合（種類別）（令和6年度）※令和6年度調査実施時点

種類	台数	割合
全公用車	239,803 (235,363)	
電動車計	26,999 (22,901)	11.3% (9.7%)
電気自動車（EV）	5,503 (4,075)	2.3% (1.7%)
燃料電池自動車（FCV）	335 (349)	0.1% (0.1%)
プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）	1,056 (889)	0.4% (0.4%)
ハイブリッド自動車（HV）	20,105 (17,588)	8.4% (7.5%)
その他（ガソリン車、ディーゼル車等）	212,804 (212,462)	88.7%

※各数値の下段の（）は昨年度数値

*通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車・小型自動車および軽自動車であるものをいう。消防車、救急車、パトカー等の特種用途車は対象外

**電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を対象

■ 公共施設等における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合 都道府県・市区町村（一部事務組合除く）

調達電力量割合	団体数		団体割合	
	R5調査	R6調査	R5調査	R6調査
100%	4	5	0.2%	0.3%
80%以上100%未満	6	12	0.4%	0.7%
40%以上80%未満	37	55	2.2%	3.2%
40%未満 （0%を含まない）	429	389	25.5%	22.3%
0%	1,207 *不明含む	963	71.7% *不明含む	55.2%
不明	—	319	—	18.3%

一部事務組合（都道府県・市区町村除く）

調達電力量割合	団体数		団体割合	
	R5調査	R6調査	R5調査	R6調査
100%	9	13	0.6%	0.9%
80%以上100%未満	13	13	0.9%	0.9%
40%以上80%未満	22	24	1.5%	1.7%
40%未満 （0%を含まない）	146	135	10.2%	9.3%
0%	1,239 *不明含む	1,141	86.7% *不明含む	78.6%
不明	—	126	—	8.7%

*令和6年度調査は「不明」の回答を認めている。

地域脱炭素（地域GX）

- 2050年ネットゼロ・2030年度46%削減の実現には、**地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決にも貢献し、地方創生に資する**。

地域特性に応じた再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→**太陽光発電**
- ・良好な風況
→**風力発電**
- ・間伐材や端材
・畜産廃棄物
→**バイオマス発電**
- ・荒廃農地
→**営農型太陽光**
- ・豊富な水資源
→**小水力発電**
- ・火山、温泉
→**地熱発電、バイナリー発電**

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

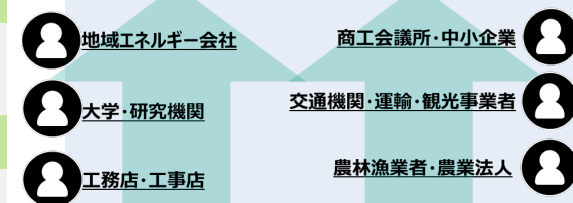
防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言



脱炭素先行地域等の地方創生・地域経済活性化に資する事例（地域GX）



<企業誘致・地場産業育成>

- ①再エネ産業団地の創出
×データセンター等誘致
(北海道石狩市)



ZED石狩

- ②国産中型風力発電×国産
メーカー・地元事業者育成
(北海道厚沢部町)



- ③県主導のRE100産業エリア
の創造×半導産業等誘致
(熊本県・益城町)



- ④脱炭素×金属工業団地
(使用済みPVリサイクル)
(富山県高岡市)



- ⑤再エネ工業物流エリアの創出
(静岡県静岡市)



<まちづくり>

- ⑥LRT沿線を核としたまちの脱炭素化
(栃木県宇都宮市・芳賀町)



<農林水産業振興>

- ⑦畜産ふん尿等を活用
した全町脱炭素化
(北海道上士幌町)



- ⑧営農型太陽光発電による
津波被災跡地の活用
(岩手県陸前高田市)



“農作物：ブドウ”

- ⑨営農型太陽光発電に
よる農業の持続性向上
(千葉県匝瑳市)



“農作物：大麦・大豆”

- ⑩脱炭素×スマート農業
(島根県邑南町)



地元高校のスマート農業ハウス

- ⑪木質バイオマス発電
による林業活性化
(高知県梼原町)



<観光振興・インバウンド>

- ⑫脱炭素×観光地活性化
(島根県松江市)



- ⑬文化遺産の脱炭素化
×観光振興 (京都府京都市)



<防災力・レジリエンス強化>

- ⑭脱炭素×復興まちづくり (福島県浪江町)



浪江駅周辺の再開発完成イメージ

- ⑮避難所等への太陽光・蓄電池の
設置によるブラックアウトへの対応
(石川県珠洲市)



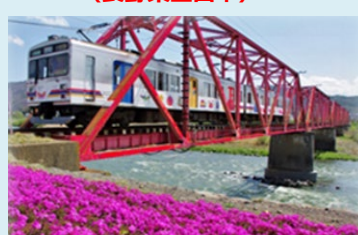
※令和6年能登半島地震で珠洲市役所で導入した
太陽光発電及び蓄電池が機能発揮

<その他地域課題解決>

- ⑯下水処理場の脱炭素化×住民負
担の軽減 (秋田県・秋田市)



- ⑰脱炭素×赤字ローカル線維持
(長野県上田市)



- ⑱地域協働型小水力発電による地
域内資金循環 (岐阜県高山市)



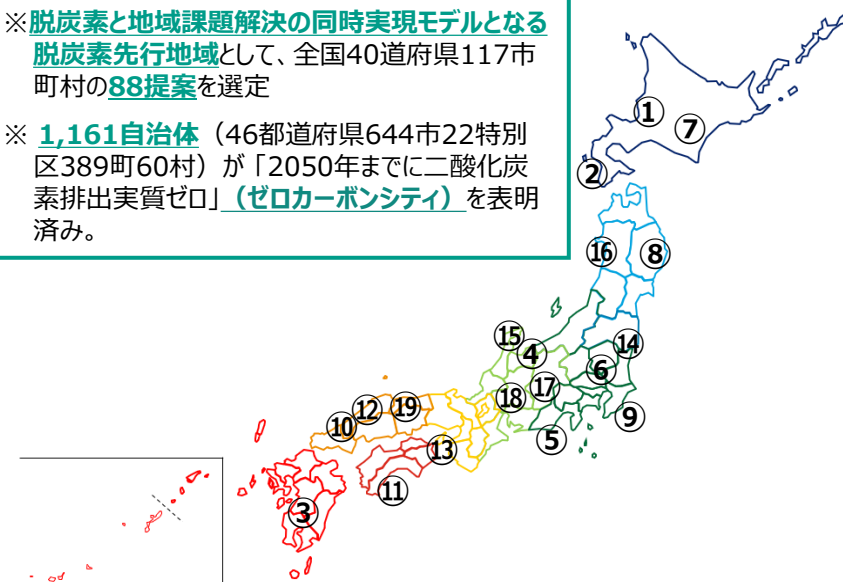
- ⑲脱炭素×地域バス路線維持
(鳥取県鳥取市)



現在運行中のコミュニティバス

※脱炭素と地域課題解決の同時実現モデルとなる
脱炭素先行地域として、全国40道府県117市
町村の88提案を選定

※1,161自治体(46都道府県644市22特別
区389町60村)が「2050年までに二酸化炭
素排出実質ゼロ」(ゼロカーボンシティ)を表明
済み。



脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第6回）

- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第6回までで、全国40道府県117市町村の88提案（40道府県71市37町9村）を選定し、取組を実施。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)

中国ブロック(12提案、2県15市町村)

鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県
島根県 松江市、邑南町
岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
長崎県 長崎市・長崎県、五島市
熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
鹿児島県 日置市、知名町、和泊町
沖縄県 宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)

札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(12提案、2県17市町村)

富山県 高岡市
福井県 敦賀市、池田町・福井県
長野県 松本市、上田市、飯田市、小諸市、生坂村
岐阜県 高山市
愛知県 名古屋市、岡崎市・愛知県
三重県 度会町他5町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)

青森県 佐井村
岩手県 宮古市、久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町
宮城県 仙台市、東松島市
秋田県 秋田県・秋田市、大潟村
山形県 米沢市・飯豊町・山形県
福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(16提案、1県17市町村)

茨城県 つくば市
栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市
群馬県 上野村
埼玉県 さいたま市
千葉県 千葉市、市川市、匝瑳市
神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
山梨県 甲斐市
静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市)

滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
京都府 京都市
大阪府 大阪市、堺市
兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)

高知県 須崎市・日高村、北川村、梶原町、黒潮町
愛媛県 今治市・愛媛県

脱炭素先行地域の事例（令和8年度を目途に概ねの実現が見込まれるもの）

産業団地等の脱炭素化によるトランジションモデル ＜静岡県静岡市＞

清水駅東口エリア、日の出エリア(海洋観光開発エリア)、恩田原・片山エリア(工業物流エリア)
＜取組内容＞

- 清水港製油所跡地等を活用した大規模開発の整備が進められる**清水駅東口エリア**等への太陽光、自営線等の導入等により脱炭素化を図る。エリア内の概ねの設備導入が**令和8年度中**に完了見込み。
- **工業物流エリア**において、PPA事業者による同エリアに進出した企業へのPPAモデルの電力供給サービスの供給等を通じて、**再エネ工業物流エリア**の創出。
- **物流倉庫等の屋根にPPAによる太陽光発電設備と大型蓄電池を設置**するとともに、マイクログリッドを構築し、自家消費の最大化等を図る。



日の出エリア・恩田原・片山エリアにおける設備導入

ゼロカーボンベースボールパークの実現等を通じた行動変容・運輸部門の脱炭素化 ＜兵庫県尼崎市＞

小田南公園内タイガース野球場等、大物公園、大物川緑地、阪神電車尼崎駅等市内6駅、尼崎車庫
＜取組内容＞

- 阪神タイガースファーム施設の移転に合わせ、同公園内の野球場等や大物公園への太陽光導入等を行い、**令和7年3月**に、**ゼロカーボンベースボールパーク**を開業。
- 尼崎市内の阪神電車の駅（6駅）の脱炭素化、EVバス導入、ゼロカーボンナイト開催等を通じて、**市民やファン等の行動変容を促進**する。
- グループ会社である**阪急電鉄(株)**、**阪神電気鉄道(株)**とともに**令和7年4月**から**2社の鉄道事業の全ての電力（全線・全駅）を脱炭素化**することが決定。



ゼロカーボンベースボールパーク



大物駅に導入された太陽光発電



室内練習場に導入された太陽光発電（ゼロカーボンベースボールパークのマスコットキャラクター「コラッキー」）

地域エネルギー会社による地域経済循環の創出 ＜岡山県西栗倉村＞

村全域の公共施設等（庁舎、教育・福祉施設、産業・商業施設、村営住宅等）
＜取組内容＞

- 村全域の公共施設等へ太陽光発電等を導入するとともに、**地域エネルギー会社「西栗倉百年の森林でんき(株)」（令和5年3月設立）**が、エネルギーマネジメントを通じて既存の小水力発電、木質バイオマス発電等からの**再エネ電力を村内で循環するシステム**を構築
- 廃棄される樹皮バークを活用したバイオマスボイラー等の導入や井水利用型空調等の導入等、先行地域エリア内の概ねの設備導入を**令和8年度中**に完了する見込み。



宿泊施設への太陽光発電導入



バイオマスボイラー



小水力発電

再エネ導入による林業活性化 ＜高知県梼原町＞

総合庁舎周辺、雲の上の施設群、梼原町森林組合がある広野地区を東西に結ぶ範囲
＜取組内容＞

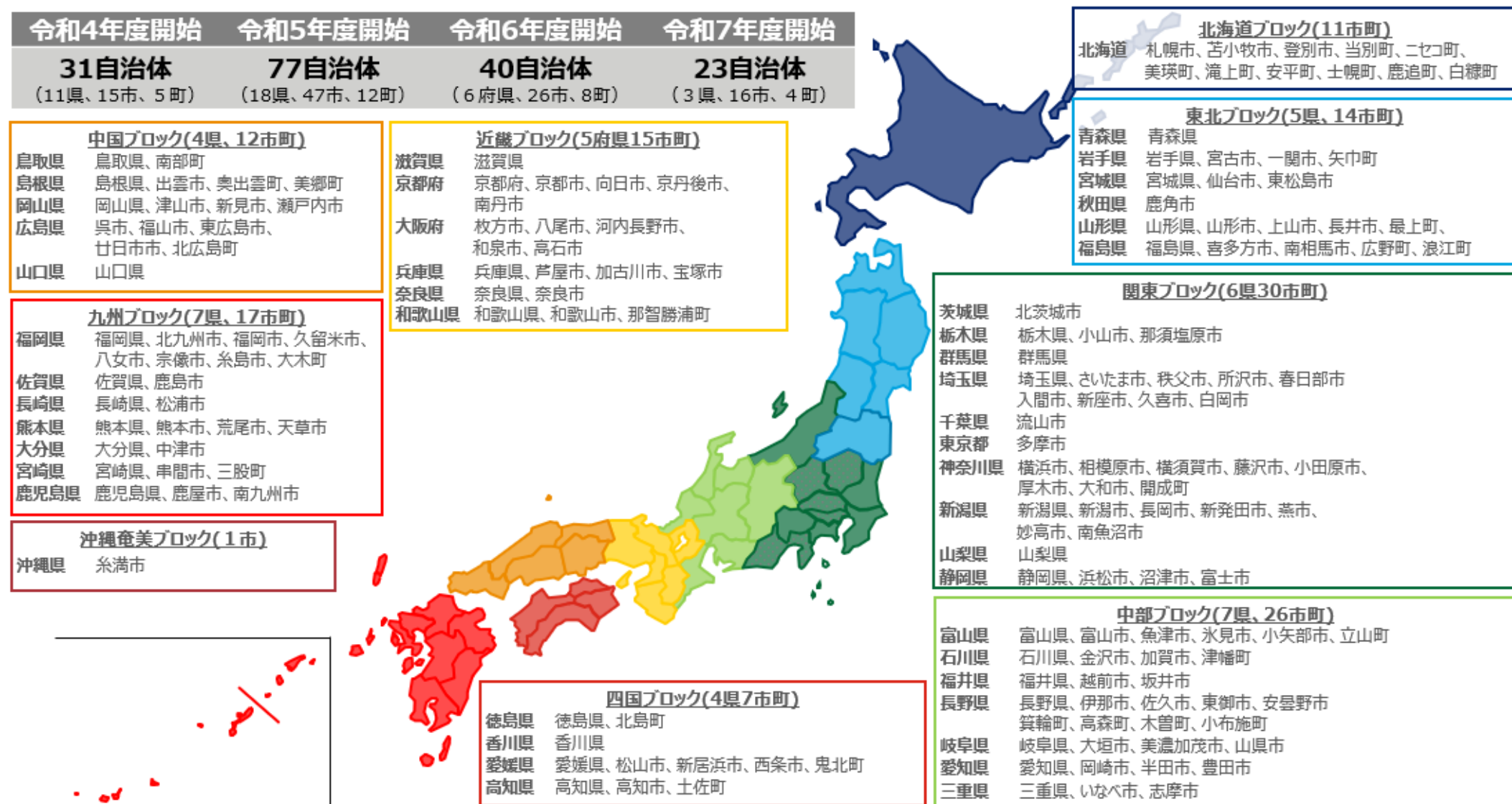
- 既設の太陽光・小水力発電等の余剰電力も活用するとともに、**新設する木質バイオマス発電**による排熱供給の実施や**木質ペレット工場の増設（令和8年春の運転開始予定）**などにより脱炭素化と**地域の雇用創出**や**林業の活性化**等を図る。
- **町の中心地と観光客が多く訪れる施設群**に構築する**地域マイクログリッド関連の設備**を**令和8年春**から運転開始予定。



既設のバイオマス発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、太陽光発電設備

重点対策加速化事業の計画策定状況

- 全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、171自治体を選定（38府県、104市、29町）



重点対策加速化事業の事例（核となる取組に関して特に進展が見られるもの）

公共施設等の脱炭素化を通じたレジリエンス強化・エネルギーの効率利用＜長野県箕輪町＞

- 同一敷地内に存在する公共施設に太陽光発電・ソーラーカーポート、蓄電池、自営線マイクログリッド、EV、急速充電器等の整備を進め、脱炭素化と災害時のレジリエンス強化の同時実現を図る。本年4月に役場周辺のソーラーカーポート等の整備事業が竣工。
- 全ての公用車（特殊車両を除く）をEV化するとともにV2Xを設置し、施設との充放電を行って夜間等における電力として活用するとともに、蓄電池と連動してピークカットを行い、電気使用料金の削減などを図る。



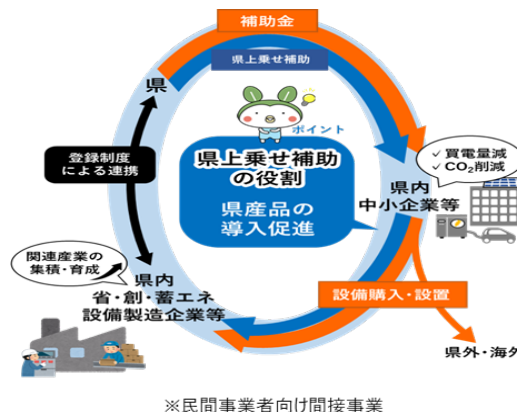
整備が進む
・太陽光発電設備（左）
・ソーラーカーポートV2X双方向充電器（右）



出典：
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000015.000036744.html>

脱炭素×地元事業者育成＜山口県＞

- 省・創・畜エネ関連産業が県内に多く立地している特色を踏まえ、「山口県産省・創・畜エネ関連設備登録制度」を活用する事業において、県内地場産業の育成を図る。
- 太陽光発電設備やEV・充放電設備等の導入に当たっては、多種多様（規模や用途、地域）な県有施設を設定し、ゼロカーボンドライブの普及啓発拠点として整備する。



登録制度により設置された太陽光発電設備（上）
地中熱利用設備（下）

脱炭素×新規就農者創出＜島根県美郷町＞

- 農山村地区の営農法人が取り組む営農型太陽光発電で再エネ設備の普及を図るとともに、高効率空調設備や電動車を導入することで、化石燃料を使わない「美郷ゼロカーボン農業モデル」を実現する。
- 営農型太陽光発電を附帯する営農トレーニング施設・農業用ハウスのリース事業を通じて、就農者の育成から独立までを支援する。また、研修施設の整備や就農支援体制の整備等により、農業の担い手としての移住者の呼び込みを積極的に実施。



ソーラーパネル（遮光率30%）
※姉妹都市バリの植物で花木の「モリンガ」、「カチャムパンジャン」、柑橘類の「じゃばら」、美郷町でも採取でき特産にも使われる「またたび」を栽培予定



ゼロカーボン農業研修施設（2025年3月完成）

地域エネルギー会社と連携したまちづくり＜熊本県荒尾市＞

- 公共施設への再エネ供給について、地域エネルギー会社の「有明エナジー」と連携。有明エナジーが市内の個人・事業者の屋根置き太陽光発電設備の余剰電力を九州エリアにおける一般的な売電価格より高く買い取り（9.5円/kWh）、公共施設へ供給。
- 上記の取組の他にも、有明エナジーが主体となって公有地への大型系統用蓄電池の導入を進め、九州地方の課題である太陽光発電抑制への対応と、停電時の非常用電源としての活用を検討するなど、連携事業の拡大を予定している。



荒尾総合文化センターに導入された
↑太陽光発電設備及び蓄電池→



地域脱炭素2.0（2026年～2030年）

地域脱炭素1.0（2021年～2025年）

脱炭素×地域課題解決のモデル地域の創出

- **脱炭素先行地域（脱炭素と地域課題の同時解決モデル）**
 → 2025年度までに**100カ所超**（現在88）を選定、2030年度までに実現

		取組内容	効果
産業誘致	北海道 石狩市	再エネ産業団地× データセンター誘致	洋上風力等の活用により、国内初の再エネ100%データセンターが1施設開所。さらに2施設の建設が進行中
	熊本県	RE100産業団地× 半導体産業誘致・ 地場産業育成	TSMC進出に合わせ、太陽光発電や木質バイオマス発電等を導入し、RE100産業エリアを創出。当該エリアに新たに5社が進出し、今後も増加の見込み
農業振興	千葉県 匝瑳市	脱炭素× 農地再生・所得向上	営農型太陽光発電の売電収入により農業経営の安定化・農地再生モデルを構築。現在、新規就農者（移住者）3名、今後さらに増加見込み
公共交通維持	長野県 上田市	脱炭素× 赤字ローカル線維持	上田電鉄別所線の線路沿いに太陽光発電等を設置し電気代を40%程度削減。再エネ切替の沿線住民に乗車ポイントを付与し路線の維持確保を図る
	鳥取県 鳥取市	脱炭素× 赤字バス路線維持	水力やバイオマス発電の余剰電力をEVバス等に使用しコスト削減。地域公共交通の維持確保を図る。

- **重点対策加速化事業（脱炭素先行地域に準じたモデル）**
 → 200カ所程度の実施を目指す（現在148）

		取組内容	効果
農林業振興	長野県 伊那市	脱炭素× 林業振興	木質バイオマス発電・ボイラー設備導入・ペレット製造ライン増設し市産材利用拡大。ペレット増産により森林組合の売上0.9億円/年増加を図る
	長野県 安曇野市	脱炭素× 林業振興（きのこ）	きのこ廃培地を活用した燃料を製造・活用し、木質ボイラーを導入。廃培地処理費用を1.3億円/年削減を図る
	島根県 美郷町	脱炭素× 新規就農者創出	営農型太陽光発電を附帯する営農トレーニング施設・農業用ハウスのリース事業を通じて、就農者の育成から独立までを支援。移住移住就農者の5人/年増加を図る

地域脱炭素2.0（2026年～2030年）

これまでのモデル事例の「普遍化」

- 脱炭素先行地域や重点対策事業で得られた実践的なノウハウや地方創生の観点からの優良事例の積極的発信
 - 地方公共団体の**創意工夫**の下、**地方創生交付金も活用して全国で普遍化**
- 特に地方創生の観点から有効な以下の事例については、個別支援も検討
 - （**農林水産業の所得向上**）
 - 地方公共団体関与の**営農型太陽光発電**
 - **森林・農地クレジット、ブルーカーボン**等の創出
 - （**再エネ収益による地域課題解決**）
 - **地域エネルギー会社**による再生可能エネルギー**地産地消**、収益の**地域還元拡大**
- **避難施設・防災拠点等**への再エネ・蓄電池の導入
 - **新たな国土強靱化中期計画**に基づき導入を加速化

2030～2035年を見据えた新たなモデル構築

- 熱の脱炭素化や水素の活用、高度なエネマネシステムやペロブスカイト太陽電池等の**新たな技術を地域に導入する「地域GXイノベーションモデル」の構築**
- **促進区域制度のインセンティブ強化**

人口減少社会を踏まえた対応

- **小規模市町村**の脱炭素化について、**都道府県や連携中枢都市等と共同・連携**して計画を策定・実施することを推進。

第一次国土強靱化実施中期計画（2025年6月6日閣議決定）における 地域レジリエンス事業の位置付け



- ◆ 避難施設・防災拠点における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入について、第一次国土強靱化実施中期計画（素案）に位置付け、2030年度までに2,500施設、2035年度までに4,000施設への導入完了を目標として設定。導入を強力に推進していく。

第1次国土強靱化実施中期計画（2025年6月6日閣議決定）における記載内容

第4章 推進が特に必要となる施策

1. 施策の内容

(5)地域における防災力の一層の強化《避難所環境の改善・充実》

○避難所等における再エネ・蓄エネ・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築

・ 避難施設・防災拠点への再エネ・蓄エネ・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策

《目標》

指定避難所（約82,000 か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000 か所）における災害時に活用

可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率

21%【2023年】→ 62.5%【2030年】→ 100%【2035年】

※『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』（R3～R7）において、中長期目標を以下の通り設定。
災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数：1000箇所（令和7年度）

2035年度までに
追加3,000箇所を支援
(2018-2024年実績で1,012カ所)

第1次国土強靱化実施中期計画（2025年6月6日閣議決定）概要資料における地域レジリエンス事業の位置づけ

第4章 推進が特に必要となる施策（全116施策（233指標））

1. 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、概ね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位を検討の上、実施

	防災インフラの整備・管理	ライフラインの強靱化	デジタル等新技術の活用	官民連携強化	地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の充実 ○関係省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 ○障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○発災後の残存リスクの管理 ○予防保全型メンテナンスへの早期転換等 ⇒ 28施策（81指標）	○予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○フェーズフリーな通信システムによる災害自立性の強化等 ⇒ 42施策（80指標）	○国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○一元的な情報収集・集約・提供システムの構築 ○フェーズフリーなデジタル体制の構築 ⇒ 16施策（24指標）	○生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○保健医療福祉支援の体制・連携強化 ○立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等 ⇒ 14施策（18指標）	○スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○避難所や教育の現場となる学校の耐災害性強化 ○避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等 ⇒ 17施策（30指標）

地域レジリエンス事業
の記載

2. 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、

今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策の合計は全施策と一致しない。

骨太の方針2025・新資本実行計画・地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定） 地域脱炭素関連抜粋



経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針2025）（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（1）GXの推進

地域・暮らしについては、脱炭素先行地域の先進的な取組の全国展開に向けて取り組むとともに、新技術の導入モデルの構築を検討する。インフラ・建物・モビリティ 関連分野の脱炭素化、建築物におけるLCA制度の構築、表示ルール策定による脱炭素型製品・サービスの普及、「デコ活」やリユースの促進に取り組む。（略）

4. 国民の安心・安全の確保

（1）防災・減災・国土強靱化の推進

（防災・減災・国土強靱化の推進）

地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、学校を始め避難所等の耐災害性の強化や再エネ・蓄電池の導入、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。（略）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（新資本実行計画）（令和7年6月13日閣議決定）

3. GX・DXの着実な推進

（1）GX

②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

iii) 地域・暮らし、中小・小規模企業を含めたGX推進

脱炭素先行地域を少なくとも100地域選定し、2030年度までに実現するとともに、地方創生と脱炭素を同時に実現する地域脱炭素の加速化に向けた取組を積極的に支援する。また、水素技術、熱の脱炭素化、VPP等の新技術を地域で面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）の構築を検討する。さらに、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用に関するインセンティブ強化や、地域エネルギー会社（日本版シュタットベルケ）による再生可能エネルギーの導入拡大や地産地消を推進する仕組みについて検討する。（略）

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（2）稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

（地域の再生可能エネルギー）

再生可能エネルギーの地産地消など地域脱炭素の推進による自立的な地域経済を実現するため、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等を通じて地域裨益型の再生可能エネルギー等の導入を複数年度・複合的に支援し、得られたノウハウの発信や人的支援等により先行モデルの普遍化につなげる。あわせて、熱の脱炭素化や水素・ペロブスカイト太陽電池等の新技術を地域に実装する「地域GXイノベーションモデル」の構築の検討、適切な営農を確保しつつ農業者の所得向上にも資する営農型太陽光発電や炭素除去を含むカーボン・クレジットの促進、地域エネルギー会社による再生可能エネルギーの地産地消・地域課題解決の取組（日本版シュタットベルケ）を推進する。（略）

地域脱炭素フォーラム2025～地域脱炭素2.0に向けた官民連携の更なる強化～

- ◆ 2050 年カーボンニュートラルの実現には、地域の脱炭素化が必要不可欠であり、脱炭素先行地域の実施等を通じて加速する**地域脱炭素のうねりを更に大きく**し、地方創生に資する形で**全国に波及**させることが必要
- ◆ このため、各ブロック単位・全国9カ所で「**地域脱炭素フォーラム2025～地域脱炭素2.0に向けた官民連携の更なる強化～**」を開催。

◆ 開催目的

- ✓ 地域脱炭素に精力的に取り組む地域の自治体、事業者、金融機関、学識者等による議論を通じて、地域の「産官学金労言」を挙げた施策連携体制の構築を目指す。
- ✓ 地域脱炭素の意義や地域脱炭素における官民連携の意義や課題などについて、オープンに議論を行い、住民、地域企業を始めとする多様な主体を巻き込んだ脱炭素の大きなムーブメントを目指す。

◆ 開催方法・日程等

- ✓ 各地域の会場参加 + Web配信（下表参照）

ブロック	開催地	開催日
北海道	北海道札幌市	6月11日（水）
東北	宮城県仙台市	（未定）
関東①	神奈川県横浜市	5月17日（土）
関東②	新潟県新潟市	（未定）
中部	愛知県名古屋市	（未定）
近畿	兵庫県神戸市	5月25日（日）
中国	広島県広島市	（未定）
四国	香川県高松市	（未定）
九州・沖縄	福岡県福岡市	6月15日（日）

地域脱炭素フォーラム2025

～地域脱炭素2.0に向けた官民連携の更なる強化～

in 横浜

Program

14:00 開会挨拶 浅尾 慶一郎 環境大臣

14:05 挨拶 山中 竹春氏 神奈川県横浜市長

14:10 講演 「Jリーグサステナビリティについて」
辻井 隆行氏 公益社団法人日本フットサルリーグ
執行役員 サウジアラビア・総領事

14:25 パネルディスカッション①
「官民連携による脱炭素まちづくり」

コーディネーター 磐田 朋子氏 交通工科大学 副学長/システム工学部部長

モデレーター 山中 竹春氏 神奈川県横浜市長

パネリスト 福田 紀彦氏 神奈川県川崎市長

中野 祐介氏 静岡県横浜市長

加藤 憲一氏 神奈川県小田原市長

15:25 パネルディスカッション②
「地域脱炭素の実現に向けた企業の果たす役割」

コーディネーター 山口 豊氏 アレキザリア・グループ 代表取締役

パネリスト 伊佐 陽介氏 株式会社バィウィル 代表取締役CSO 兼
カーボンニュートラル総経 理長

井田 淳氏 川崎製鉄エナジー株式会社 代表取締役社長

小西 雅子氏 東京ガス(株)業務執行役員・地域貢献カンパニー長

野辺 和美氏 横浜銀行 取締役執行役員

16:25 閉会

2025 SAT

5.17

14:00-16:30

パシフィコ横浜
ホールG301 & G302

神奈川県横浜市中区みなとみらい1-1-1



WEB
同時配信

参加費
無料

定員:会場参加300名

来場+WEB共に事前申込制

お申し込みはこちら



脱炭素地域づくり
支援サイト



協賛社 地域脱炭素フォーラム事務局(株式会社ツクスアル)

主催

協力

横浜市、川崎市、浜松市、小田原市



協力

[illegible]

3. フロン関係

4 ガス全体の排出量

- 2023年における代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）の排出量は約3,700万t（CO₂換算。以下同じ。）で、前年の2022年比約3.9%減となった。
- とりわけ代替フロン（HFCs）の排出量の減少による寄与が大きいことから、オゾン層保護法・フロン排出抑制法に基づく施策による効果と考えられる。

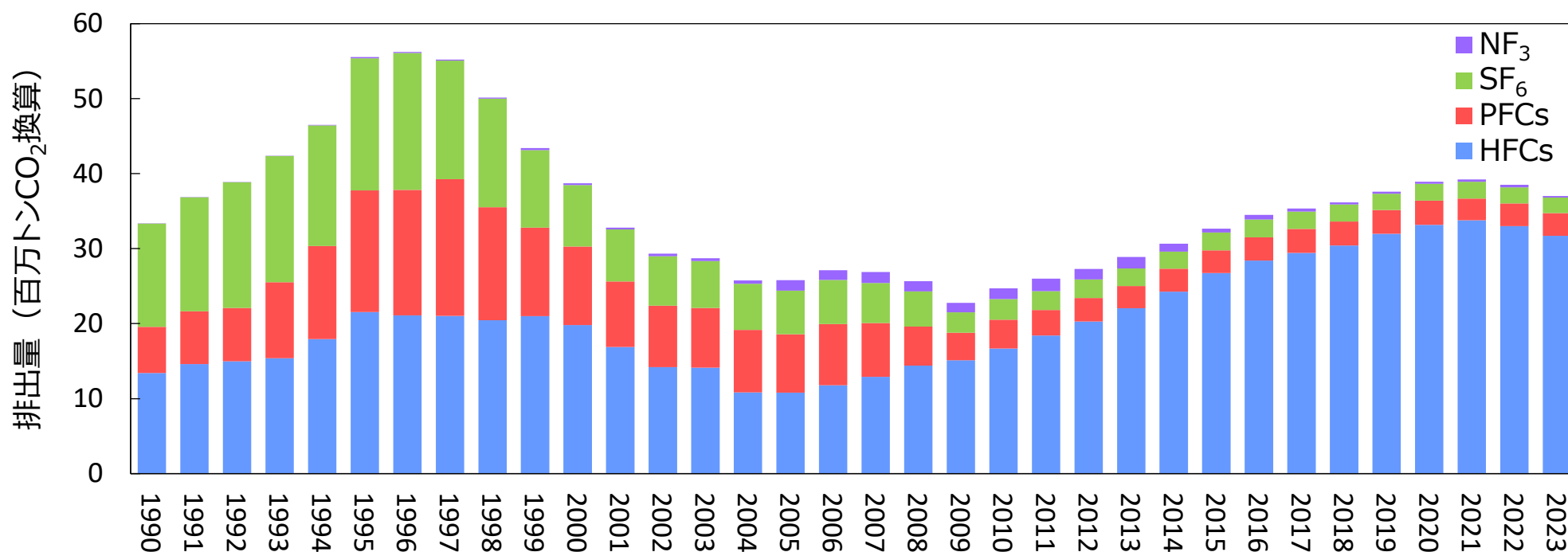


図1 代替フロン等4ガスの排出量の推移

HFCs排出量の用途別の内訳

- 2023年におけるHFCsの排出量は約3,170万t。
- その用途別の内訳では、**冷媒用途からの排出が多く、全体の約9割**を占めている。

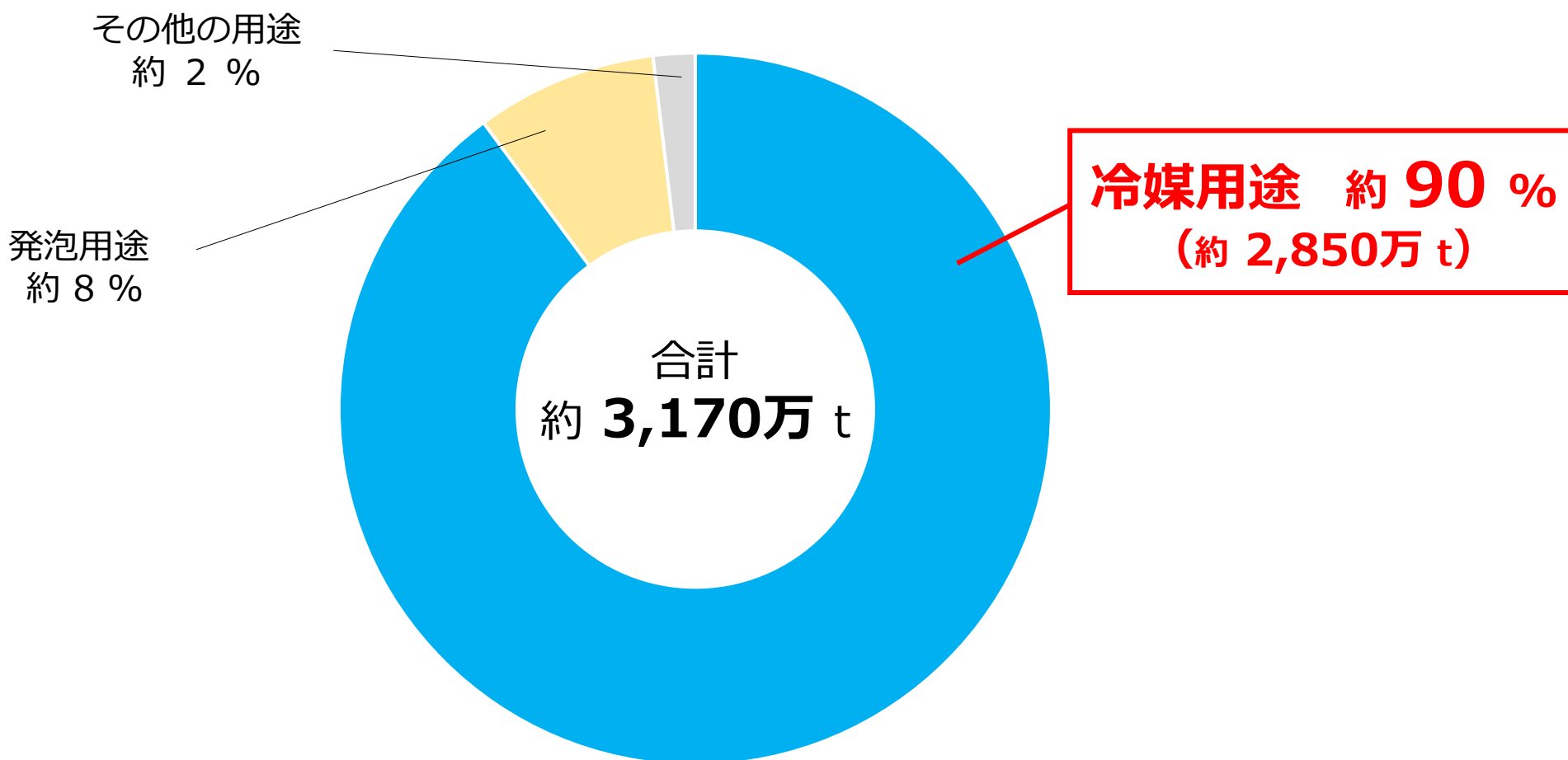


図2 HFCs排出量の用途別の内訳 (2023年)

冷媒用途のHFCs排出量の内訳



- 冷媒用途のHFCsの排出量について、機器の種類別の内訳は業務用エアコンが約34%、家庭用エアコンが約33%と多く、次いで業務用冷蔵冷凍機器が約23%となっている。
- 機器のライフサイクル段階別の内訳では、製造時が約0.3%、使用時が約46%、廃棄時が約54%となっている。

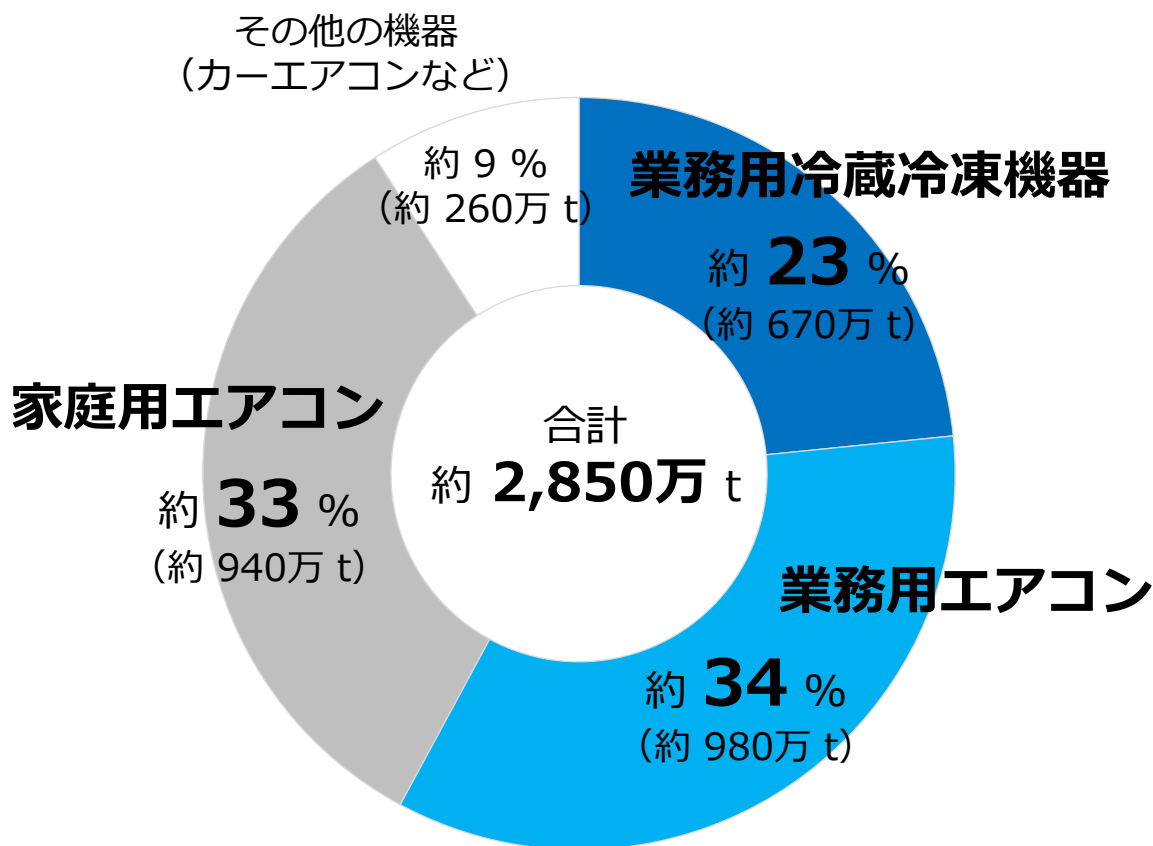


図 3 - 1 機器種類別の排出量 (2023年)

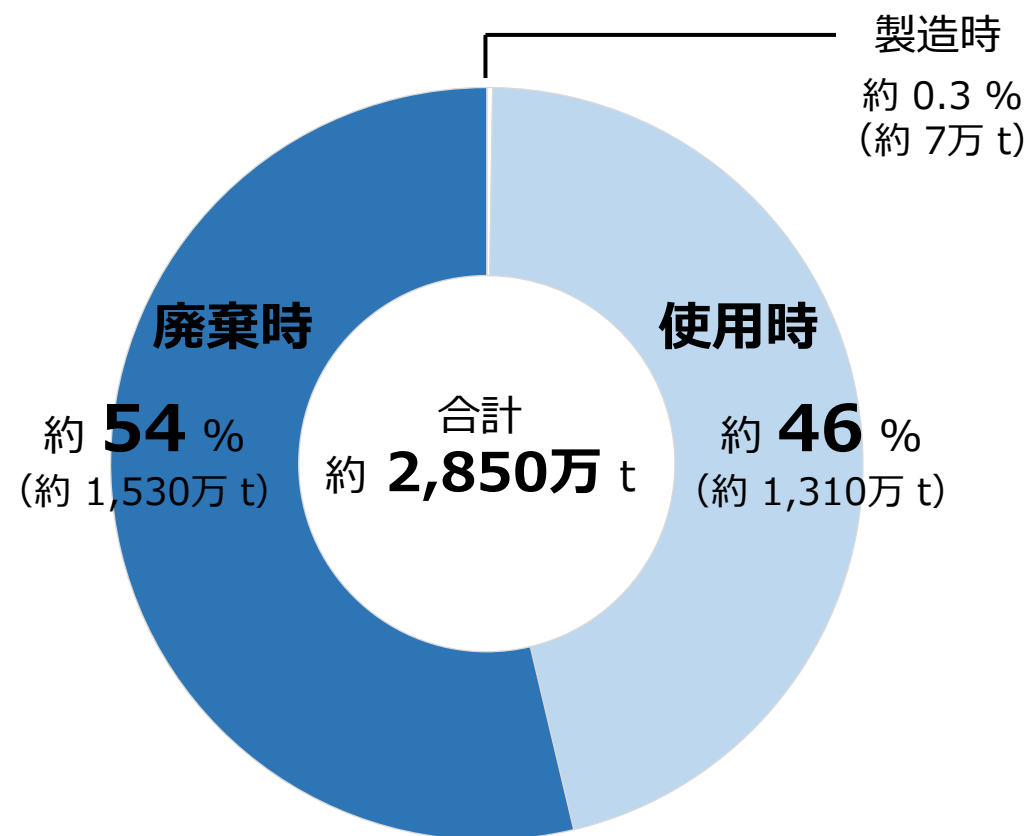


図 3 - 2 機器ライフサイクル段階別の排出量 (2023年)

機器種類別・ライフサイクル別のHFCs排出量の内訳



- 機器使用時については、業務用冷蔵冷凍機器からの排出量が最も大きな割合を占めている。
- 機器廃棄時については、業務用エアコン・家庭用エアコンからの未回収量が多い傾向がある。

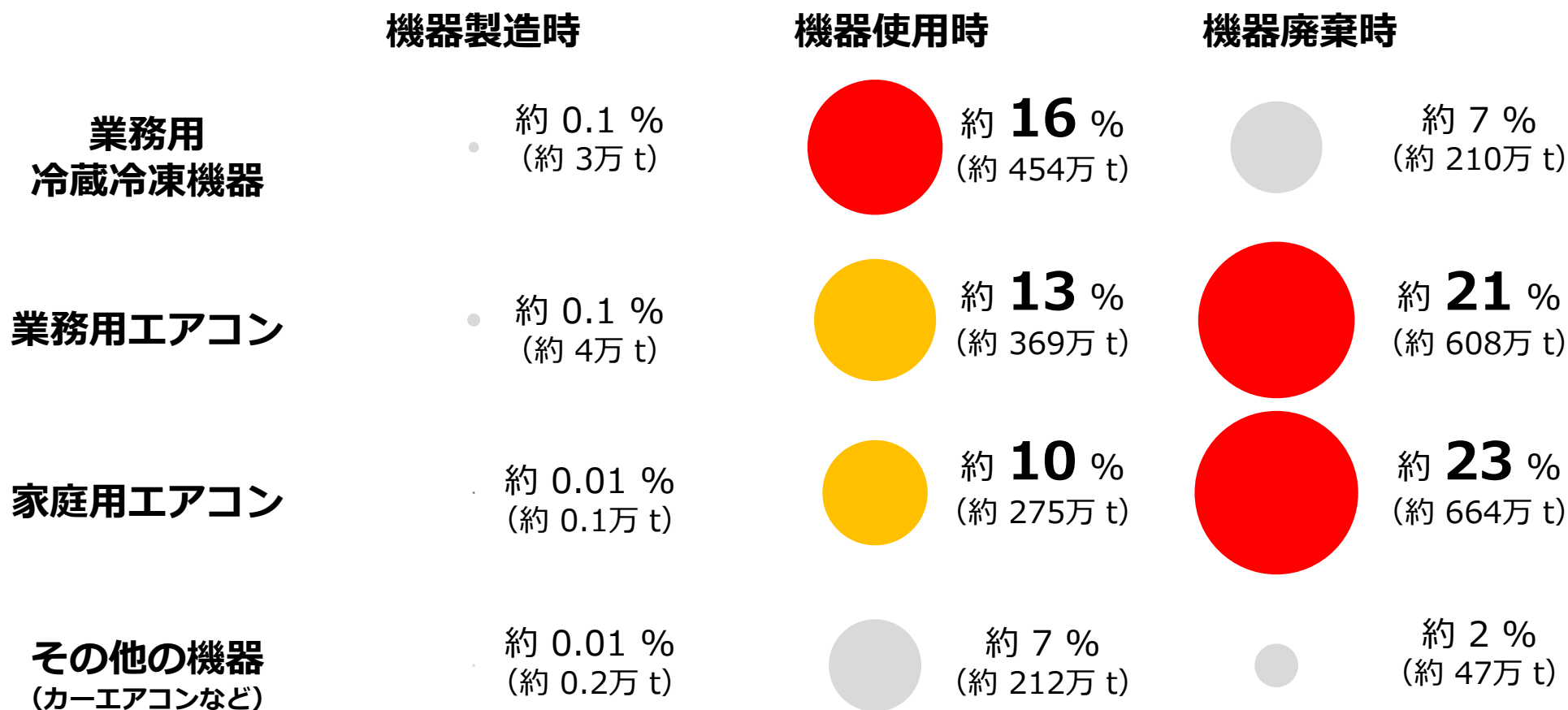


図4 機器種類別・ライフサイクル別のHFCs排出量 (2023年)

2023年度に実施した主な施策

【冷媒転換の促進】

- 自然冷媒機器の導入補助事業について、複数年度にまたがる案件でも活用を可能にしたり、大企業には自然冷媒機器への転換目標の設定・公表を求めたりするなど、リニューアルを実施。

【機器使用中の大気放出の抑制】

- 常時監視システムの普及に向けて、漏洩の早期検知による電力消費量削減提案チラシや導入事例集を作成。

【機器廃棄時の冷媒回収の徹底】

- 自治体による建物の解体現場への立入検査を約1,700件実施。実施件数は年々増加傾向。
- 家庭用エアコンについて、冷媒フロン類を約2,493トン回収（令和5年度実績）。



図5-1 漏洩早期検知による電力消費量削減提案チラシ

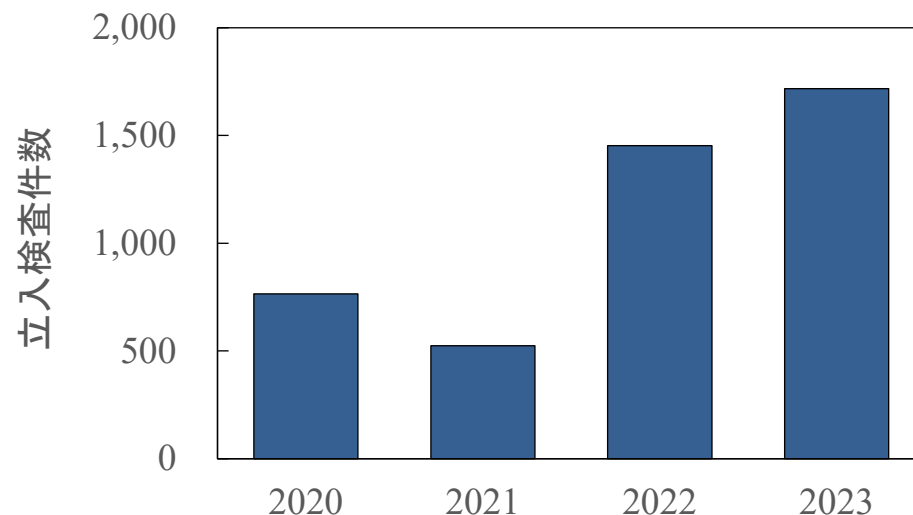


図5-2 自治体による建物の解体現場への立入検査件数

2030年目標に向けた今後の取組

① 冷媒転換の促進

- 国際約束であるモントリオール議定書キガリ改正の確実な履行
- 低GWP冷媒の開発（R7予算：5億円）、自然冷媒機器の導入支援（R7予算：70億円）
- フロン排出抑制法に基づく「指定製品制度」による機器の低GWP化の推進

② 機器使用中の大気放出の抑制

- 漏洩の早期発見につながる常時監視システムの定期点検における導入の検討
- 改正フロン排出抑制法施行 5年経過による法の見直しの実施

③ 機器廃棄時の冷媒回収の徹底

- 改正フロン排出抑制法施行 5年経過による法の見直しの実施【再掲】
- 家庭用エアコンについて、個別設定された回収率目標（53.9%）の達成

※各施策検討の前提となる排出量の推計方法についても見直しを実施。



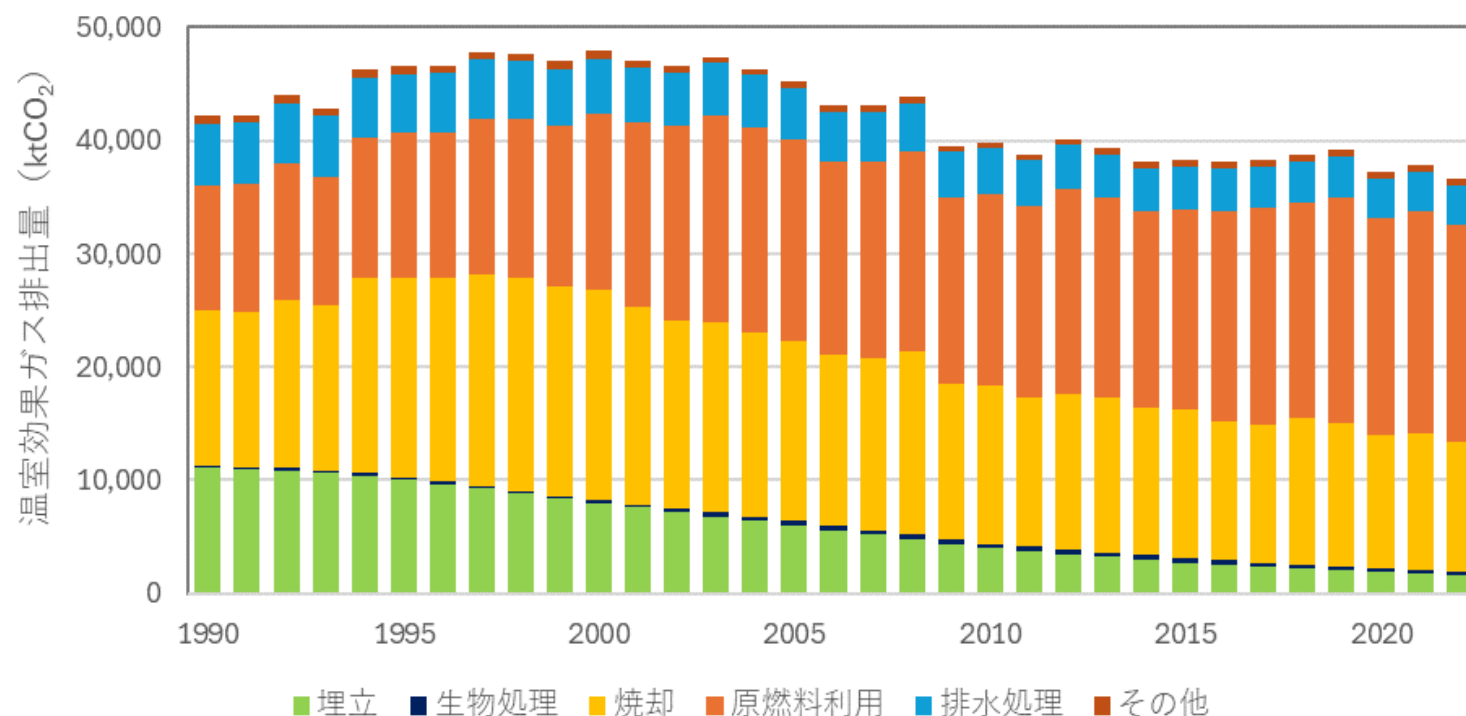
上記の対策を実施して、2030年目標値（897万t-CO₂（註））達成を目指す

（註）本年2月の地球温暖化対策計画策定後の排出量の算定方法の見直しによって、同計画策定時の目標値から変更されている。

4. 廃棄物関連

廃棄物分野のGHG排出量の推移

- 廃棄物分野のGHG排出量は2000年度をピークに、その後は2009年度まで減少傾向が続き、近年は横ばいで推移していたが、2022年度の廃棄物分野全体のGHG排出量は約3,670万トンCO₂である。1990年度からは約550万トンCO₂、2013年度からは約270万トンCO₂の減少となっている。
- 2022年度の内訳をみると、「廃棄物の焼却及び原燃料利用に伴うCO₂・CH₄・N₂O排出」が約3,060万トンCO₂と廃棄物分野全体の約83%を占めており、「排水処理に伴うCH₄・N₂O排出」が約350万トンCO₂（約10%）、「埋立に伴うCH₄排出」が約160万トンCO₂（約4%）と続いている。



廃棄物分野※のGHG排出量の推移

※「2022年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量について」（環境省）におけるGHG排出分野の定義に基づき集計。

https://www.env.go.jp/press/press_03046.html

出典：（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス，日本国の温室効果ガスインベントリ報告書（2024年提出版）をもとに作図

<https://www.nies.go.jp/gio/aboutghg/index.html#e>

循環経済は、資源循環と成長の好循環を目指す新たな経済の概念

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

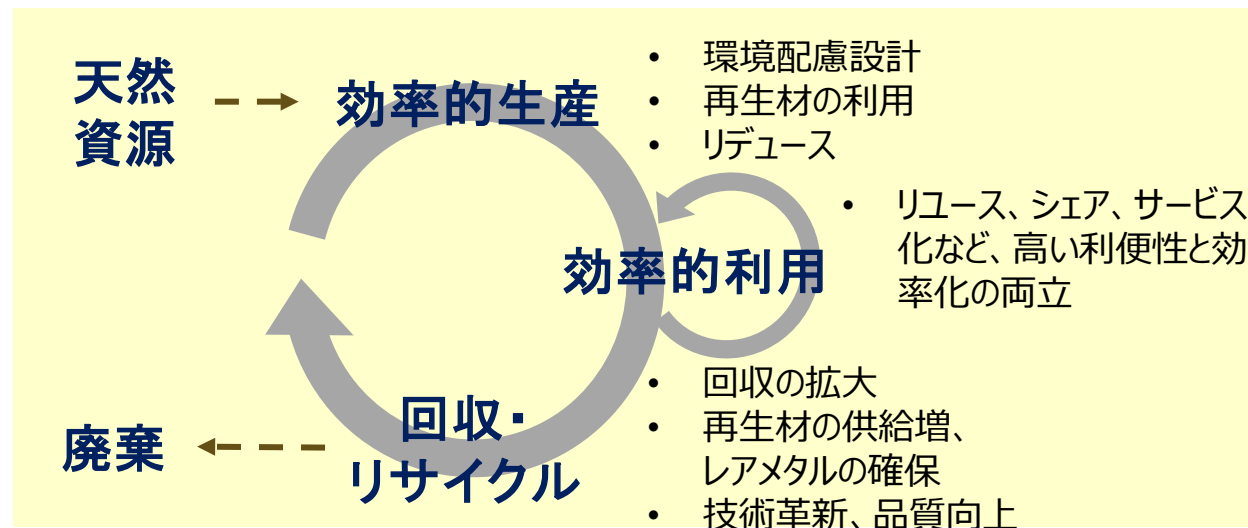
天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

第五次循環基本計画の閣議決定



- 「第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～」を、令和6年8月2日に閣議決定。

循環型社会形成推進基本計画
～循環経済を国家戦略に～

令和6年8月

背景等

- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

概要

課題

- ① 気候変動への対応・生物多様性の確保
- ② EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③ 人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、社会的課題を同時解決

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

主な課題・背景

主な政策的対応

実現される将来像

環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
産業競争力強化・経済安全保障	バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き 世界資源需要増で資源獲得競争 鉱物等資源の価格高騰と供給懸念	・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導 ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
地方創生・質の高い暮らし	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協働を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッショロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

第五次循環基本計画における国の取組のポイント

地方創生・質の高い暮らし

◆ 地域経済の活性化・魅力ある地域づくり ライフスタイル転換

- 地域特性を活かした**資源循環モデル創出**やネットワーク形成を主導できる**中核人材の育成**
- **レアメタルを含む小型家電等**の回収率向上
- 「質」を重視した**建設リサイクル**の推進
- **農山漁村のバイオマス資源**の徹底活用、**下水汚泥資源**の肥料活用
- **長く使える住宅ストック**の形成、**インフラの長寿命化**の推進
- **リユース・リペア等新たなビジネス**の展開支援
- **食品ロス削減、サステナブルファッション推進、使用済紙おむつ**のリサイクルへの支援

産業競争力強化・経済安全保障

◆ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大 (循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年80兆円、2050年120兆円)

- **再資源化事業等高度化法**の円滑な施行や**産学官のプラットフォーム**の活用による製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業の連携強化
- 廃棄物再資源化への**機械化・AI導入**等による高度化・供給拡大支援
- **太陽光パネル**のリサイクル促進等に向けた**制度的枠組み構築**
- 国内外の**資源循環ネットワーク拠点**の構築や**資源循環の拠点港湾**の選定・整備の推進

◆ 国際的な資源循環体制を構築することで資源制約を克服

- G7等の国際的な場において循環経済のルール形成をリード
- ASEAN諸国の**電子スクラップ**の我が国での再資源化体制の構築
- **金属スクラップ**の不適正な国外流出を抑制
- ASEAN諸国等へ**廃棄物管理・リサイクル分野**の制度・技術等支援、**インフラ輸出**の促進

ネット・ゼロ ネイチャーポジティブ

◆ 製品等のライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献 (資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能)

◆ 天然資源消費量を抑制し地球規模の環境負荷低減

政府全体で一体的に取り組み、循環経済への移行を実現

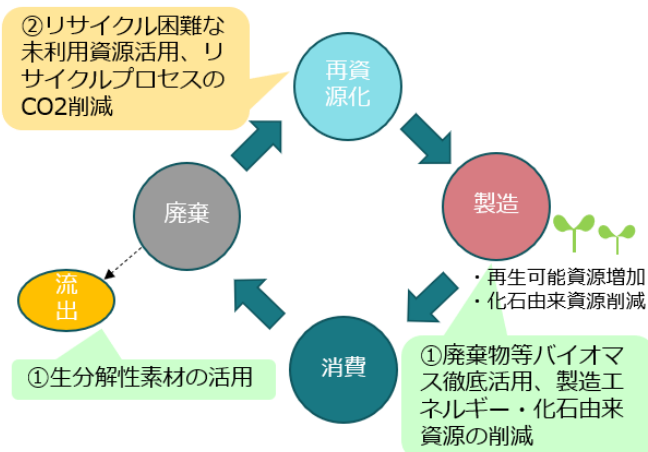
バイオマスプラスチック類の普及

- 従来素材の代替となるバイオマスプラスチック等の開発・実証・設備導入支援を促進した。

脱炭素型循環経済システム構築促進事業

化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

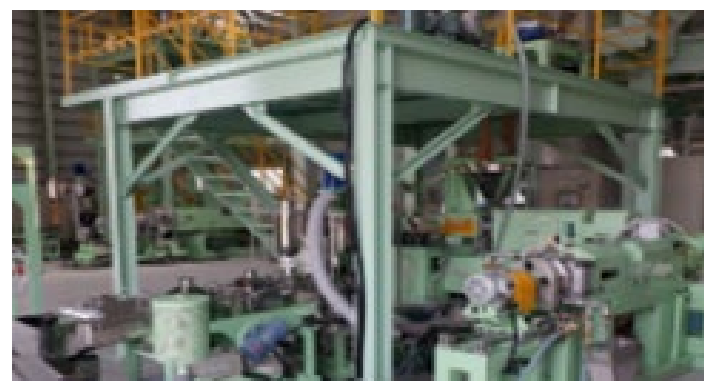
プラスチック製品・容器包装、マイクロビーズや、航空燃料等を、再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

バイオマスプラ製造設備導入支援

化石資源由来のプラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマスプラスチック等）の製造設備導入を支援する。

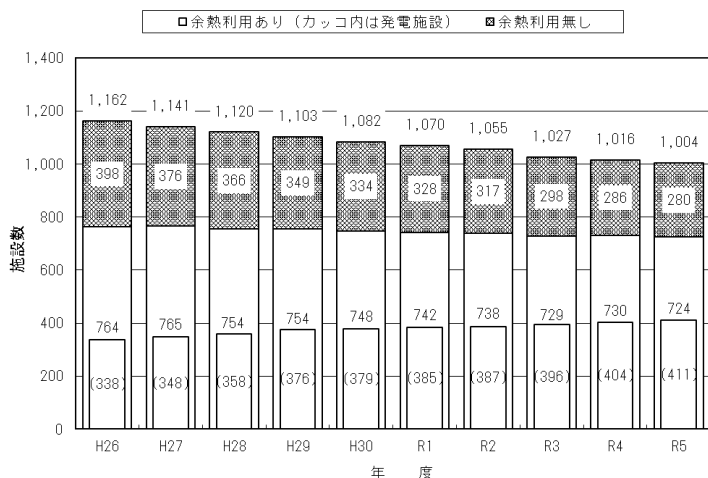


バイオマスプラスチック製造設備

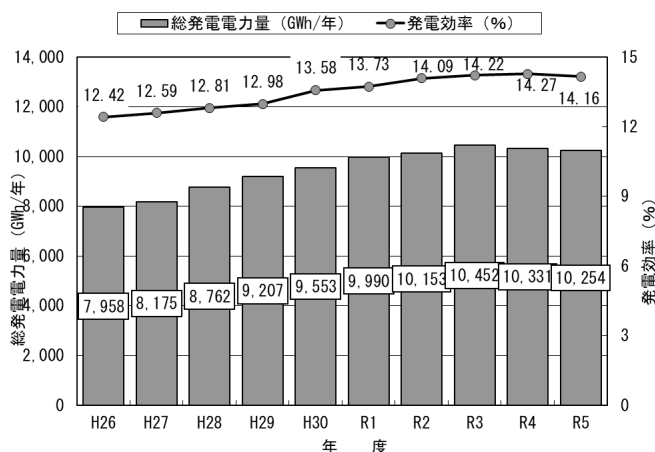
一般廃棄物処理施設における廃棄物発電の導入状況について

- 広域化・集約化が進み、ごみ焼却施設数は減少（1,162→1,004）しているが、廃棄物発電を行う施設数は増加（338→411）。発電効率についても増加傾向。

ごみ焼却施設の余熱利用の推移



総発電電力量と発電効率



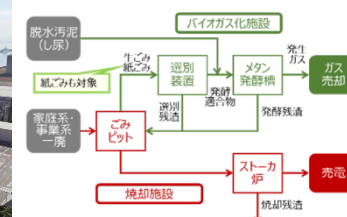
出典：令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査

廃棄物発電施設の取組事例

鹿児島市（ハイブリッド型）

- ◆ 鹿児島市では、バイオガス発生量が多い「乾式メタン発酵」を「焼却発電」と組み合わせたハイブリッド型の処理施設を整備。
- ◆ 発生したバイオガスは、都市ガス事業者へ売却しており、これによって、全量焼却やガス発電を併用する場合に比べて、温室効果ガス（二酸化炭素）排出削減効果が大きくなることが試算されている。

南部清掃工場（R4.1供用開始）



出典：https://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/data/manual_r.pdf を一部改変

熊本市（地域エネルギー供給）

- ◆ 熊本市の西部・東部環境工場の発電を一体化、地域の公共施設に供給。
- ◆ 近隣の防災拠点には自営線を敷設し電力供給し、防災機能の充実化を実現。需要側での蓄電池制御+マネジメントシステムによる全体制御。電力供給先のCO2排出量8割以上減、再エネ利用率=地産地消率は95%に。
- ◆ 近隣の農業施設等への熱供給を実施、



廃棄物処理における取組 一般廃棄物処理施設からのエネルギー利活用

廃棄物エネルギーの有効利用等を推進する観点から、環境省として様々な観点からモデル事業等を実施し、地方公共団体等の地球温暖化対策を支援。

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

＜令和7年度予算 24,600百万円＞

【実施期間：平成27年度～】

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業

＜令和7年度予算 396百万円＞

【実施期間：令和3年度～】

省CO₂に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

＜過去に実施した事業＞

廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業

＜令和2年度予算 300百万円＞

廃棄物処理システム全体（収集運搬・中間処理・最終処分）の脱炭素化・省CO₂対策を促進する。さらに、廃棄物処理施設等からの余熱や発電電力を有効利用し、地域における脱炭素化を図る。

中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業

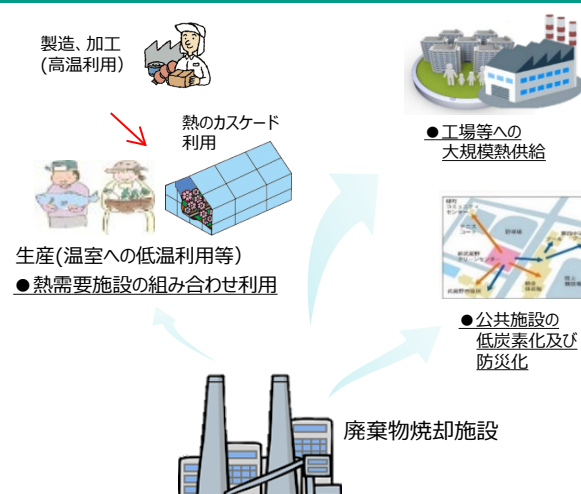
＜令和2年度予算 650百万円＞

中小規模廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携して、先導的廃棄物処理システム化等を評価・検証する。

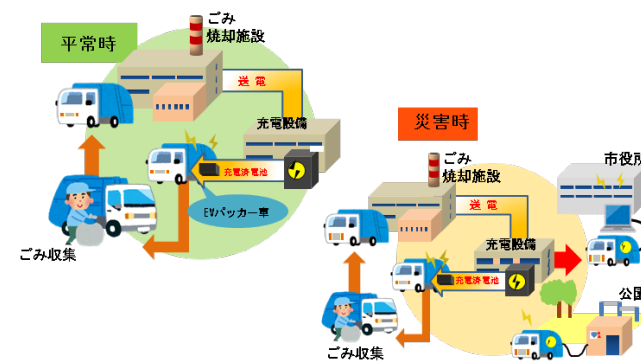
廃棄物発電の高度化支援事業 ＜平成29年度予算 210百万円＞

- ・ 廃棄物発電施設と電力供給先によるネットワークを構築して廃棄物発電による電力需給を安定化するスキームについての実現可能性調査。
- ・ 市町村等における廃棄物処理施設整備の計画段階でエネルギー利活用のあり方と一体的に検討を行うことを促す枠組みの検討。

廃棄物処理施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業 事業イメージ



廃棄物発電電力を有効活用した収集運搬低炭素化モデル事業 事業イメージ



食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 【第2次基本方針：令和7年3月25日閣議決定】

第1次基本方針において、食品ロスの削減の目標は、**家庭系食品ロスと事業系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることと設定**。直近2022年度の食品ロス量は家庭系・事業系ともに236万トンであり、**家庭系についてはあと20万トンの削減が必要**。**事業系については2030年度目標を8年前倒しで達成したことから、新たな目標として60%減と設定**。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響が残っている可能性や、経済成長・インバウンドの拡大など様々な状況から、**更なる削減の取組が進むよう具体的な施策を追加**。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

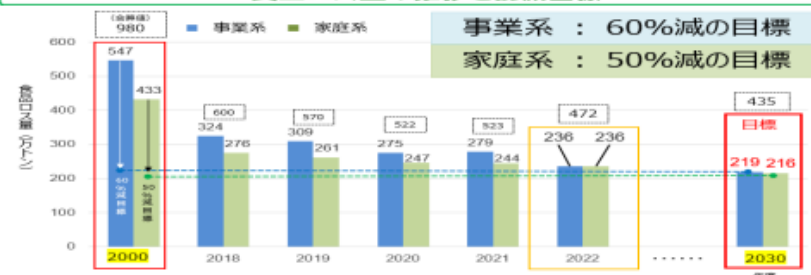
①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減

事業系食品ロスは、60%減【新規】

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%

食品ロス量の推移と削減目標



食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

※(3)表彰、(5)情報の収集及び提供(継続)

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

【新規】

- ✓ 食品ロス削減、食品寄附促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環(わ)」プロジェクトとして一元的に発信。
- ✓ 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき、消費者の自己責任を前提とした持ち帰りの周知。
- ✓ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の推進及びmottECOの普及促進。
- ✓ 地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、地域での取組の底上げ・横展開。
- ✓ 地域等において食品ロスの削減を担う人材となる**食品ロス削減推進サポーター**の育成。
- ✓ 未就学児を対象に食育等の取組を進めるため、保育所、幼稚園等において**栄養士・管理栄養士や栄養教諭を配置**。
- ✓ 国際的な組織との連携を通じた先駆的取組の共有により、**国際展開を推進**。



〔食品ロス削減推進〕

〔食の環ロゴマーク〕 サポーター育成用教材 〔国際連携による情報共有〕

(2) 食品関連事業者の取組に対する支援

【新規】

- ✓ 「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」において、納品期限の見直しや賞味期限の安全係数の見直し及び大括り表示への見直しについて周知・徹底し、**商慣習の見直しを推進**。
- ✓ 食べ残し持ち帰りに関する留意事項について「**食べ残し持ち帰り促進ガイドライン**」に基づき周知。
- ✓ **mottECO導入事例**の知見・ノウハウの周知。
- ✓ 「**食品期限表示の設定のためのガイドライン**」の改正内容の周知及び取組の促進。
- ✓ 企業における発生抑制等の具体的な取組内容が公表される仕組みの検討。

【拡充】

- ✓ ICT、AI等の新技術の活用といったDXの推進による食品ロス削減及び食品寄附の取組の促進。



〔食品ロス削減・食品寄附促進〕 アプリ等の活用

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

【新規】

- ✓ **事業者の災害時用備蓄食料の廃棄量の実態把握**と有効活用の検討。
- ✓ 家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の整理、地域の関係主体向け手引きの取りまとめ。

【拡充】

- ✓ 食品ロス発生量及びその経済損失・環境負荷(温室効果ガス排出量)の推計の継続的な実施。

(6) 未利用食品等を提供するための活動(食品寄附)の支援等

【新規】

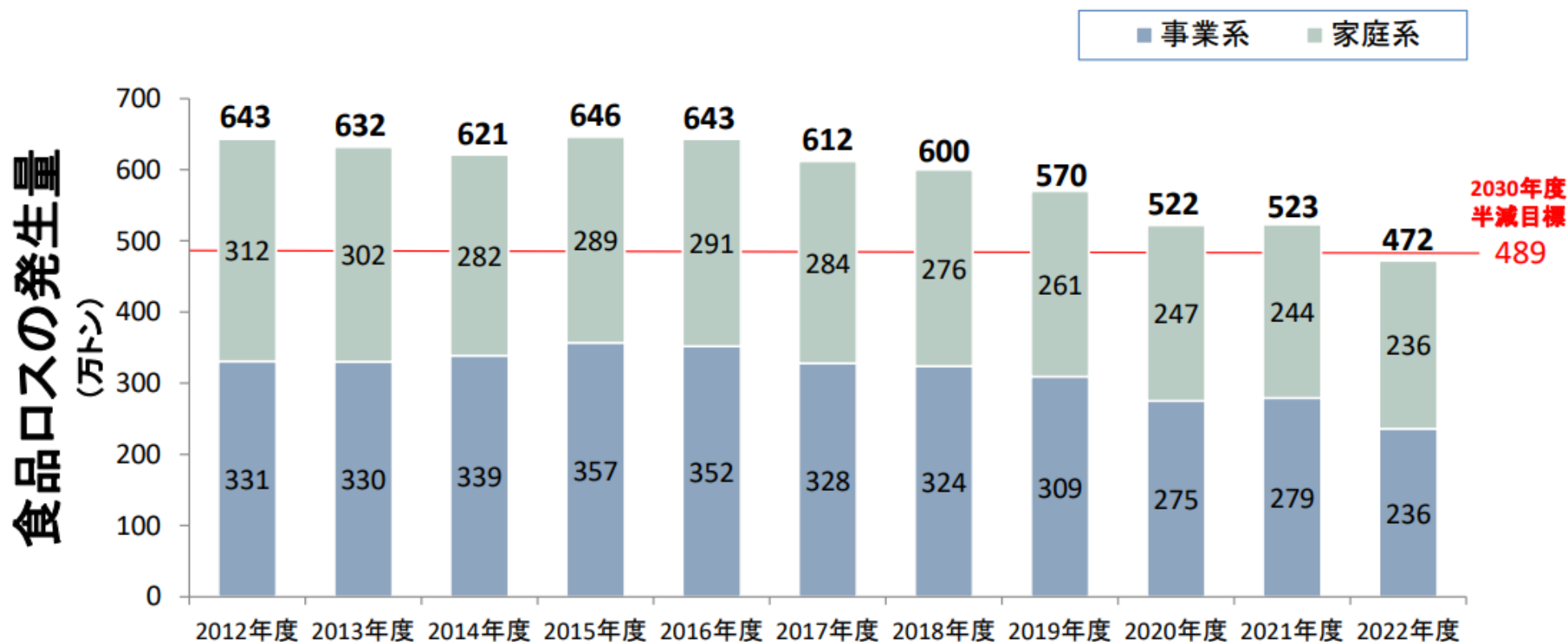
- ✓ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のための「**食品寄附ガイドライン**」の普及啓発。
- ✓ 一定の管理責任を果たすことができるフードバンク活動団体等を特定するための仕組みを構築。
- ✓ 社会全体のコンセンサスの醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について、最終受益者の被害救済にも配慮した法的措置を講ずることを目指す。
- ✓ 食品寄附を行う事業者の取組を促進するため、**税制上の取扱いの周知**や**企業版ふるさと納税**を活用した食品寄附の優良事例を発信。
- ✓ **フードバンク団体等**を介した食品寄附を促進するための**支援の強化**。



〔ガイドライン作成による食品寄附促進〕

我が国の食品ロスの発生量の推移

- 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- 令和4年度は約472万トンと、前年度から約51万トン（約9.8%）減少
- 内訳は、事業系が約43万トン（約15.4%）、家庭系が約8万トン（約3.3%）減少
- 発生量全体では、2030年度半減目標を達成したが、中長期的な推移の注視が必要

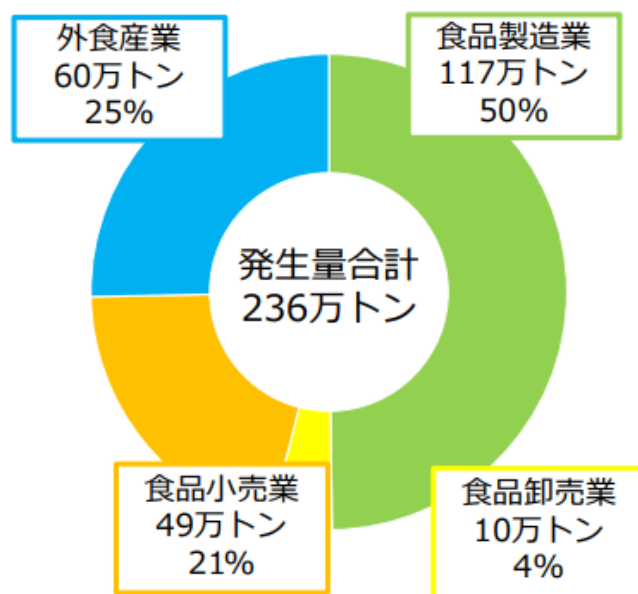


※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

食品ロス発生要因の内訳

- 我が国の食品ロスは472万トン ※農林水産省・環境省「令和4年度推計」
- 食品ロスのうち事業系は236万トン、家庭系は236万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。
- 家庭系での取組によるCO2削減量は30.4万トン-CO2を見込む。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



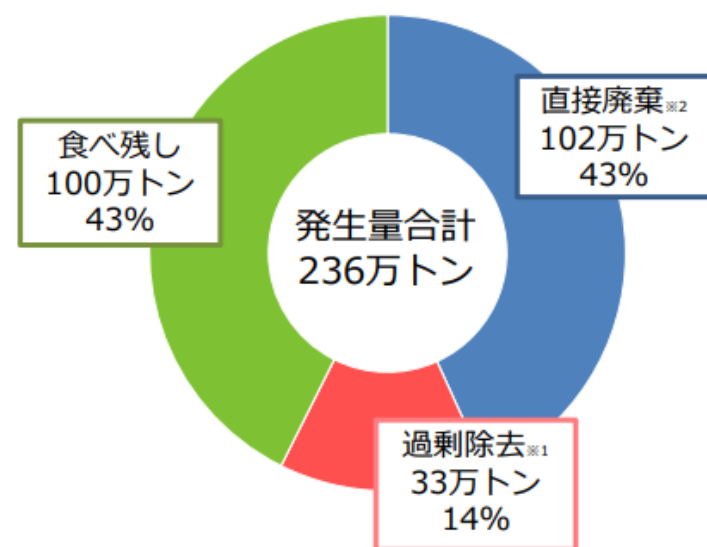
製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者

○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳



※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
 ※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

5. 吸収源対策

吸収源対策の重要性

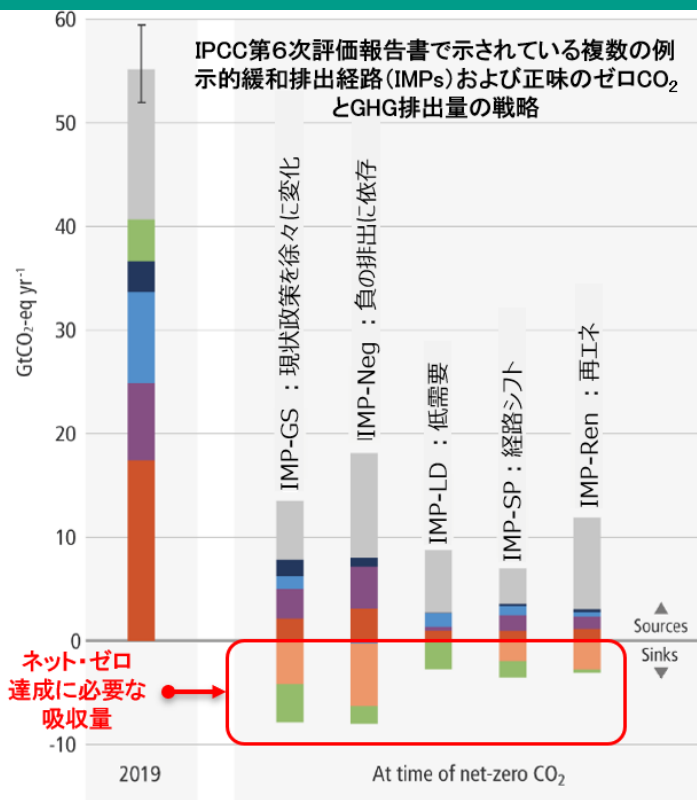
- 2050年ネット・ゼロの実現に向けては、エネルギー起源CO₂以外にも、メタン、N₂O、フロン等の6.5ガスの排出削減に加えて、吸収源対策による吸収量の大幅拡充が必要不可欠。

	1990年度	2013年度	2022年度	2023年度		
	排出・吸収量	排出・吸収量	排出・吸収量	排出・吸収量	変化量 《変化率》	
	〔シェア〕	〔シェア〕	〔シェア〕	〔シェア〕	2013年度比	2022年度比
合計	1,272 〔100%〕	1,395 〔100%〕	1,062 〔100%〕	1,017 〔100%〕	-378.1 《-27.1%》	-44.8 《-4.2%》
二酸化炭素 (CO ₂)	1,160 〔91.2%〕	1,314 〔94.2%〕	1,031 〔92.4%〕	989 〔92.3%〕	-325.4 《-24.8%》	-42.8 《-4.1%》
エネルギー起源	1,068 〔83.9%〕	1,235 〔88.5%〕	961 〔86.1%〕	922 〔86.1%〕	-313.7 《-25.4%》	-39.3 《-4.1%》
非エネルギー起源	92.8 〔7.3%〕	78.8 〔5.6%〕	70.5 〔6.3%〕	67.0 〔6.3%〕	-11.8 《-15.0%》	-3.5 《-5.0%》
メタン (CH ₄)	49.9 〔3.9%〕	32.6 〔2.3%〕	29.8 〔2.7%〕	29.4 〔2.7%〕	-3.2 《-9.9%》	-0.39 《-1.3%》
一酸化二窒素 (N ₂ O)	28.9 〔2.3%〕	19.7 〔1.4%〕	16.1 〔1.4%〕	15.8 〔1.5%〕	-3.9 《-19.7%》	-0.29 《-1.8%》
代替フロン等 4 ガス	33.4 〔2.6%〕	28.9 〔2.1%〕	38.5 〔3.5%〕	37.0 〔3.5%〕	8.1 《+28.2%》	-1.5 《-3.9%》
吸収源対策による吸収量	— —	— —	-53.8 —	-53.7 —	— —	0.10 《-0.2%》

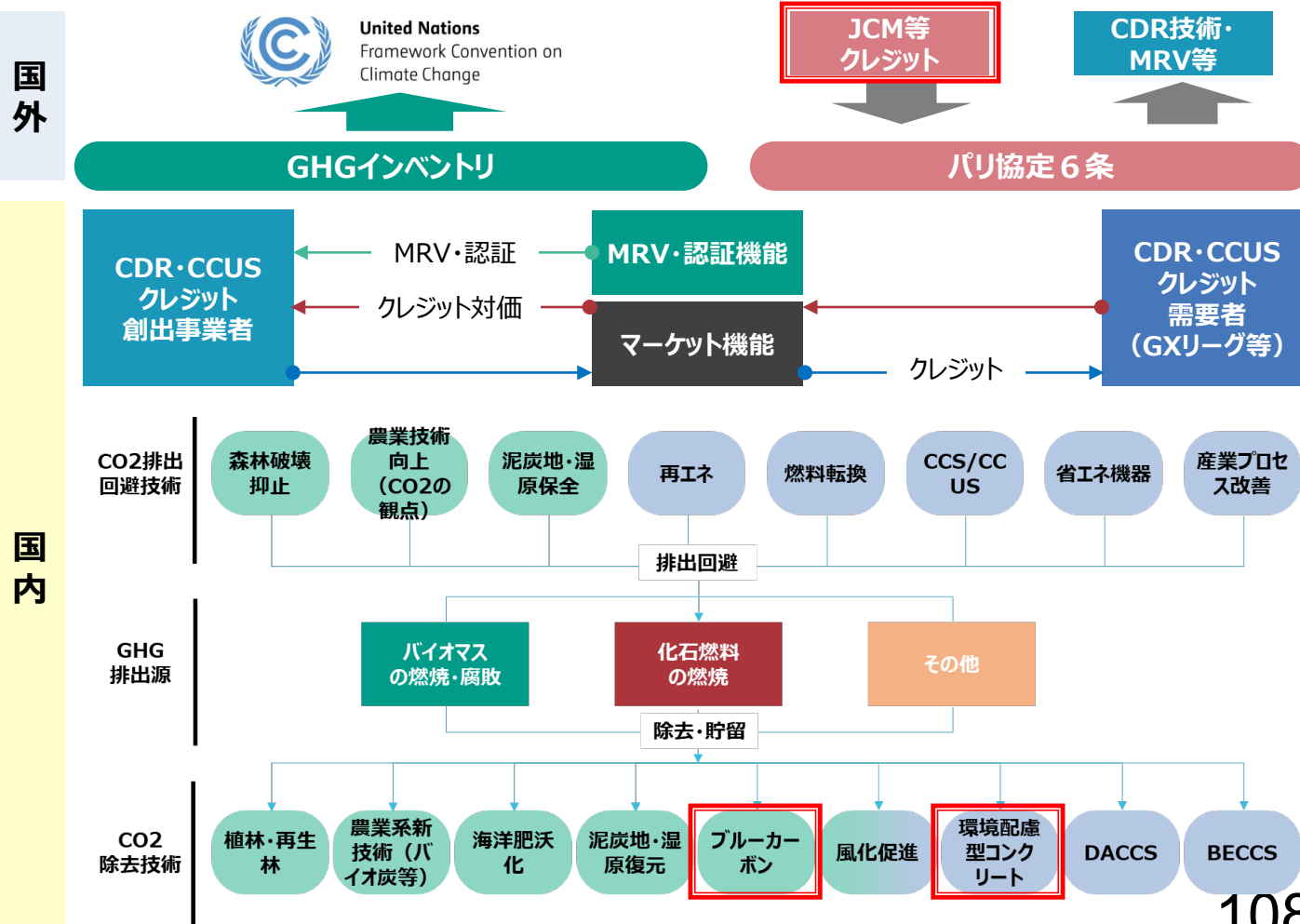
吸収源（CDR・CCUS）対策

- 2050年ネット・ゼロ実現のためには**吸収源対策が必要不可欠**。森林に加え、**ブルーカーボンやCO₂吸収型コンクリート等の新たなオプションを増やし**、取り組みを拡大していく。
- CDR・CCUSの推進には、**技術開発・社会実装への資金補助**だけでなく、**吸収量の算定方法の整備、クレジット化のためのMRV・認証や取引基盤等の構築が鍵**。

2050年ネット・ゼロ実現には吸収源対策が必要不可欠



出典：IPCC第6次評価報告書 第3作業部会報告書 図5 e.f及び環境省解説資料



ブルーカーボン

- 我が国には、**海草藻場（アマモ等）**、**海藻藻場（ワカメ、昆布等）**、**塩性湿地・干潟**、**マングローブ林**など多様なブルーカーボン生態系が存在。
- ブルーカーボン生態系は**光合成によりCO₂を吸収**し、食物連鎖や枯死後の**海底への堆積等により炭素を固定**。
- CO₂の吸収・固定の他、**水質浄化、漁場環境の維持・改善、観光資源としての活用等、多面的価値**を有することから、2050年ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーの統合的推進の面でも極めて重要。
- 今後、国内外の技術進展の動向なども踏まえつつ、沿岸域の取り組みに加え、**沖合等を活用した大規模増殖・深海沈降固定等の取り組み**について、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めていく。

温室効果ガスインベントリへの反映状況

- 2024年に国連へ提出した温室効果ガスインベントリでは、世界で初めて、海草藻場・海藻藻場による吸収量を合わせて算定・報告。
- 2025年提出インベントリにおけるブルーカーボン生態系による吸収量は約34万トン(2023年度)。

マングローブ林



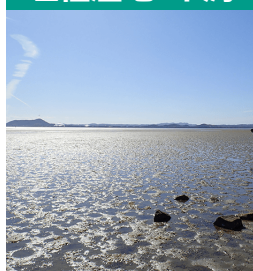
2023年提出インベントリで反映済

藻場(海草・海藻)



2024年提出インベントリで反映済

塩性湿地・干潟



今後検討

<写真>

UNEP「Blue Carbon」: <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/7772>、
環境省: <https://www.env.go.jp/nature/saisei/>

ブルーカーボンに関する重点調査

- ブルーカーボンの調査を起点とした地域創生につながる取組を推進。地方公共団体、漁業関係者、民間企業等と連携・協力しながら、地域ニーズに沿った藻場造成の入口となる試験栽培や関連データの取得を実施。

福岡県宗像市

- CO₂吸収固定、化石燃料削減検討
- 食品利用を見据えた「ひじき」の試験増殖
- 衛星画像解析等による藻場MAP作成
- 海域・水質調査、バイオ燃料化検証

青森県風間浦村

- CO₂吸収固定、化石燃料削減検討
- 藻場・生態系の付加価値向上に関する調査
- バイオ燃料化検証
- 藻場のモニタリング及び管理手法の検討

静岡県熱海市

- CO₂吸収固定、化石燃料削減検討
- 「カジメ」藻場創出、バイオ燃料化検証
- 藻場・生態系への影響調査

深海貯留に関する調査

- 深海域における海藻類の挙動や周辺環境に及ぼす影響等について調査・検討を実施。

深海潜水調査船支援母船「よこすか」



©JAMSTEC
有人潜水調査船「しんかい6500」



©JAMSTEC

ENEOS

JAMSTEC



<出典>

https://www.eneos.co.jp/newsrelease/20250520_01_01_1040009.pdf

地球温暖化対策計画における位置付け（ブルーカーボン）



- （中略）ブルーカーボン生態系による温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法については、一部を除き確立していないものもあることから、これらの算定方法を確立し、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）への反映を進め、国際的なルール形成を主導するとともに、沿岸域における藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源の利活用の好循環を生み出すことを目的とした「令和の里海づくり」モデル事業などの里海づくりの取組や「命を育むみなとのブルーインフラ拡大プロジェクト」等を通じて、効果的な藻場・干潟の保全・再生・創出を推進する。また、**吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについては、海藻を生産・育成することで、温室効果ガスを吸収し、深海に貯留・固定し、吸収量として算定・評価する取組の可能性の検討を、バイオ資源としての利用も図りつつ進めるため、漁業の利用実態を考慮した海域利用の在り方、大規模藻場造成・深海域への沈降等の技術開発、モニタリングによる海洋環境への影響等の把握などについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築し、検討を進める。**

	2013年度	2030年度	2035年度	2040年度
森林等の吸収源対策による吸収見込量[万t-CO ₂]	—	-4,774	-9,099	-8,424
森林吸収源対策	—	-3,800	-8,000	-7,200
農地土壌吸収源対策	—	-850	-875	-900
都市緑化	—	-124	-124	-124
ブルーカーボン	—	—	-100	-200

＜出典＞地球温暖化対策計画 関連資料2，関連資料3

※2035年度、2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章第2節3．（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

CO₂吸収型コンクリート

- 3類型のコンクリートによる吸収量（CO₂固定量）について国連に報告。
- 2025年提出インベントリでは**合計約121トン（2023年度）の吸収量を算定・報告。**
- これらのコンクリートについて、**J-クレジット化の検討に2025年から着手。**

製造時CO₂固定型コンクリート

<CO₂-SUICOM>

排気ガスを用いて養生することで排気ガス中に含まれるCO₂をコンクリートに固定



<カーボフィクスセメント>

CO₂との反応により硬化するセメントを使用し、硬化過程でセメント工場の排気ガスから分離・回収したCO₂を固定



バイオ炭使用型コンクリート

<SUSMICS-C>

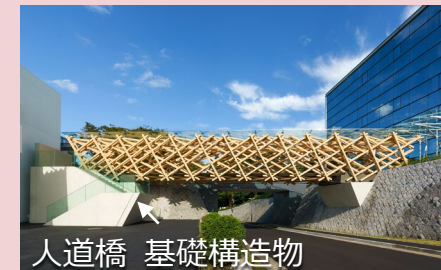
木質バイオマスを炭化した「バイオ炭」をコンクリートに混入することで、CO₂をコンクリートに固定



CO₂由来材料使用型コンクリート

<T-eConcrete/Carbon-Recycle>

セメントの代わりに高炉スラグと特殊な反応剤を使用し、CO₂を吸収・固定化させたカーボンリサイクル製品を混ぜ合わせて製造



<クリーンクリートN>

セメント混合割合を40%以下とし、その大部分を高炉スラグ微粉末などで置き換えた「クリーンクリート」に、CO₂を吸収・固定化させた炭酸カルシウムを主成分とする粉体を混ぜ合わせて製造



地球温暖化対策計画における位置付け（CO₂吸収型コンクリート）



- CO₂吸収型コンクリートによる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法については、一部を除き確立していないことから、これらの算定方法を確立し、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）への反映を進めるとともに、技術開発、J-クレジット化の検討、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づく公共調達による販路拡大により、2030年には、既存コンクリートと同価格を目指す。新技術に関する国土交通省データベース（NETIS）による建設事業者、地方公共団体等への周知、2025年日本国際博覧会での導入等により、国・地方公共団体による公共調達を拡大することを目指す。また、将来的な公共工事での調達義務化も視野に、生産性、安全性、費用対効果等の検証を進める。
- 具体的には、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、ますますその重要性が高まっている炭素除去・吸収系のクレジットの創出・活用を促進するため、森林の所有者や管理主体への制度活用の働きかけを進め、森林経営活動に由来するJ-クレジットの創出及び活用拡大を図るほか、CO₂吸収型コンクリート等のJ-クレジット化の検討を進める。

6. 国際関係

世界全体の排出削減に貢献する国際協力の推進



- 1.5℃目標実現に向けて依然として存在する大幅な「目標のギャップ」があり、世界全体で大幅で急速かつ持続的な排出削減が必要。
- 日本政府としては、30のパートナー国との二国間クレジット制度（JCM）をパリ協定6条に沿って実施するとともに、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想の下での取組を通じ、排出削減の鍵を握るアジア諸国を始め、世界全体のネットゼロへの貢献を着実に重ねてきた。
- G7広島首脳コミュニケにおいても、削減目標が1.5℃目標や2050年ネット・ゼロに整合していない全ての締約国に対し、削減目標の強化や2050年ネットゼロにコミットすることを求めた。
- 日本としても、世界が野心引き上げに踏み出すことを後押し、パリ協定で求められる取組の履行を支援するなど、これに全力で取り組み、世界の進む道筋を1.5℃目標と整合させていく。
- 2024年3月に開催された第6回国連環境総会（UNEA6）において、我が国より提案したシナジー促進決議を採択。決議を踏まえ、気候変動に取り組むに当たって自然を活用した解決策（Nature-based Solutions: NbS）を推進するなど、相乗効果（シナジー）のある政策やプロジェクトの実施を奨励。

JCMを活用した国際緩和協力の拡大・加速の課題について

- 世界全体の緩和取組及びパリ協定に沿った手続実施の促進に貢献し、また、その成果を我が国の野心的なNDC実現にも活用できるよう、2013年度の開始からの実績と成果を踏まえて、JCMを活用した国際緩和協力の拡大・加速を図る。
- あわせて、JCMの実施期間を2030年度までとしているパートナー国を含めて、2030年度以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討を行う。

①プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大

- ・ 幅広い分野・領域への拡大、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成（現在主流の省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならずGHG除去など）
- ・ 政府資金支援とあわせた、民間資金を中心とするプロジェクトの拡大・加速
- ・ 削減ポテンシャル等も加味した戦略的なパートナー国の新規開拓

※質の高い炭素市場の成熟のためには、クレジットの需要拡大が必要不可欠である。このため、主としてクレジットの供給サイドを担うJCM政策としても、温対法SHK制度やGX-ETS等とのクレジット需要に直結する政策と連携しつつ、需要拡大の前提となる社会的認知の向上にも取り組む。

②担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上

- ・ A6IP（パリ協定6条実施パートナーシップ）等を通じたパートナー国の理解増進や手続の支援
- ・ 我が国民間企業による6条及びそのガイダンスの趣旨（Environmental Integrityなど）への認識の醸成
- ・ AZECやG7等の国際枠組を通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有

③事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備

- ・ JCM指定実施機関（JCMA）における効率的なプロジェクト管理及びクレジット化手続き運営
- ・ より強靱で利便性の高いRegistry System（登録簿システム）の整備

改定温対計画のJCMを活用した取組の拡大・加速の方向性について

- パリ協定に沿った世界全体の緩和を促進し、また、その成果を我が国の野心的なNDC実現にも活用できるよう、これまでの実績と成果も踏まえて、JCMを活用した取組の拡大・加速を図る。

① プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大

- ・ 幅広い分野・領域への拡大、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成（現在主流の省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならずGHG除去など）
- ・ 政府資金支援とあわせた、民間資金を中心とするプロジェクトの戦略的な促進
- ・ 削減ポテンシャル等も加味した戦略的なパートナー国の新規開拓

② 担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上

- ・ A6IP（パリ協定6条実施パートナーシップ）等を通じたパートナー国の案件形成や能力向上の支援
- ・ 我が国民間企業による6条の趣旨（Environmental Integrityなど）への認識の醸成
- ・ AZECやG7等の国際枠組を通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有

③ 事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備

- ・ 改正地球温暖化対策法に基づく指定実施機関（JCMA）による効率的なプロジェクト管理及びクレジット制度運営
- ・ より強靱で利便性の高いRegistry System（登録簿システム）の整備

※あわせて、JCMの実施期間を2030年度までとしているパートナー国を含めて、2030年度以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討を行う。

シミュレーションモデルを活用したNDC、長期戦略等策定支援



- アジア太平洋統合評価モデル（AIM）は、国別・セクター別において、温室効果ガス排出削減対策技術の導入や対策による削減効果を評価するツール。（※我が国では、2030年度目標や長期戦略検討の際に活用）
- 国立環境研究所、京都大学、みずほリサーチ＆テクノロジーズ等が1990年から開発している統合評価モデル。温室効果ガスの削減策や気候変動影響、適応策を評価して、様々な将来シナリオを定量化。
- 国レベルで、AIMモデル活用支援を進めることで、脱炭素社会に向け効果的な技術・政策を提示し、アジア諸国のNDC（温室効果ガスの削減目標）、長期戦略策定を後押し。（タイ、ベトナム、インドネシアでAIMを活用）
- 都市レベルで、削減シナリオ策定に活用することで、都市の脱炭素の促進、都市間連携プロジェクトへの貢献、JCMなどの個別プロジェクト形成支援。（ベトナム・ホーチミン、マレーシア・イスカンダール等の都市で活用）

タイでの活用



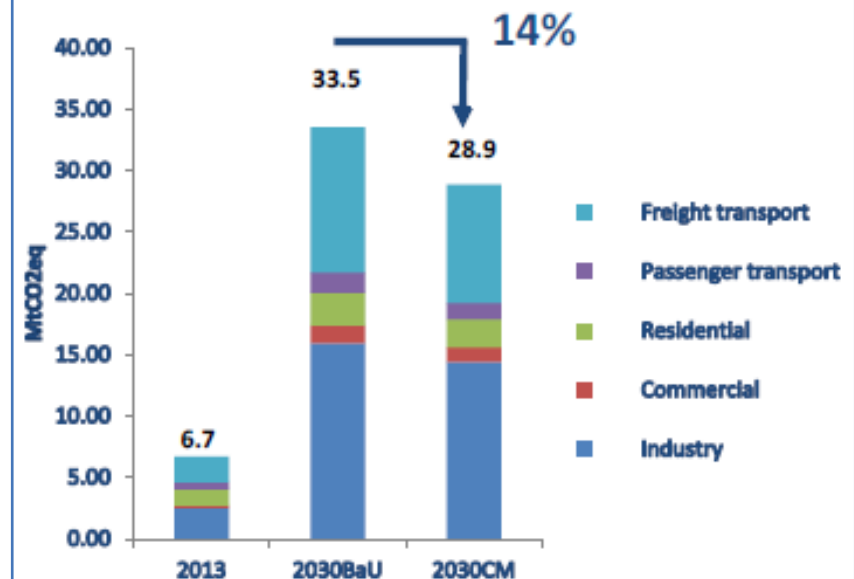
THAILAND'S
LONG-TERM
LOW GREENHOUSE GAS
EMISSION DEVELOPMENT STRATEGY
(REVISED VERSION)

November 2022

「更新版 長期低排出発展戦略」（2022年11月UNFCCC提出）において、**気候変動評価と緩和政策の定量化にAIM/EndUseモデル**を、カーボンニュートラルとネットゼロGHGシナリオのマクロ経済への影響を評価するために、**AIM/CGEモデル**を使用。

https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Thailand%20LT-LEDS%20%28Revised%20Version%29_08Nov2022.pdf

ベトナム・ハイフォン市の削減シナリオでの活用



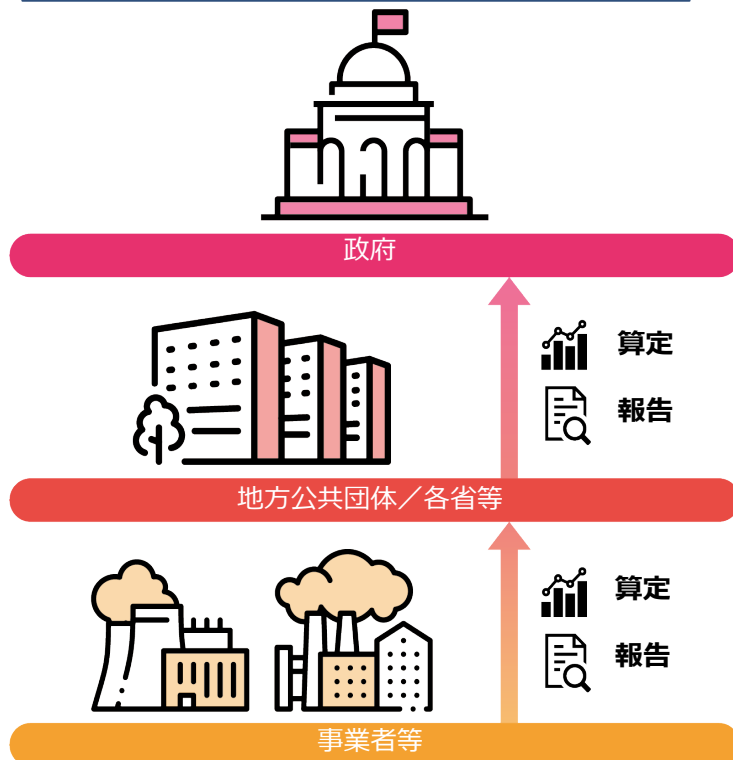
透明性向上の制度構築を世界に展開：透明性パートナーシップ（PaSTI*）

*Partnership to Strengthen Transparency for co-Innovation



- 政府、自治体、企業などすべてのプレイヤーの取組の可視化（透明性の向上）により、気候変動対策への参画、投資や更なる協力の促進を目指すために、2017年のCOP23において日本が設立
- 我が国に強みのある、事業者単位での算定・報告・公表制度（SHK制度）の実績を活かし、アジアにおいて**企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援**
- 日ASEAN統合基金（JAIF）を活用し、**ASEANで施設レベルの算定報告ガイドラインを作成**するとともに、JICAと連携し、**ベトナムにおいて、事業所のGHG報告義務化の制度導入支援を実施**。

企業等の温室効果ガス排出量の算定報告公表制度 概念図



PaSTIの活動



企業価値向上やESG投資等の企業へのインセンティブ

調査や制度構築によりインセンティブ構築を支援

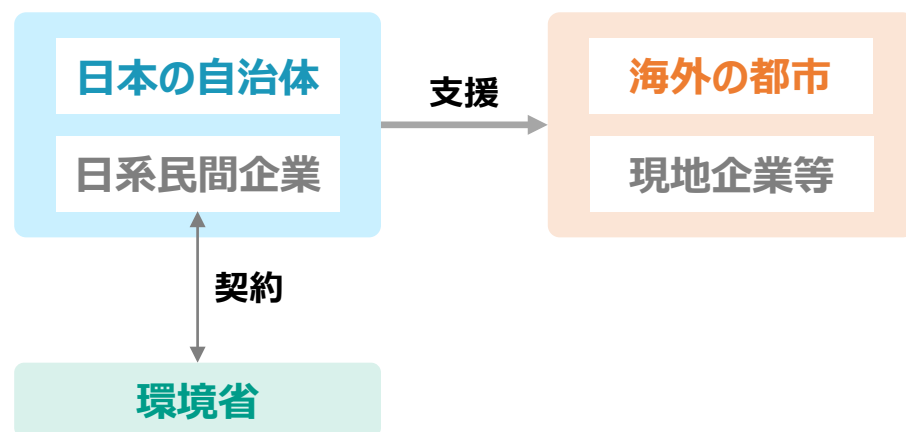
PaSTIの活動例



2025年3月7日
民間事業者による
GHG排出量算定報告
に関するセミナー
@ベトナム

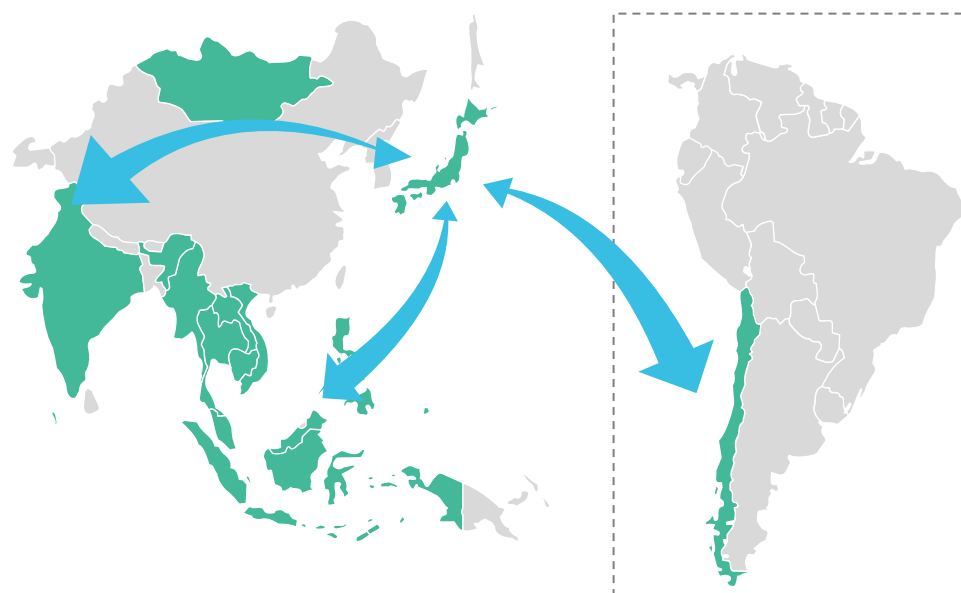
都市間連携事業の概要

- 環境協力の覚書や姉妹都市協定等による国内都市と海外都市の連携を活用し、**国内都市の有する脱炭素都市づくりの経験やノウハウを海外都市に移転**。あわせて、JCMを活用したインフラ設備導入などを実現。日本から海外への「脱炭素ドミノ」を引き起こす。



- ✓ 脱炭素・低炭素を推進する**基盤制度の構築**
例) 気候変動アクションプラン策定支援、技術評価プロセス策定等
- ✓ 海外都市職員への**ノウハウ移転、キャパシティビルディング**
- ✓ 効果的な**脱炭素・低炭素プロジェクトの形成**
→ **成功事例の他地域への水平展開**
(JCM設備補助も活用)

13カ国**64**都市・地域 **日本23**自治体が参画



ベトナム : ハノイ市-福岡県、バリアブントウ省-堺市
 インドネシア : ゴロンタロ州-愛媛県、西ジャワ州・バンテン州-北九州市
 タイ : バンコク都-横浜市、パタヤ市・ラヨーン市-大阪市
 チリ : レンカ区-富山市、
 インド : テランガーナ州-北九州市 など

環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）

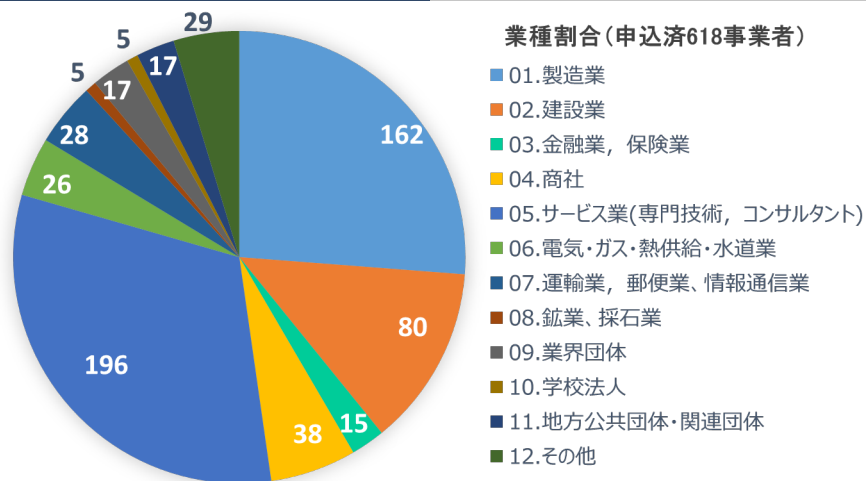


環境インフラの海外展開に取り組む我が国民間企業等を総合的に後押しするため、2020年9月に環境省が設立した官民連携プラットフォーム。

2025年2月時点で**618団体**が参画。日本と現地の関係者間での**情報共有とマッチング**を推進。



参加団体内訳



JPRSI HP



JPRSIの活動

1. 会員向けの情報提供

- オンラインセミナーの開催
- メールマガジンの配信
- 会員が海外展開にあたって役立つ情報を様々な形で提供

2. 海外に向け、会員情報の発信

- オンラインパビリオン
- 環境技術リスト
- 海外企業・政府関係者等へHPで一元的に情報発信

3. 個別案件形成・受注獲得支援

- 現地企業とのビジネスマッチングセミナーの開催
- 環境省現地出向者との連携（チーム環境活動）
- 各会員企業の個別の案件形成に向けたサポート

地球環境問題の統合的解決に向けたシナジー促進に関する国際展開



- 気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの世界的危機に統合的に対処し、SDGsの達成に貢献するために、**取組間の相乗効果（シナジー）**を発揮させることが重要。
- このため我が国は、2024年3月の国連環境総会（UNEA6）にて**シナジー促進決議を提案し、採択**された。
- 決議に基づき、各国や国際機関と連携し、環境省はシナジーの促進に関する国際イニシアティブを展開。

決議正式名	シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議
共同提案国	フィジー共和国、カナダ、チリ共和国、スイス連邦、ノルウェー王国、ペルー共和国
決議概要	✓ 加盟国に対し、国際環境条約等の義務等を実施する際、シナジー・協力又は連携を強化し、シナジーの優良事例を収集・共有し、情報交換を強化することによりシナジー・協力又は連携の潜在的なコベネフィットに関する知識と理解を深めることを奨励 ✓ UNEP事務局長に対し、シナジー・協力又は連携を改善するため、要請に応じて加盟国を支援し、優良事例・ツール・成功事例や教訓を収集、統合、共有し、実施状況をUNEA7で報告することを要請

シナジー促進決議の実施に関する環境省の取組

- **国連環境計画（UNEP）に拠出金を拠出**※し、シナジーの好事例の収集・共有及びUNEA7での進捗レポートの作成のためのUNEPの活動を支援
- **アジア太平洋シナジーレポート**の作成を開始。国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、アジア開発銀行（ADB）、UNEP等と連携。
- **GEA国際会議2024（地球環境行動会議（GEA）主催）を共催**（昨年10月）。気候、生物多様性、汚染分野の取組によるシナジーの発揮等に関する議論がなされ、成果を関連国際会議等で発信。
- **環境研究総合推進費**により、SDGs達成への変革のためのシナジー強化とトレードオフ解消に関する研究を推進

※「気候変動対策とSDGsのシナジー推進事業」 令和6年度補正予算：30百万円



UNFCCC-COP29サイドイベントでの浅尾大臣による「アジア太平洋シナジーレポート」作成の表明

ASEAN諸国との環境協力（日ASEAN気候環境戦略プログラム）



- 2023年8月に開催された**日ASEAN環境気候変動閣僚級対話**において、**ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）**が発足。同年9月の**日ASEAN首脳会議**において、岸田首相からも「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）を通じた気候変動・環境問題への対処に取り組む」旨、言及。

<日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）に基づく主な取組>

1. 気候変動

- ✓ 透明性：MRV（算定・報告・検証）システム構築の促進、金融機関が気候変動リスク情報を利用するための気候関連財務情報開示パイロット事業
- ✓ 緩和：ASEAN気候変動戦略行動計画2025-2030の策定、福岡方式等メタン削減、脱炭素技術普及支援、ゼロカーボンシティの普及、6条実施パートナーシップを通じた能力構築
- ✓ 適応とロス&ダメージ：早期警戒システムの官民連携を通じた導入

2. 汚染

- ✓ プラスチック汚染への対応（国家行動計画の策定・実施支援、モニタリング能力強化、データベース整備、e-wasteに関する法制度整備及びモニタリング等の能力構築）

3. 生物多様性の損失

- ✓ 生物多様性日本基金を通じた生物多様性国家戦略及び行動計画策定支援、能力構築を含む昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施支援、侵略的外来種対策、ビジネス事例の共有等



第2回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話
(2023、ビエンチャン)

- 2025年9月にマレーシア・ランカウイにおいて開催されるASEAN環境大臣会合にあわせて**第3回日ASEAN環境気候変動閣僚級対話**を開催予定。
- 閣僚級対話では、①**国際協調の下で環境保全と新たな成長を目指す互惠的パートナーシップに関する共同声明**、②**改定日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE2025）**の採択を目指す。
- アジア型脱炭素成長モデルを示しつつ、**揺らぐことなく脱炭素等に向けた努力を維持・拡大**。

アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の意義



- AZECは、2022年1月、**アジア各国が脱炭素化を進めるとの理念を共有し、エネルギーtransitionを進める**ために協力することを目的として日本が提唱。
- 現下の国際情勢下、**脱炭素化の取組は、経済成長とエネルギー安全保障を両立**する形で進める必要あり。
- したがって、各国の事情に応じた**多様な道筋による現実的な形で、着実にアジアの脱炭素を進めていく**必要がある。この考えの下、AZECの枠組みを通じて、**日本の多様な技術やファイナンスを活用し、世界の脱炭素化に貢献していく**（日本自身の温室効果ガス（GHG）排出量は世界の3%）。

参加国

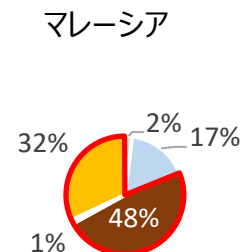
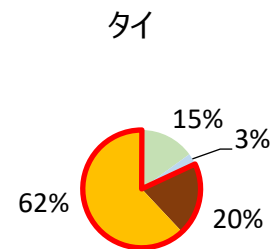
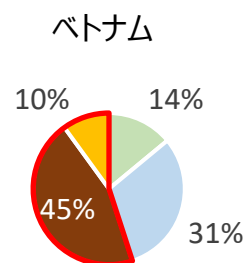
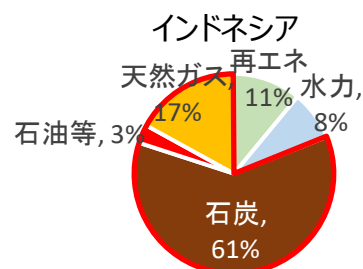


- これまで首脳会合（2023年12月：東京、2024年10月：ビエンチャン）と閣僚会合（2023年3月：東京、2024年8月：ジャカルタ）を開催
- エネルギーセクターを中心に、再エネやグリーンアンモニア等の個別プロジェクトを推進
⇒ アジアの産業やエネルギー構造を変えていくための面的なアクションが必要な状況

2024年は今後10年のためのアクションプランを含む共同声明に合意し、新たなフェーズへ

※ 今後、第3回AZEC閣僚会合をマレーシアで開催予定。

（参考）主要国の電力調達先比率



改定地球温暖化対策計画 2025年2月18日閣議決定



第3章 目標達成のための対策・施策

第8節 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進

2. 我が国の貢献による海外における削減（1）世界の温室効果ガスの削減に向けた貢献 （二国間クレジット制度（JCM）の推進）

相手国のニーズを深く理解した上で、優れた脱炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の脱炭素社会への移行、経済と環境の好循環に貢献することができる。このため、脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。

このようなJCMを活用した緩和対策促進に向けて、**第一に、プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組む。**分野・領域について、制度開始以来多数の案件を稼働させている省エネ・再エネ・廃棄物分野に加え、**農業・泥炭地管理などの非エネ排出削減、CCS、さらに削減のみならず温室効果ガス除去など幅広い分野・領域へと拡大**を図るとともに、特に、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成に優先的に取り組む。そのためにも、政府資金によるプロジェクト支援と併せて、**民間資金を中心とするJCMプロジェクトについても、官民の幅広い関係機関等（注）とも連携しつつ、国も技術面やMRVなども積極的に支援し、拡大・加速**させる。パートナー国についても、削減ポテンシャル等も加味しつつ、戦略的に新規開拓を進める。

第二に、担い手となる政府関係者・事業者等の能力向上に取り組む。具体的には、**パリ協定6条実施パートナーシップ（A6IP）等を通じたパートナー国の理解増進や事務能力向上の支援や、我が国民間企業によるパリ協定第6条及びそのガイダンスの趣旨（環境十全性など）への認識の醸成、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）やG7等の国際枠組みを通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有**に取り組む。

第三に、事業運営の効率性の向上や必要な体制・インフラの整備に取り組む。具体的には、**改正地球温暖化対策推進法に基づき指定実施機関を立ち上げ**、プロジェクト管理及びパートナー国との各種ガイドラインや規則等の改定や合同委員会等によるクレジット化手続に係る運営実施の効率と実効性を高める。これを通じて、JCMの実施体制の強化を図り、世界におけるさらなる温室効果ガスの排出削減・吸収を進める。関連して、クレジット発行量や口座開設者の増大を見据え、セキュリティを十分に確保し強靱で利便性の高い登録簿システムの整備を進める。

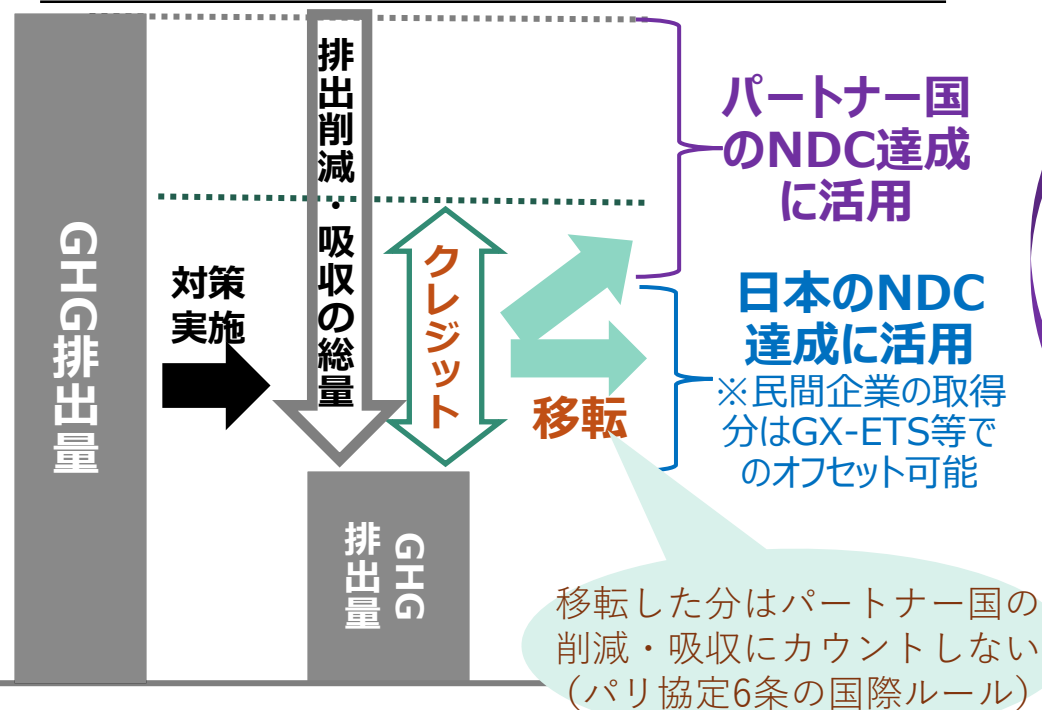
なお、パリ協定第6条に沿った協力的アプローチとして、パートナー国の一部は2030年までを期間として実施中であることから、**2031年以降にどのように国際緩和協力アプローチを継続強化していくべきか、検討調整を行い、関係事業者等の予見性を確保できるよう、できるだけ早期に見通しを立てることを目指す。**

【注】新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、世界銀行（WB）、国際連合工業開発機関（UNIDO）、国際農林水産業研究センター（JIRCAS）など

二国間クレジット制度（JCM）の概要

- JCMは、日本とパートナー国の間で、日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※¹削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分する仕組み。
- 日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込むことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な発展、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



パートナー国

両国政府による制度の共同運営

- ・ 削減・吸収量の測定・報告・検証
- ・ クレジット量や用途を承認 など

日本

日本からの脱炭素投資



再エネ



省エネ



廃棄物



森林

農業※²CCS※²

※¹ GHG : Greenhouse Gas

※² 個別PJは計画段階 125

JCMパートナー国30か国一覧 2025年5月時点 ※番号は署名順



東ヨーロッパ

- 21. モルドバ
- 29. ウクライナ

東アジア、中央アジア、コーカサス

- 1. モンゴル: 11事業
- 20. アゼルバイジャン
- 22. ジョージア
- 24. ウズベキスタン
- 27. キルギス
- 28. カザフスタン

アフリカ

- 3. エチオピア
- 4. ケニア: 5事業
- 18. セネガル
- 19. チュニジア: 2事業
- 30. タンザニア

中東

- 13. サウジアラビア: 3事業
- 26. アラブ首長国連邦

ラテン・アメリカ

- 9. コスタリカ: 2事業
- 12. メキシコ: 5事業
- 14. チリ: 16事業

東南アジア、南アジア、大洋州

- 2. バングラデシュ: 5事業
- 5. モルディブ: 4事業
- 6. ベトナム: 50事業
- 7. ラオス: 6事業
- 8. インドネシア: 54事業
- 10. パラオ: 7事業
- 11. カンボジア: 7事業
- 15. ミャンマー: 8事業
- 16. タイ: 51事業
- 17. フィリピン: 21事業
- 23. スリランカ: 3事業
- 25. パプアニューギニア

JCMプロジェクト登録(※の案件) : 83件

- 冷温同時取出し型ヒートポンプ※
- ヴィンダーナ※
- ショベルポンプ・高効率冷東機※
- ヴィンダー工場高効率貫流ポンプ※
- 高効率織機※
- ガゾリンと吸収式冷
- 小水力発電システム能力改善※
- 10MW小水力発電2
- 4.2MW太陽光発電※
- 3.1MW太陽光発電
- 省エネ減菌釜2※

発電

- 3MW太陽光発電
- 2.7MW太陽光発電

JCMによるベネフィット（廃棄物発電の例）



日本政府指定JCM実施機構（JCMA）全体概要



- 2025年4月1日に、地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う指定実施機関として、（公財）地球環境センターが指定された。
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

- **名称：**日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は、「JCM Agency（JCMA）」

- **運営：**（公財）地球環境センター（東京都文京区本郷三丁目22番5号）
- **役員：** 統括責任者 木村祐二、 事務局長 水野勇史
- **体制：** 制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、総務グループ 計47名
- **主務大臣：** 環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣
- **主な活動内容**
 - (1) JCMの制度運営（パートナー国との調整含む）
 - (2) 国際協力排出削減量口座簿（JCM登録簿）の運営
 - (3) JCMプロジェクトの手続支援及び管理プラットフォームの運営
 - (4) 情報発信ウェブサイトの管理
 - (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

パリ協定6条活用の見通しについて

パリ協定6条の適切な実施により、2030年までに世界全体で年間最大で40～120億トンCO₂※¹の追加的削減が実現されうるとの専門家の試算がある。この量は、2018年の全世界CO₂排出量（エネルギー起源）の約1～4割に相当。

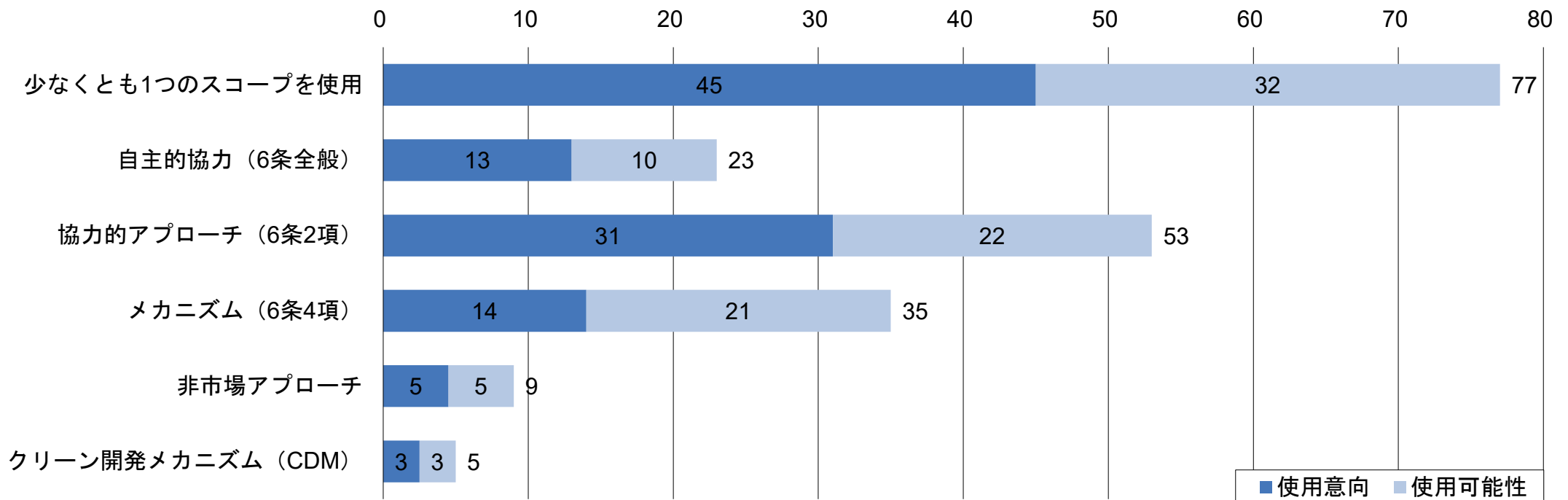
グローバルな脱炭素市場や民間投資が活性化することにより、世界的な排出削減と同時に各国の経済成長にも貢献し、2030年時点で約50兆円（3～4千億USドル）※²の市場規模が見込まれる。

締約国（195の国と地域）の77%は、NDCs実施において、少なくとも1種類の自主的な協力を使用する計画、または使用する可能性がある。とりわけ、6条2項の協力的アプローチの使用を計画する／可能性がある締約国の割合は53%と最も多い。

※¹ J. Edmonds et al. 2021. How much could article 6 enhance nationally determined contribution toward Paris Agreement goals through economic efficiency? (P.18), Climate Change Economics.; UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021. (P.59).; TSVCM. 2021. TASKFORCE ON SCALING VOLUNTARY CARBON MARKETS Final Report (P.13).

※² UNEP and UNEP DTU. 2021. Emissions Gap Report 2021 (P.60).; IETA (2021) The Carbon Markets Role of Article 6 Compatible Carbon Markets in Reaching Net-Zero (P.13).

NDCsにおいて、パリ協定6条における自主的な協力の特定のスコープを使用する意向、又は使用する可能性を示す締約国の割合(%)

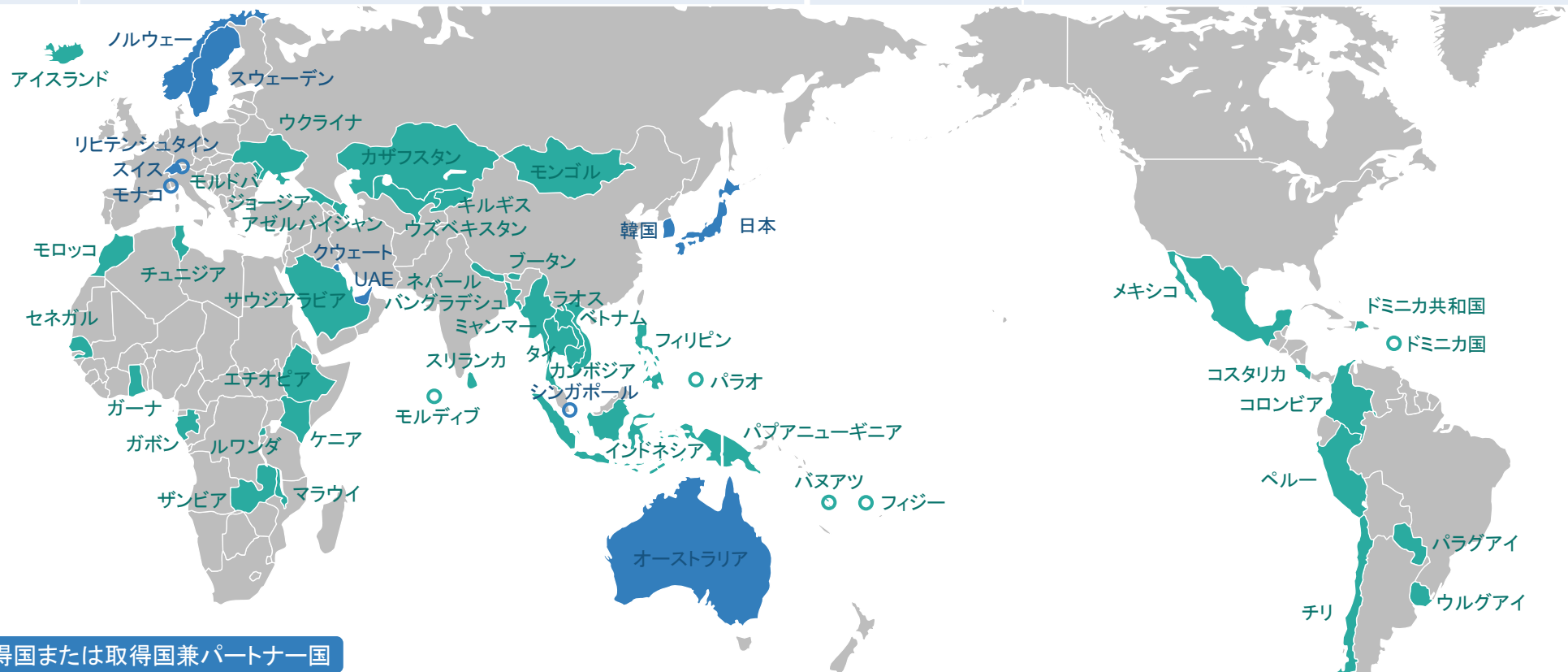


（注） 非市場アプローチとCDMについては、使用意向がある締約国及び使用可能性がある締約国の割合の合計は、四捨五入により、提示された合計値と合致しない。

（出所） “Nationally determined contributions under the Paris Agreement Synthesis report by the secretariat” (FCCC/PA/CMA/2023/12) (UNFCCC, 2023) より作成

世界におけるパリ協定6条に関する二国間制度の概況

取得国	パートナー国	取得国	パートナー国
日本	モンゴル、ケニア、ベトナム、インドネシア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、タイ等、29か国	ノルウェー	インドネシア、セネガル、モロッコの3か国
シンガポール	インドネシア、コロンビア、タイ、ケニア、チリ、ベトナム、セネガル等、22か国	オーストラリア	フィジー、パプアニューギニアの2か国
スイス	ペルー、セネガル、タイ、ウクライナ、ケニア等、17か国	リヒテンシュタイン	ガーナ1か国
韓国	ベトナム、モンゴル、ガーナ、ウズベキスタン、インドネシア等、9か国	クウェート	ルワンダ1か国
スウェーデン	ネパール、ドミニカ共和国、ガーナ、ザンビア、ルワンダの5か国	UAE	パラグアイ1か国
		モナコ	チュニジア1か国



(注) 「パートナー国」は緩和活動が国内で実施される国、「取得国」は国際的に移転される緩和成果を取得する国を指す。
 (出所) UNEP Copenhagen Climate Centreの6条パイプラインデータベース（2024年10月ダウンロード）より作成

パリ協定6条実施パートナーシップ（A6IP）

背景・目的

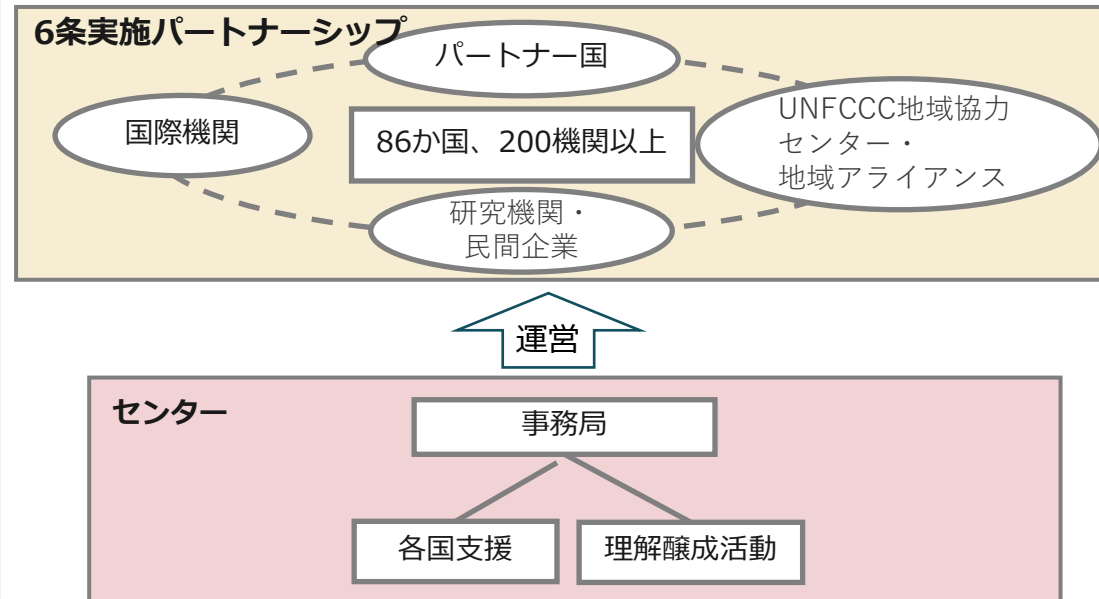
- 二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）実施に向け、実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を実施。
- 当該パートナーシップはCOP27にて日本主導により立ち上げ、2023年G7札幌会合を契機に「同パートナーシップセンター」を設立。
- センターの活動を通じJCMがより拡大・促進できる環境を醸成し、国が決定する貢献（NDC）達成へ貢献する。

概要

パリ協定6条の完全運用化が2024年11月に合意されたことも踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と更に連携し、「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」が下記の活動を行う。

- JCMパートナー国を含む各国の6条実施体制構築及び手続実施支援（6条戦略策定、案件形成支援、政府承認、報告、クレジット管理等）
- パリ協定6条の理解醸成活動
- パートナーシップの運営 等

これらの実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を踏まえ、JCMをはじめとするパリ協定6条の取組への理解醸成を図り、支援国にとっても国際協力を活用した排出削減の取組が加速されるような手続整備支援を行うことも含め、世界的な排出削減を進める。



参加国・機関 86か国・220以上機関（2025年4月30日時点）

国
米、英、独、仏、豪、加、伊、NZ、スイス、ブラジル、印、ケニア、エチオピア、ウガンダ、UAE、タイ、モルディブ、パラオ等

国際機関等
UNFCCC事務局、UNEP、UNDP、UNIDO、世界銀行、ADB、AFD（アフリカ開発銀行）、EBRD（ヨーロッパ復興開発銀行）等

都市間連携事業（2013～2025年度）

13カ国64都市・地域
日本23自治体が参画

* 2025年度案件

モルディブ

マーレ市 富山市

インド

バンガロール市 横浜市
 テランガーナ州 北九州市
 マハラシュトラ州 大阪市

ミャンマー

ヤンゴン管区 北九州市
 ヤンゴン市 川崎市
 エーヤワディ管区 福島市
 ザガイン管区 福島市
 マンダレー市 北九州市
 ヤンゴン市 福岡市

モンゴル

ウランバートル市 札幌市、北海道庁
 ウランバートル市・トゥブ県 札幌市
 ウランバートル市 札幌市

ラオス

ビエンチャン特別市 京都市

マレーシア

イスカンダル開発地域 北九州市
 イスカンダル開発地域・コタキナバル市 富山市
 ペナン州 川崎市
 クアラルンプール市 東京都・さいたま市
 イスカンダル開発地域 富山市

カンボジア

プノンペン都 北九州市
 シェムリアップ州 神奈川県

タイ

バンコク都 横浜市
 ラン県 北九州市
 チェンマイ県 北九州市
 タイ東部経済回廊 大阪市
 ウボンラチャタニ県・ワリンチャムラップ市・ピブンマンサハン市 北九州市

パタヤ市・ラヨン市 大阪市

ベトナム

ハイフォン市 北九州市
 ダナン市 横浜市
 ホーチミン市・トゥードック市 大阪市
 キエンザン省 神戸市
 カントー市 広島県
 ソクチャン省 広島県
 ハノイ市 福岡県

クアンニン省・ハイフォン市 滋賀県
 バリアブントウ省・ベトナム南部地域 堺市・大阪市
 ベンチェ省 愛媛県
 ドンナイ省 神戸市
 フエ市トゥエンホア区 静岡市
 ダナン市 堺市

パラオ

コロール州 北九州市
 アイライ州 浦添市

インドネシア

デンパサル市 東京一組
 スラバヤ市 北九州市
 バタム市 横浜市
 スマラン市※ 富山市
 バンドン市 川崎市
 ジャカルタ特別州 川崎市
 バリ州※ 富山市

リアウ州ローカンウル県・ブカンバル市 川崎市

ゴロンタロ州 愛媛県
 バンテン州（チレゴン市）・西ジャワ州 北九州市
 マカッサル市 真庭市
 マカッサル市 横浜市
 ギヤニャール県 大崎町
 バドゥン県 富山市

※ バリ州・スマラン市は共同連携案件

フィリピン

ケソン市 大阪市
 ダバオ市 北九州市
 メトロセブ地域（セブ市・マンダウエ市・ダナオ市） 横浜市

チリ

サンディアゴ市 富山市
 レンカ区

第6回国連環境総会におけるシナジー促進決議の採択



日程 | 2024年2月26日（月）～3月1日（金） | 場所 | ナイロビ

SDGs間の相乗効果（シナジー）を高めることが“3つの危機”を克服するカギであるという共通認識を醸成し、各国に2030年までのSDGs達成の努力を促すこと等を目的として、**本年3月のUNEA6にて、シナジー決議案を我が国から提出し、採択。**

タイトル | シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議

共同提案国 | フィジー共和国、カナダ、チリ共和国、スイス連邦、ノルウェー王国、ペルー共和国

概要

- 科学的知見によれば、環境に対する圧力と影響は増大している。
- シナジー・協力・連携の強化がそれらを克服し、国の環境政策とアクションを進める鍵**である。
- シナジーが発現している好事例を収集・共有し、情報交換を促進**することによって、シナジーに対する認識を高める。

国連環境総会（UNEA）の概要

- UNEAは、国連環境計画（UNEP）の意思決定機関（原則、2年に1回開催）。UNEPの予算や作業計画等の組織事項に加えて、喫緊の環境問題に関する国際社会の取組方針等を示す決議の議論・採択等を行っている。
- 今次総会のUNEA6では、日本のシナジー決議を含む14の決議が採択：汚染関係（農薬、化学品、大気汚染、砂嵐）、生物多様性関係（水、海洋、土地劣化）、問題要因関係（重要鉱物、ライフスタイル、戦争の環境影響、サトウキビ）、ガバナンス関係（シナジー、MEA連携、地域フォーラム）

7. その他環境省関連対策・施策

- ① モビリティの脱炭素化
- ② 気候変動に係る研究、観測、監視
- ③ ESD
- ④ ゼロカーボンパーク

- ① モビリティの脱炭素化
- ② 気候変動に係る研究、観測、監視
- ③ ESD
- ④ ゼロカーボンパーク

次世代自動車の普及、燃費改善等

【地球温暖化対策計画の記述】

- エネルギー効率に優れる次世代自動車（EV、FCV、PHEV、ハイブリッド自動車（HV）等）の普及拡大を推進する。
- また、商用車については、8トン以下の小型車については新車販売で、2030年までに電動車20～30%、2040年までに電動車と合成燃料等の脱炭素燃料車で100%を目指す。8トン超の大型車については、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定する。

【環境省施策の概要】

- 「商用車等の電動化促進事業（2023年度～）」により、商用車等（BEV、PHEV、FCV等）及び充電設備の導入を支援。
- 「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（2019年度～）」により、大型ハイブリッドトラックや電気トラック・バス等の市場投入初期段階の導入を支援。
- 「運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（2024年度～）」により、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルを構築。

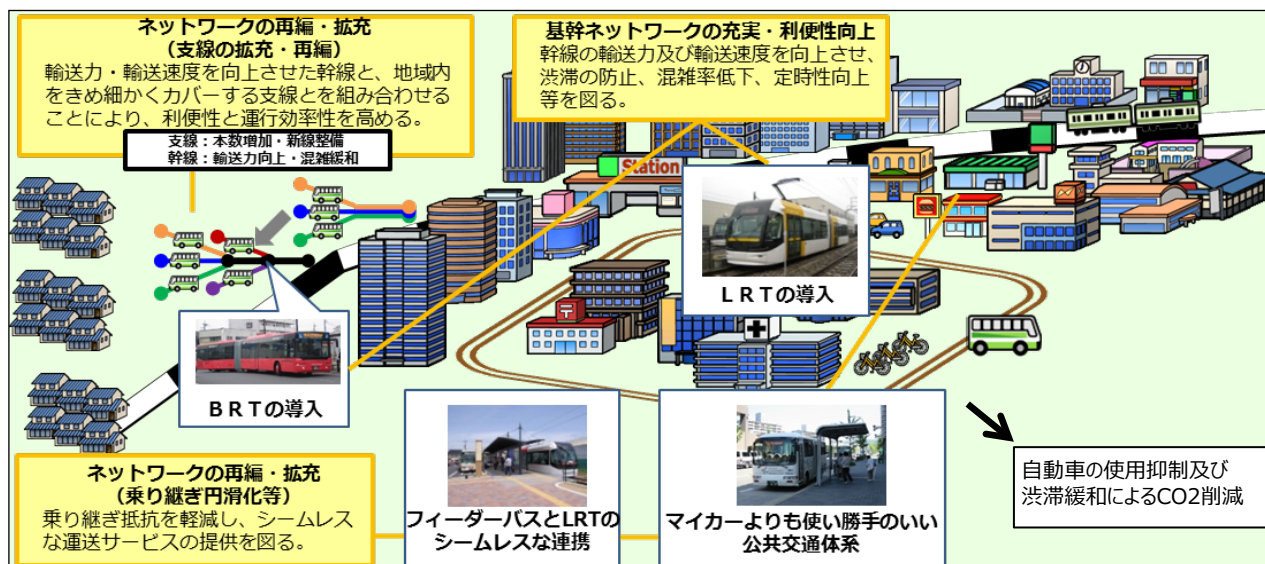
公共交通機関等の利用促進

【地球温暖化対策計画の記述】

- 鉄道を始めとする公共交通機関はマイカーと比べて単位輸送量当たりの二酸化炭素排出量が少なく、その利用促進が地域の二酸化炭素排出量の削減に寄与する。公共交通分野における脱炭素化とマイカーだけに頼ることなく移動しやすい環境整備を図るため、まちづくりと連携しつつ、LRT（Light Rail Transit）・BRT（Bus Rapid Transit）等の二酸化炭素排出の少ない輸送システムの導入を推進する（以下略）。

【環境省施策の概要】

- 「地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業」により、マイカーの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援。
- 高齢化対策、観光振興等の地域課題と地域交通の脱炭素化を同時解決する取組を促進。



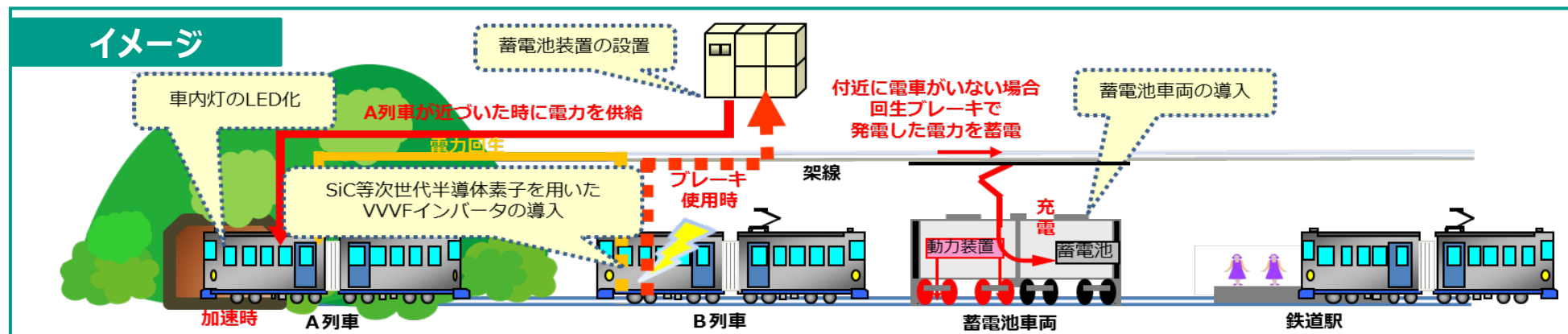
鉄道分野の脱炭素化

【地球温暖化対策計画の記述】

- 鉄道道部門においては、軽量タイプの車両やVVVF（Variable Voltage Variable Frequency control）機器搭載車両などのエネルギー効率の良い車両や先進的な省エネルギー機器等を導入してきたところであり、引き続きその導入を促進するとともに、鉄道アセットを活用した太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入を推進する。また、非化石ディーゼル燃料の導入や水素燃料電池鉄道車両等の社会実装を推進し、非電化区間を含む鉄道ネットワーク全体の脱炭素化を図る。

【環境省施策の概要】

- 「地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業」により、鉄道車両への次世代半導体素子を用いたVVVFインバータや高効率空調・LED照明設備のといった先進的な省エネ機器の導入や、回生電力を有効に活用するための大容量蓄電池や駅舎補助電源装置の導入、き電線上一括化等の取り組みを通じて、鉄軌道システムの省電力化・低炭素化に資する事業を支援。



船舶分野、航空分野の脱炭素化



【地球温暖化対策計画の記述】

- 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等（水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等）の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。
- 航空分野の脱炭素化に向けて、①持続可能な航空燃料（SAF：Sustainable aviation fuel）の導入促進、②管制の高度化による運航方式の改善、③機材・装備品等への新技術導入、④空港施設・空港車両の省エネルギー化等の促進、⑤空港の再生可能エネルギー拠点化等を促進し、官民連携の取組を推進する。

【環境省施策の概要】

- 「ゼロエミッション船当の建造促進事業」により、ゼロエミッション船等の建造に必要となる生産設備の整備を支援し、その普及を促進。
- 「産業車両等の脱炭素化促進事業」により、空港の再エネを活用した装置・車両の導入、港湾区域の脱炭素化に配慮した荷役機械等の導入、船舶のLNG・メタノール燃料システム等の導入、燃料電池フォークリフトの導入により、産業車両・産業機械等の脱炭素化を促進。

- ① モビリティの脱炭素化
- ② 気候変動に係る研究、観測、監視
- ③ ESD
- ④ ゼロカーボンパーク

気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化①

環境研究総合推進費

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保等、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施。

【2023年度】

- 気候変動の緩和策と適応策の統合的戦略研究をはじめ、気候変動メカニズムの解明、地球温暖化による影響の評価、温室効果ガスの削減及び地球温暖化への適応策等に関する研究開発課題を複数実施。

地球環境保全試験研究費

環境省が地球環境保全に関する関係行政機関の研究費を一括して計上し、その配分を通じて政府全体としての研究進捗の効率化を図りつつ、中・長期的視点から地球環境保全に関する試験研究を実施。

【2023年度】

- 2023年度に開始した「東南アジア及び国内太平洋沿岸域における短寿命気候強制因子気体成分の長期モニタリング」、「緩和と適応の両立のためのアジア・アフリカの水田のメタン排出と生産応答モニタリング」等の研究開発課題を含む計10課題を実施中。

気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化②



温室効果ガス観測センサの開発・運用

【2023年度】

- 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)、「いぶき2号」(GOSAT-2)によって、二酸化炭素とメタンの濃度を宇宙から継続的に観測し、全大気月別平均濃度が季節変動をしながらも上昇している状況を把握し定常的に公開。
- 3号機にあたる温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)は、2025年6月の打ち上げに向け、温室効果ガス排出源の特定能力と排出量推計精度の向上を目指した温室効果ガス観測センサ3型(TANSO-3)の詳細設計を完了するとともに、プロトフライトモデルの製作・試験及び地上システムの開発を実施。
- GOSATシリーズを活用した温室効果ガス排出量推計技術の普及促進の一環として、モンゴルにおける成果を学術論文として公表し、中央アジア5か国への展開を目指し、2023年度までにそのうち3か国と技術協力に関する協定を締結。別途、インドが、国連への報告書の中で、GOSATのデータを自国のメタン排出量推計の妥当性検証に活用。

【2024年度以降】

GOSATシリーズの継続的な観測体制により、我が国主導の温室効果ガス排出量推計技術の国際標準化及び脱炭素化社会に向けた施策効果の把握への貢献を目指す。

IPCC

【2023年度】

- 2023年から開始された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第7次評価報告書サイクルに関する国内外の活動を継続して支援。
- 我が国の最新の知見が各種報告書に十分に反映されるよう、日本の研究者の支援や意見交換を行った。
- IPCC第6次評価報告書および第7次評価報告書サイクルについて、普及啓発資料の作成・広報活動を行った。

【2024年度以降】

2024年度以降は、第7次評価報告書サイクルへの準備・対応等を行い、我が国の最新の知見が反映することを通じて、IPCCへの貢献を目指す。

- ① モビリティの脱炭素化
- ② 気候変動に係る研究、観測、監視
- ③ **ESD**
- ④ ゼロカーボンパーク

環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進



●概要

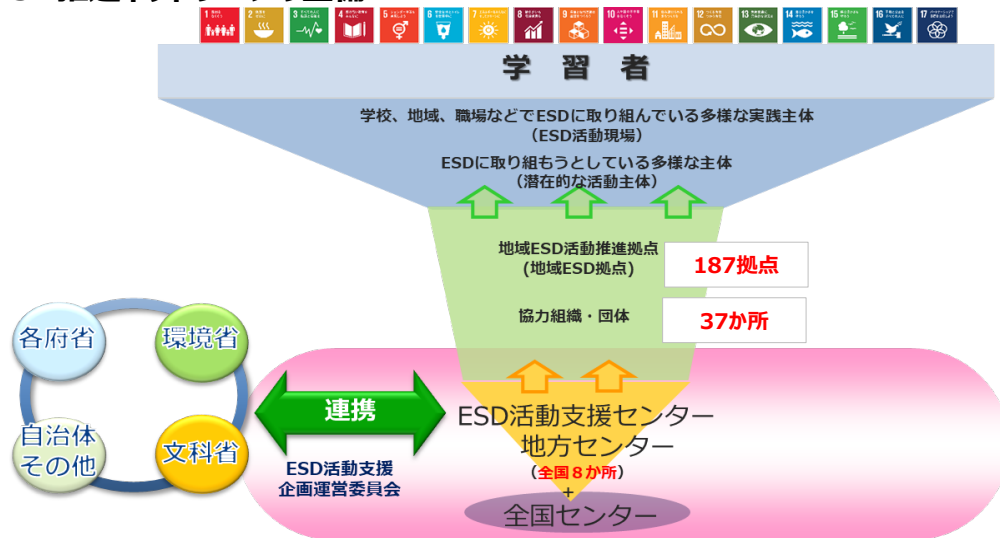
持続可能な社会の構築を目指して、環境教育等促進法に基づき、学校、家庭、職場等における民間団体等の自発的な環境教育等の取組を促進するとともに、ESD推進ネットワークの整備を通じて、持続可能な開発のための教育（ESD）の活動を推進。

●対策・施策の進捗状況と今後の取組方針

施策の性格上、直ちにCO₂排出量の削減に寄与するものではないが、企業が教育の主体として参画し始め、例えば、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定数や参加者数の増加により、多くの国民が体験活動に参加できているなど、様々な取組を通じて対策が進んでいるものと評価できることから、引き続き、組織や地域の実情に応じた創意工夫のある環境教育の取組及びESDを推進していく。

予算事業

ESD推進ネットワークの整備



教職員等環境教育・学習リーダー養成研修事業

教職員等に対し、環境教育の企画・実践力を高める研修を実施。（397名参加）

全国ユース環境ネットワーク促進事業

- ・優良な環境活動を行う高校生を表彰。
- ・高校生が社会との関わりの中で、自らの環境活動のあり方を考えるワークショップを実施。
- ・環境情報誌を作成し、高校に配布。

法律上の制度

人材認定等事業登録制度

- ・民間における環境人材の円滑な活用等を目的として、民間事業者等が行っている環境保全に関する知識や能力を有する者等の研修や認定等の事業を、申請に基づき、国が登録する制度。
- ・登録事業数：55
- ・認定・受講者等数：約32,700人（年間）
- ・登録事業は、環境教育、森林保全、リサイクル・廃棄物等など様々な分野。
（例：うちエコ診断士資格試験、ビオトープ管理士セミナー、産業廃棄物処理検定等）
- ・登録事業で得られた知識や技能は、就職、起業などキャリア形成にも繋がっている。

体験の機会の場の認定制度

- ・土地又は建物の所有権等を有する国民や民間団体等が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、申請に基づき、都道府県知事等が認定をする制度。
- ・場の認定数：31
- ・利用者数：約43,000人（年間）
- ・安全性の基準を満たし、質の高い体験プログラムを提供する場として、安心して深い学びを得ることが可能。
（例：社有林、廃棄物処理施設、自然体験学校、公害資料館等）
- ・学校の授業や、企業等の社員研修の場としても利用されている。
- ・教職員等養成研修の実施場所としても活用。

（※）数字は全て令和5年度末時点

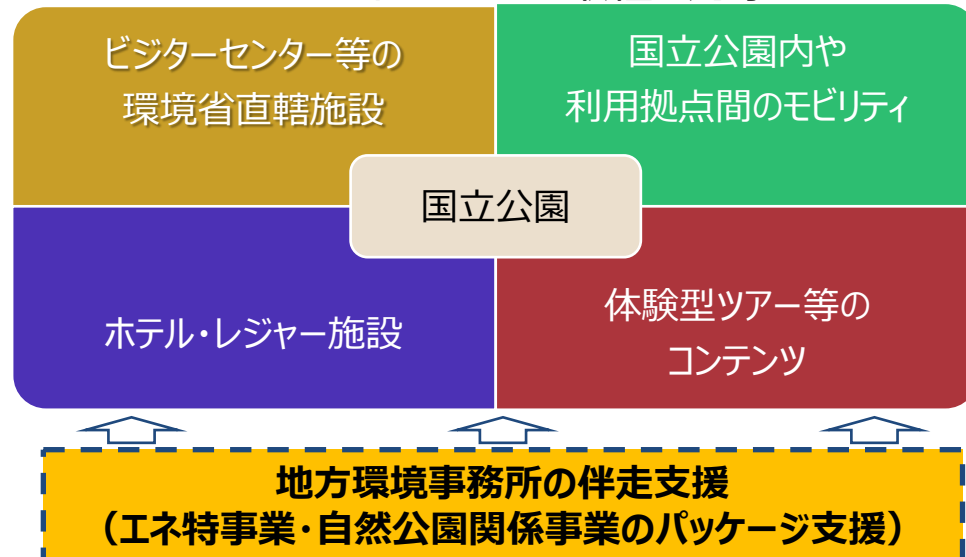
- ① モビリティの脱炭素化
- ② 気候変動に係る研究、観測、監視
- ③ ESD
- ④ ゼロカーボンパーク

国立公園におけるゼロカーボンパーク推進

- 国立公園における電気自動車等の活用、国立公園に立地する利用施設における再生可能エネルギーの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めてサステナブルな観光地づくりを実現。
- 国立公園をカーボンニュートラルのショーケースとし、訪れる国内外の人たちに脱炭素型の持続可能なライフスタイルを体験して頂く場を提供。

2021年3月より、先行してカーボンニュートラルに取り組むエリアを「**ゼロカーボンパーク**」として位置づけ。地域循環共生圏づくりプラットフォームやゼロカーボンシティの支援枠組みを基礎として、既存の**エネ特事業**や**自然公園関係事業等の活用によりパッケージで支援**。

ゼロカーボンパークの取組の対象



ゼロカーボンパークの主な要件

- 国立公園の**自然環境の保全に配慮しつつ**、施設管理者等の需要側のカーボンニュートラルに向けた具体的取組（**利用施設の自家消費型再エネ設備の導入・省エネ改修、モビリティの脱炭素化等**）を行う予定があること。
- 国立公園内のみならず、**周辺の利用拠点やアクセスも含めたエリア全体の脱炭素化を進める**ものであること。
- 脱炭素以外にもプラスチックゴミの削減など、**サステナブルな観光地作りに資する取組**があること。（例：ウォーターサーバーの設置、プラスチック容器の削減等）
- 脱炭素の取組を利用者に対して普及啓発するものであること。

ゼロカーボンパーク登録自治体：松本市、志摩市、那須塩原市、妙高市、鉏路市（阿寒摩周国立公園及び鉏路湿原国立公園）、千歳市、片品村、弟子屈町、美幌町、足寄町、日光市、廿日市市、福島市、鳥羽市、立山町、雲仙市、宮古市、美瑛町、隠岐の島町、羅臼町・斜里町、南伊勢町

